

ある。而して行政裁判所の判決に對しては、再審を求めるとは出來ぬ。其の判決は一審にして又終審である。

行政裁判所に出訴することを得る事件は、法律勅令に別段の規程あるものを除く外、左の如きものである。

- (1)、海關税を除く外、租税及び手数料の賦課に關する事件。
- (2)、租税滯納處分に關する事件。
- (3)、營業免許の拒否又は取消に關する事件。
- (4)、水利及び土木に關する事件。
- (5)、土地の官有民有區分の査定に關する事件。

行政裁判所は、行政訴訟を裁決する合議制の官廳である、東京に一箇所を置き、長官及び評定官（專任十四人）を以て組織する。共に刑法の宣告又は懲戒の處分に由るに非ざれば、其の意に反して退官轉官又は非職せられることなく、地位を保障されてゐる。之れ裁判の公平を期する所以である。

### 第三、拓務行政官廳

行政訴訟  
事件

行政裁判  
所の組織

### 一、朝鮮

朝鮮には朝鮮總督府ありて之を管治する。

朝鮮總督府に朝鮮總督を置く。總督は朝鮮を管轄する。親任である。

總督は諸般の政務を統理し、内閣總理大臣をして上奏を爲し、及び裁可を受ける。

總督は安寧秩序の保持の爲め必要と認めるときは、朝鮮に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することが出来る。

總督は其の職權又は特別の委任に依て、朝鮮總督府令を發し、之に一年以下の懲役若しくは禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することが出来る。

總督は所轄官廳の命令又は處分にして、制規に違ひ公益を害し、又は權限を犯すものありと認めるときは、其の命令又は處分を取消し、又は停止することを得。

總督は所部の官吏を統督し、奏任文官の進退は内閣總理大臣を経て之を上奏し、判任文官以下の進退は之を專行する。又内閣總理大臣を経て、所部文官の叙位叙勳を上奏する。

總督府に總督官房並に左の六局及び一部を置いて事務を分掌する。  
内務局、財務局、殖産局、法務局、學務局、警務局、山林部、

朝鮮總督府  
總督  
總督の職  
務權限

總督府の  
部局

政務總監  
總督府地  
方官

總督府に監督を置く、親任である。總督を補佐し府務を統理し、各部局の事務を監督する。朝鮮總督府下に左の十三道を置き、知事(勅任)を置いて地方の行政を行ふ。

京畿道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道、  
黄海道、平安南道、平安北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道、

### 二、臺灣

臺灣には臺灣總督府ありて之を管治する。

臺灣總督府  
總督  
總督の職務権限

臺灣總督府に臺灣總督を置く。總督は臺灣を管轄する。親任である。

總督は拓務大臣の監督を承けて、諸般の政務を統理し、安寧秩序の保持の爲め必要と認めるときは其の管轄区域内に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することが出来る。

總督が陸軍武官なるときは、臺灣軍司令官を兼ねしめることが出来る。

總官は、其の職權若くは特別の委任に依て、總督廳令を發し、之に一年以下の懲役、禁錮若くは拘留又は二百圓以下の罰金若くは科料の罰則を附することが出来る。

總督は必要と認める地域内に於て、其の地の守備隊長若くは駐在武官をして民政事務を兼掌させることが出来る。

總督府の  
各局

總務長官

總督府地  
方官

樺太廳

長官

總督は知事又は廳長の命令又は處分にして成規に違ひ、公益を害し、又は權限を犯すものありと認めるときは、其の命令又は處分を停止し、又は取消することが出来る。

總督は所部の官吏を統督し、奏任文官の進退は拓務大臣に由り、内閣總理大臣を経て之を上奏し、判任官以下は之を專行する。又拓務大臣に由り、内閣總理大臣を経て所部文官の叙位叙勳を上奏する。

總督府に總督官房の外左の五局を置いて事務を分掌する。

内務局、文敎局、財務局、殖産局、警務局、

總督府に總務長官を置く、總督を佐け、部務を總理し、總督官房及び各局の事務を監督する。

臺灣總督府下に左の五州及び三廳を置き、州に知事(勅任)、廳に(奏任)廳長を置いて地方の行政を行ふ。

臺北州、新竹州、臺中州、臺南州、高雄州、臺東廳、花蓮港廳、澎湖廳、

### 三、樺太

樺太に樺太廳あり、樺太廳長官を置く。勅任である。

樺太廳長官は拓務大臣の指揮監督を承け、法律命令を執行し、部内の行政事務を管理する。但

し郵便電信及び電話に關する事務に付ては遞信大臣、貨幣銀行及び關稅に關する事務に付ては大藏大臣、度量衡及び計量に關する事務に付ては商工大臣の監督を承ける。

長官は其の職權又は特別の委任に依て廳令を發し、之に三月以下の懲役若しくは禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することが出来る。

長官は非常急變の場合に臨んで兵力を要し、又は警護の爲に兵備を要するときは、師團長に移牒して出兵を請ふことが出来る。

長官は所部の官吏を指揮監督し、高等官の功過は拓務大臣に具狀し、判任官以下の進退は之を行ふ。

長官所屬官廳の命令又は處分にして、成規に違ひ公益を害し又は權限を犯すものありと認めるときは、其の命令又は處分を取消し又は停止することが出来る。

樺太廳に長官官房及び左の三部を置いて事務を分掌する。

内務部、農林部、警察部、

樺太廳管内須要の地に樺太廳支廳を置く。其の名稱、位置及び管轄區域は拓務大臣の認可を経て長官が之を定める。現在の支廳は左の通りである。

豊原支廳 (豊原郡豊原町)

泊居支廳 (泊居郡泊居町)

大泊支廳 (大泊郡大泊町)

元泊支廳 (元泊郡元泊村)

本斗支廳 (本斗郡本斗町)

敷香支廳 (敷香郡敷香村)

真岡支廳 (真岡郡真岡町)

四、關 東 州

關東州に關東廳あり、關東長官を置く。長官は關東州を管轄し、南滿洲に於ける鐵道線路の警務上の取締の事を掌り、南滿洲鐵道株式會社の業務を監督する。親任である。

陸軍武官が關東長官に任せられたときは、之に關東軍司令官を兼ねしめることが出来る。

關東長官は拓務大臣の監督を承けて、諸般の政務を統理する。但し涉外事項に關しては外務大臣の監督を承ける。

關東長官は其の職權又は特別の委任に依て、廳令を發し、之に一年以下の懲役、禁錮若しくは拘留又は二百圓以内の罰金、若しくは科料の罰則を附することが出来る、又安寧秩序を保持する爲め、臨時緊急を要する場合に於ては此の制限を超える罰則を附した命令を發することも出来る。而して緊急命令は發布後直ちに拓務大臣に由て、内閣總理大臣を経て勅裁を請はねばならぬ。若し勅

裁を得ないときは、長官は直ちに之を將來に向つて効力なきことを公布する。

關東長官は其の管轄區域の安寧秩序の保持、又は鐵道線路の警護の爲め必要あるときは、關東軍司令官に兵力の使用を請求することが出来る。

關東廳に長官官房内務局、警務局及び財務部を置く。

關東州を二區に分ちて各區に民政署を置き、民政署の事務を分掌する爲めに須要の地に民政支署を置く。

### 五、南洋群島

南洋諸島に南洋廳あり、長官を置く。長官は拓務大臣の指揮監督を承けて、部内の政務を管理する。但し郵便及び電信に關する事務に付ては遞信大臣、貨幣、銀行及び關稅に關する事務に付ては大藏大臣、度量衡及び計量に關する事務に付ては商工大臣の監督を承ける。

長官は其の職權又は特別の委任に依て、廳令を發し、之に一年以下の懲役若くは禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することが出来、また安寧秩序を保持する爲め、臨時緊急を要する場合に於ては、此の制限を超える罰則を附した命令を發することが出来る。而して緊急命令は公布後直ちに拓務大臣に由て、内閣總理大臣を経て勅裁を請はねばならぬ。若し勅裁を得

關東廳の  
部局  
關東廳地  
方官

南洋廳長  
官

長官の職  
務制限

ないときは、直ちに長官は之を將來に向つて効力なきことを公布する。

長官は其の管轄區域の、安寧秩序を保持する爲め、必要ありと認めるときは、鎮守府司令長官又は附近の海軍主席指揮官に兵力の使用を請求することが出来る。

南洋廳管内須要の地に南洋廳支廳を置く。又長官は、支廳の事務を分掌させる爲めに、支廳出張所を置くことも出来る。

### 第四、官 吏

#### 一、官 吏

各省大臣、知事等の如き官廳及び此等の補助機關たる次官、内務部長、屬、技手等は、みな官吏である。帝國大學の教授、師範學校長、郵便電信局長等も亦官吏である。

官吏とは、天皇又は其の委任を受けたる機關に依りて任命されたもので、國家の事務を管掌する義務を負ひ、統治者に對して特別服從の關係に立つ人をいふ。

官吏は原則として官廳を組織し、又は官廳の補助機關となり、或は營造物を構成する要素となりて、國家の事務を行ふのである。——大臣、知事、の如く、官廳たるものを長官と稱し、長官の補助機關たる官吏を補助官といふ。長官は其の事務に關して自ら決定權を有するけれども、補

南洋廳支  
廳  
支廳出張  
所

官吏

長官  
補助官

助官は決定権を有しない。

官吏は任命せらるべきものであるから、市町村吏員、官衙の使丁等は官吏ではない。官吏は國家の事務を管掌するものであるから、宮内官等は官吏ではない。官吏は統治者に對し特別服従の關係に立つものであるから、一般臣民の義務たる兵卒は官吏ではない。

官吏に高等官、判任官の別がある。高等官とは勅任官及び奏任官をいふ。而して勅任官中には各大臣、陸海軍大將の如く天皇親ら任命の發意に出で、之を任命せられる親任官と、府縣知事、陸海軍中少將等の如く、任命の發意は矢張天皇にあるも、その任命は内閣總理大臣が勅命を奉じて之を行ふ普通勅任官とがある。次に奏任官とは、其の任命は天皇の發意によらずして内閣總理大臣の奏薦に依りて、各省又は各省所屬の官廳に屬するものは内閣總理大臣を経て、主任大臣の奏薦に依りて天皇の任命せられるものである。

判任官は天皇の委任によりて、各所屬の官廳が之を任命するものである。

高等官  
判任官

親任、勅任、奏任

官等

階級

待遇官

官等は高等官は親任官を除く外一等より九等まで、判任官は一等より四等までに別たれる。

親任官	勅任官	奏任官	判任官
	普通勅任官		
一等、二等、		三等……九等	一等……四等

次に各階級官を例示する。



府縣立中學校長、高等女學校長等は奏任官の待遇を、巡查等は判任官の待遇を受ける。待遇とは其の官相等の禮遇を受ける謂で、待遇官又は准官吏など稱するものである。待遇官は凡て官制

に依らずして任命の形式を採らるゝものにして、官吏ではない。

官吏は又其の職務に依て文官と武官に分たれる。陸海軍の將校准士官下士等は武官で、武官以外の官吏はみな文官である。

官吏の任免は天皇の大權に屬する。憲法に「天皇ハ行政部ノ官制及文部官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任命ス」(第十條)とある。而して官吏たるには憲法に示さるゝ如く一定の資格に依りて何人も其の職に就くことを得るのである。「日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ」る。(第十九條)而して法令の定むる資格とは「文官任用令」等を指すもので、官吏の種類階級によりて操行上、知能上、身體上等について、種々の要件が存する。

高等試験(奏任文官、外交官及領事官の任用資格試験、並裁判所構成法第五八條の試験)普通試験(判任文官の任用資格試験)判事檢事登用試験等は文官任用の主なる資格試験である。

(大正二年勅令第二六一號文官任用令、大正七年勅令第七號高等試験令、同第八號普通試験令、等參看)

官吏を任命する命令書を官記之を免する命令書を辭令書といふ。

親任官の官記には親署の後御璽を鈐し、内閣總理大臣年月日を記入し之に副署する。普通勅任官の官記には御璽を鈐し、内閣總理大臣年月日を記入し之を奉ずる。奏任官の官記には内閣印を

文官  
武官

任免

官記

辭令書

鈐し、内閣總理大臣年月日を記入し、之を宣する。

親任官の辭令書には御璽を鈐し、内閣總理大臣年月日を記入し之を奉ずる。普通勅任官の辭令書には内閣總理大臣年月日を記入し之を奉ずる。奏任官の辭令書には内閣總理大臣年月日を記入し之を宣する。

文官任用令 (大正二年勅令二六一號)

第一條 文官ノ任用ハ親任式ヲ以テ任スル官及特別ノ規程ヲ設クルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 勅任文官ハ第五條第一項ノ資格ヲ有シ、一年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官トシテ、一年以上高等文官

三等ノ職ニ在リタル者ヨリ之ヲ任用ス

第三條 第五條第一項ノ資格ヲ有セスニ一年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在

リタル者ハ高等試験委員ノ詮衡ヲ經テ之ヲ勅任文官ニ任用スルコトヲ得

第三條ノ二 左ニ掲クル勅任文官ハ前二條ノ規程ニ依ル資格ヲ有セサルモ各其ノ職務ニ必要ナル學識、技能及經驗ヲ有スル

者ヨリ高等試験委員ノ詮衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

製鐵所長官

海外駐劄財務官

專賣局長官

内閣印刷局長

第七課 行政官廳

公民科精義

造幣局長

專賣局部長

千住製絨所長

臺灣總督府專賣局長

第四條 陸海軍將官ハ各其ノ部内ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ得

第五條 奏任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 高等試験行政科試験ニ合格シタル者

二 高等試験外交科試験ニ合格シタル者ニハ外交官又ハ領事官ノ職ニ在リタル者

三 二年以上判事又ハ検事ノ職ニ在リタル者

四 裁判所構成法ニ依リ判事、検事又ハ司法官試補タル資格ヲ有シ二年以上陸軍法務官若ハ海軍法務官、朝鮮總督府若ハ

南洋廳ノ判事若ハ検事又ハ臺灣總督府法院若ハ關東廳法院ノ判官若ハ檢察官ノ職ニ在リタル者

二年以上奏任教官ノ職ニ在リタル者ハ之ヲ文部部内ノ奏任文官ニ任用スルコトヲ得

第六條 判任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 中學校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者

二 高等試験令第七條ノ規程ニ依リ高等試験豫備試験ヲ受クルコトヲ得ル者

三 専門學校令ニ依リ法律學、政治學、行政學又ハ經濟學ヲ教授スル學校ニ於テ三年ノ課程ヲ履修シ其ノ學校ヲ卒業シタル者

四 普通試験ニ合格シタル者

五 高等試験ニ合格シタル者

六 二年以上文官ノ職ニ在リタル者

七 四年以上雇員タル者

第七條 教官、技術官其ノ他特別ノ學術技藝ヲ要スル文官ハ高等官ニ在リテハ高等試験委員判任官ニ在リテハ普通試験委員

ノ詮衡ヲ經テ之ヲ任用ス

學校長ハ前項ノ規程ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得

官吏の特權

官吏は國家より其の地位を認められ、俸給其の他の給與或は旅費の支給、恩給（恩給は退官後終身給せられる年金で恩給を受けるものは通常の場合は十五年以上在官すべきこと——文官）遺族扶助料（在官十五年以上の者在官中死去した時、在官十五年未滿なるも公務のため死去したる時或は恩給を受くる者の死去したる時等遺族に支給される年金——文官）（此他退官賜金、一年以上の在官者退官したる時一時限り給せられるもの——文官。或は一時扶助金、在官十五年未滿にして公務の故に非ずして死去したる時一時限り遺族に給せられるもの——文官）等を受ける權利を有し、勲勞に依り位官等に叙せられる。

「凡ソ位ハ華族勅任官ノ國家ニ勲功アル者又ハ表彰スヘク功績アル者ヲ叙ス」（叙位條例第一條）

第七課 行政官廳

(俸給、恩給につきては明治四十二年勅令一三四號高等官官等俸給令、同一三五號判任官俸給令、明治二十三年法律四三號官吏恩給法、同四四號遺族扶助法、同四五號軍人恩給法等參看)

### 二、官吏の任務

官吏は職務上には當然の義務を帯びる。即ち上官に服従すべきこと、國民幸福を旨とし、忠實なるべきこと、在官中は勿論退官後と雖も職務上の秘密を漏洩してはならぬこと、公私の場合ともに、官吏たるの品位を汚辱するが如きことを慎むべきこと等の義務を有する。

「凡ソ官吏ハ天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ各其職務ヲ盡スヘシ」(官吏服務規律第一條)

官吏若し職務上の義務に違背し或は職務を怠ることあれば、責任を生じ懲戒によつて譴責・減俸・免官(以上の三は懲戒處分である)——「文官懲戒令」等の處罰を受け職權濫用罪賄賂罪は瀆職罪として刑事上の責任を生じ、其他官吏が職權外の行爲に依て國家或は私人に對して損害を與へたるときは、損害賠償の責(民事上の責任)を負ふ。

#### 官吏服務規律 (明治二十年勅令三九號)

- 第一條 凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ各其職務ヲ盡スヘシ
- 第二條 官吏ハ其職務ニ付本屬長官ノ命令ヲ遵守スヘシ但命令ニ對シ意見ヲ述ヘルコトヲ得

### 責任

第三條 官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス廉恥ヲ重シ食汚ノ所爲アルヘカラス

官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス威權ヲ濫用セス謹慎懇切ナルコトヲ務ムヘシ

第四條 官吏ハ己ノ職務ニ關スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

裁判所ノ召喚ニ依リ證人又ハ鑑定人ト爲リ職務上ノ秘密ニ就キ訊問ヲ受クルトキハ本屬長官ノ許可ヲ得タル件ニ限り供述スルコトヲ得

第五條 官吏ハ私ニ職務上未發ノ文書ヲ關係人ニ漏示スルコトヲ禁ス

第六條 官吏ハ本屬長官ノ許可ナクシテ擅ニ職務ヲ離レ及職務上居住ノ地ヲ離ルルコトヲ得

第七條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ營業會社ノ社長又ハ役員トナルコトヲ得

第八條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其職務ニ關シ慰勞又ハ謝儀又ハ何等ノ名儀ヲ以テスルモ直接ト間接トヲ問ハス總テ他人ノ贈遺ヲ受クルコトヲ得

官吏外國ノ君主又ハ政府ヨリ授與セントスル所ノ勳章榮賜俸給並贈遺ヲ受クルニハ天皇陛下ノ裁可ヲ要ス

第九條 左エ掲ケタル者ト直接ニ關係ノ職務ニ居ルノ官吏ハ其饗燕ヲ受クルコトヲ得

- 一、官廳ノ工事ヲ請負フ者
- 一、官廳ノ爲替方又ハ出納ヲ引受クル者
- 一、官廳ノ補助金ヲ受クル起業者
- 一、官廳ノ用品ヲ調達スル者

#### 第七課 行政官廳



一、官廳ト諸般ノ契約ヲ結フ者

第十條 凡ソ上官タル者ハ職務ノ内外ヲ問ハス所屬官吏ヨリ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス

第十一條 官吏並ニ其家族ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ直接ト間接トヲ問ハス商業ヲ營ムコトヲ得ス

第十二條 官吏ハ取引相場會社ノ社員タルコトヲ得ス及間接ニ相場商業ニ關係スルコトヲ得ス

第十三條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ本職ノ外ニ給料ヲ得テ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス

第十四條 浪費シテ産ヲ破リ其分ニ應セサル負債ヲ爲ス者ハ過失ノ一タルヘシ

第十五條 官吏ハ私立郵船會社又ハ私立鐵道會社ヨリ無賃乗船無賃乘車切符ヲ受クルコトヲ得ス

第十六條 凡ソ局長所長其他一部ノ長ハ各所屬官吏ヲ監督シ其過失若シ懲戒處分ヲ行フノ區域内ニ在ラサル者ハ之ヲ訓告ス

ルコトヲ務ムヘシ若シ懲戒處分ヲ要スト認ルトキハ事情ヲ具ヘテ之ヲ本屬長官ニ稟告スヘシ其情ヲ知り隠蔽シテ稟告

セサル者亦過失タルコトヲ負レス

第十七條 本規律ハ高等官判任官及俸給ヲ得テ公務ヲ奉スル者ニ適用ス

明治天皇御製

まつりごとたゞしき國といはれなむものゝつかさよちから盡して。

ちよろづの民の心をさむるも、いつくしみこそ基なりけれ。

世の中の人の司となる人の身のおこなひよたゞしからなむ。

しまといふしまのはてまで司人、めぐみの波をかけなもらしそ。

第八課 國 法

要綱	國 法	要 目	細 目
		第一、國 法	一、國 法
		第二、法の尊重	二、國法の種類
			一、法の尊重
			二、法と道徳

要旨 本課は國法の概要を授け、法の尊重すべきこと及び法と道徳との關係を理解せしむ。

第一 國 法

法は共同生活に於ける各人の行爲の準則にして、主權者が制定し又は認定したものである。

國家は多衆民人共同の生活團體であり、且つ自ら永遠に進歩發展すべき使命を有するが故に、斯目的を達せんが爲めに、國民の行爲を規正する法則を必要とする。此の法則は則ち國法（又は單に法と稱する）である。

人智の未開生活の單純なる時代にありては、其の團體生活を律するに概ね口約又は多く不文の

法の意義  
國法の必  
要  
法の發達

習慣に依りしも、人智進み生活の状態漸く複雑となり、國家組織また整ふに至りては、其處に團體生活に關する規定——法則（成文法）を整備して人々の生活の安固を圖り、團體の利害を保護し秩序を維持するに至つた。實に今日の文明諸國は所謂法治國にして、國家は幾多の法規を施行して、國民をして之を遵奉せしめ、國家自らも亦之に依遵するのである。

人類は群居團結の性に富むと雖も、又利己心を有するが故に、若し各人が利己心を縱にして、他の迷惑を顧みざるの行動を爲すときは、爲めに社會の安寧秩序は紊れ、弱小者は常に強大者に壓服せられ、遂に國民生活の安定を缺き、國家の進運を阻害するに至る。茲に於てか國法は國家社會の安寧幸福を保護増進し、國民共同の生活をして之を完からしめんがために、必然設けらるる所以である。約言すれば國法は國家共同生活の目的を達せんが爲めに須要のものにして、國民日常行爲の規矩準繩となるものである。

人々はお出づるに門戸によるべく、往々に道によらねばならぬ如く、必ず國法に依遵して生活すべく、常に之が保護と支配を享けるものである。

法の性質は決して消極的のものではない。國家國民の幸福發達の爲めに、積極的意義あるものである。法は實に國民の生命財産を保護し名譽を保護し、——道路を保護し河川を保護し——農

園の病蟲害を驅除し、——暴風雨を豫警する如き、——我等に取りて恩威を以て臨む保護者である。

法は決して良民を束縛する捕縄ではない。國民行爲の準繩である。法を以て直ちに我等の行動の境域を狭小にし、（局限されることは事實に相違ないが、）行爲を拘束するもの、如く思爲するのは、裏面的な單方面な觀方である。それは寧ろ法の處罰力に對する畏怖の感念に基くものと云つてよからう。勿論法には刑法の如く直接行爲を罰することを主とする性質のものもあれば、其他の法規にありても、多くは不行爲に對する處分、即ち罰則の條項を規定するものである。是れ法の性質上（強制力を有する）當然然る處で、之を以て直ちに拘束者なりとしてはならぬ。法は國民の保護者である。

法は利害慾望の關係を異にする人々を規制して、其の正當なる利益を保護し、社會の秩序を維持するものであるから、各人の享有すべき權利を定め、又負ふべき義務を規定するのである。故に人々は法に依て初めて權利義務の關係を生ずるものである。即ち各人の享有する權利は、全く法によりて與へらるゝ所のものにして、義務も亦之に依て生ずるのである。法を外にしては國家の保護も個人の主張も意義をなさないものと謂つてよいのである。

議員の選舉權、被選舉權、或は官吏となり得る權、居住、移轉、身體の自由、言論、信仰の自由等は、國民の直接國家に享くるの權利にして、是等は憲法によりて保障せらるる國民權である。(之を公權といふ)又各人が人として一個の資格を有し、生命、身體、名譽等に關して敢て他人の侵害を受くることなく、又身分上、親權、戶主權、相續權等を有し、或は財産に關する種々の權利を有する等は、國民相互間の權利に屬するものとして規定せらる。(之を權利といふ)而して權利に伴ひ負ふべき義務の存するのは、猶事物に表裏兩端あるが如く、殆ど必然の結果である。併し權利に基く結果にあらざる——兵役、納税の如き公務は、當然(權利に伴ふ代償的のものではなく)國民の負ふべき義務として規定せらるるものである。

國民は各自の權利を善用するとともに、又必ず義務の履守を忽にしてはならぬ。然るに權利の主張のみを知りて義務の觀念に乏しき結果は、紛議其の間に多く、或は社會の平和を破り、國家の進運をも阻害するものである。人若し義務の履守を等閑にし、或は他の權利を侵すに至りては國家は權力によりて之に制裁を加へ、以て正當なる權利を保護し、社會の秩序を保全するのである。

## 二、國法の種類

國法は其の性質或は觀方によりて種々に分類される。左に其の概要を擧げる。

一、公法と私法 憲法、選舉法、刑法等の如く、國家と臣民間の權力服從關係を規定せるものは之を公法といひ、民法、商法等の如く、人民相互間に生ずる權利義務の關係を定むるものは私法と稱する。

二、普通法と特別法 刑法、民法、市町村制等の如く、一般の人民、一般の事項、一般の地方に關するものは之を普通法といひ、陸海軍刑法、商法、北海道町村制等の如く、特別の人、特別の事項、特別の場所に關するものは、之を特別法といふ。普通法と特別法とは之が適用の限界の如何に依る相對的の區別である。双法規定の適用に就て抵觸するときは、特別法を先にするのを原則とする。

三、成文法と不文法 文書を以て發するものは成文法にして、慣習を承認して法と爲したるものは不文法である。

「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサル慣習ハ法令ノ規定ニ依リテ認メタルモノ及ヒ法令ニ規定ナキ事項ニ關スルモノニ限リ法律ト同一ノ效力ヲ有ス」(法例第二條)

四、強行法と任意法 憲法、刑法、租税法等の如く、國家が公益のために人民の意志如何に關



一、法律の制定と公布 法律は法律案の提出により、議會の協賛を經、天皇の裁可を仰ぎて公布せられる。

法律案の提出は、政府、貴族院及び衆議院各之を爲し得るのである。協賛とは審議議定することとで、法律の制定は必ず立法の機關たる議會の協賛を必要とする。併し立法權は天皇に在りて議會には存しない。故に法律となるには天皇の裁可し給ふことを要するのである。

法律の制定は即ち立法である。立法權は天皇に在りて議會には存しない。議會は天皇の立法權を行はるゝ機關たるのである。

讀會法

讀會法 法律案は、三讀會を經て議決すべきものである。

第一讀會は議案を朗讀したる後、其の趣旨を辨明する。次に大抵委員に付托して調査せしめ、議院は委員の報告を待ちて、大體の討論の後、第二讀會を開くべきか否かを決する。第二讀會を開くべからずとなれば該案は廢案となる。

第二讀會は議案を逐條審議して議決する。本讀會に於ては修正の動議を提出することが出来る。

第三讀會は第二讀會に於て決議したるものを議案として、議案全體の可否を議決する。本讀會に在りては文字の更正の外、修正の動議を爲すことを得ないのが本體である。本讀會で議案を可決すれば其の院の議決となり、否決すれば廢案となる。

三讀會の方法は議院以外に於ても一般に準用される。

裁可と公布式

裁可と公布の方式 裁可せられたる法律には天皇御名を親署し、内大臣は御璽を鈐し、國務大臣は之に副署する。

帝國憲法、皇室典範の改正、法律、勅令、國際條約の發表、豫算等には上諭を附して公布される。(公式令)尙特に樞密顧問の諮詢を經たる時は其の旨記載せられる。

問の諮詢を經たる時は其の旨記載せられる。

(例) 朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國議會ノ協賛ヲ經タル衆議院議員選舉法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正八年五月二十二日

各國務大臣副署

公式令(明治四十年一月勅令第六號)「第一條ヨリ第十二條マデ」第六課參照。

二、命令は法律と其の制定の手續を異にする。法律は議會の協賛を經ねばならぬが、命令は議會の議決を經ずして天皇親ら之を發し、又は行政官廳をして發せしめられる。命令は左の如く其の種類が多い。

緊急勅令 は法律に代るべき命令で、法律と同一の効力を有する。法律を以て緊急勅令を變更し得るが、又緊急勅令を以て法律の變更も出来るのである。

天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ(憲法第八條)

其他の命令 は法律を執行し、又は其の範圍内に於て、公共の安寧秩序を保持し、國民の幸福を増進せんが爲めに、天皇自ら之を發し、又は行政官廳として各其の主管の事務につきて發せし

各種の命令

められるものである。即ち勅令を初め、内閣總理大臣の發する閣令、各省大臣の發する省令、府縣知事の發する府縣令、警視總監の發する警視廳令、北海道廳長官の發する北海道廳令、朝鮮總督が勅裁を経て發する制令、臺灣總督が勅裁を経て發する律令、朝鮮總督の發する朝鮮總督府令、臺灣總督の發する臺灣總督府令、樺太廳長官の發する樺太廳令、關東長官の發する關東廳令、其の他陸海軍統帥の事務に關して勅令により發する軍令等がある。

勅令は内閣に於て之を起草し、又は各省大臣其の案を具して内閣に提出し、内閣總理大臣之を奏上し裁可を経て制定される。裁可の方式は法律に同じい。

市町村條例及規則 市町村に於ては市町村會の議決を経、内務大臣の許可を受けて設定する市町村條例、或は市町村規則がある。

市町村ハ市町村住民ノ權利義務又ハ市町村ノ事務ニ關シ市町村條例ヲ設クルコトヲ得市町村ハ市町村ノ營造物ニ關シ市町村條例ヲ以テ規定スルモノ、外市町村規則ヲ設クルコトヲ得(市制十二條、町村制十條)

法の施行期限 法の公布には之を施行すべき制規の期限ありて該期限後は其の實施を強制する効力を生ずるものである。隨て施行期日後は之を知らざるの故を以て適用を免るゝことは出來ぬ。法律、勅令、閣令、省令等は、公布の日より滿二十日を経て施行されるのを通則とする。併し

特に施行時期を規定すべきものは該法令に依て之を定めるのである。府縣令、北海道廳令、等は特に施行の期日を掲ぐるものを除く外は、該公文に記入する日より(或は島地等に在りては公文の到達後)七日を経て施行される。此等法令の公文は官報を以て公布する。但し警視廳令、北海道廳令、府縣令等の公布は、警視廳令、北海道廳令、府縣令に於て定むる所で、大抵其の地方の日刊の新聞紙等を以て發し、或は該公文の印刷物又は謄本を以て、管内の島廳町村役場等に配布されるのである。

各府縣ハ官報ヲ購讀スヘキ義務アルモノトス(官報發行條例第七條)

市町村條例及市町村規則ハ一定ノ公務ニ依リ之ヲ告示スヘシ(市制十二條、町村制十條)

法の效力 法は前本文の如く、實施の日を以て有效となるが、左の如く、時、所、人によりて其の效力を異にするものである。

- 1、時に關して、法の適用は既往に遡らないのを本體とする。又廢止變更に依て全部或は一部の效力を失ふ。
- 2、所に關して、法は其の國領土内のみ效力のあるのを本體とするけれども、國際交通上等の便宜に依て、軍艦及公船(國家の公務に従ふ船舶例へは戰時に於ける運送船等)内、公海に在る本國船舶内、戰時占領の他國の領土、租借地、領事裁判權の行はるゝ他國の領土、及在外大・公使館内等には本國の法が行はれる。
- 3、人に關して、法は其の國領土内の總ての人に對して效力あるのが本體であるが、自國の元首、外國の元首、皇族、外

交官（大公使）及其の家族、從者、軍隊、領事裁判権の下に立つ人民等には之を及ぼさないものである。在外國民と雖も其の能力（成年未成年、婚姻能力其他權利能力）身分（戸主、家族、親子、夫婦等親族關係と其の權利義務）及公法上國民たるの義務（兵役納稅義務）等に関しては、本國法を適用されるのである。（能力及身分につきては法例第三條以降參照）

**領事裁判權と治外法權** 甲乙の兩條約國に於て、乙國の文化まだ進まず國法の不備なるが爲めに、甲文明國民が乙國に在留するも其の國法に服従することなく、甲本國の法を適用し、乙國は之に治外法權を認め、乙國駐在の甲國領事館が領事裁判權を行ふものがある。即ち此の場合に於ては、甲國が乙國に對して領事裁判權を有し、乙國在留の甲國民は領事裁判權の下に立つのである。我が國は現今支那暹羅に對して領事裁判權を有する。

## 第二、法の尊重

### 一、法の尊重

法は國家國民に關する權力關係、權利義務の關係を定め、國民民福を保護増進するものである。されば國民にして護法の精神に乏しければ、社會國家の秩序安寧を維持することは出来ない。國にして未だ法典整備せず、政令の普く施行せられないときは、國民生活は不安を免れ難い。斯かる國家は未開と稱すべく、國權も國威も之を發揚するに由ない。

然るに世には、法規を以て、有司の任意に之を制定して國民に煩累を及ぼすもの、如く思惟す

るものがないではないが、是等は法治國民として寧ろ其の無知を表すもので、恥づべきことである。往昔封建政治の代にありては、或は暴主酷吏が、人民に對して生殺與奪の權を擅にし、隨所に法を行ふことも敢て尠くはなかつたが、今や憲章よく整ひ、乃ち其の規定するところに由りて、帝國議會は立法の機關として存し、國民は議會を通して立法の要務に參與することを得るに至つて居る。而して古くは、「法は民をして依らしむべし知らしむべからず。」の誹を免れなかつたが、今日は大小の法令は必ず公布の手續を以て施行せられる。従つて國民は知らなくてはならぬ。知らざるの故を以て違反を免るゝことは出来ない。されば我等は常に國法を尊重し、其の主要に通じ、慎で之に悖戾することなく、以て統治國民たるに背かざるやう留意しなければならぬ。教育に關する勅語に「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と宣へるは、立憲治下の國民の宜しく奉體實踐すべき聖諭である。

### 二、法と道德

法も道德もともに人類の共同生活を律するもので、日常行爲の規範となるは一である。

法と道德とが其の性質上、人間行爲の正道の保衛と、共同の利益幸福の爲めに存することは軌を一にするも、行爲の規範たる形式廣狹等に於て、兩者の間には次の如き差異がある。





の相違ありと雖も、さればとて國民が獨り法令を偏重し、道德の涵養を怠り、敬虔なる信仰を侮らば、之又社會のゆゑしき大事なり。人々自己の權利を主張するに急に、今日の榮華を追求するにこれ務めば、其の結果は骨肉相食み、親朋相害するに至り、國家の滅亡座して待つべきのみ。法輕んすべからず。精神の修養更に重んずべし。國法は之を嚴守すると共に、徳性を養ひ信念を厚うし、以て健全なる國民たらんことを期せざるべからず。(國民の心得)

### 第九課 裁判所

#### 要綱 裁判所

要綱	要目	細目
第一、司法	一、司法權の獨立	
第二、裁判所	一、裁判所の構成	
第三、訴訟	一、刑事訴訟、陪審	一、刑事訴訟、陪審
	二、民事訴訟、調停、小作調停	二、民事訴訟、調停、小作調停
	三、非訟事件	三、非訟事件
	四、辯護士、執達吏、公證人	四、辯護士、執達吏、公證人

要旨 本課は裁判所の任務構成及び訴訟に関する事項の一般を授く。

### 第一、司法

#### 一、司法權の獨立

司法とは法の維持を直接の目的とし、民事、刑事の訴訟を裁判する統治權の作用である。裁判官が裁判を爲すには、政府或は上官の指揮命令を受け、其他立法或は行政機關の干渉を受

けることはない。唯法律に遵由して、自由に裁斷するの權能を有する。之を裁判官の職務上の獨立といふ。又裁判官は憲法及び法律に依つて其の地位を保障せられ、刑法の宣告或は懲戒の處分に依るの外は、其の意に反して職を免ぜらるゝことはない。終身官である。

裁判官の職務上の獨立と、其の地位の保障とは之を司法權の獨立と稱し、以て裁判の嚴正公平を保持する所以である。

裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラ  
ルコトナシ(憲五八)

判事ハ終身官トシ第七十四條乃至第七十五條ノ場合(其ノ身心上又ハ裁判事務上ノ必要アルトキ)ヲ除リ外判事ハ刑法  
ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ轉官轉所停職免職又ハ減俸セラル、コトナシ、(裁判所構成法第六  
七・七三、乃至七五條參照)

## 第二、裁判所

### 一、裁判所

裁判所は民事、刑事の訴訟を審理し、また不動産登記、法人登記、商業登記等の非訟事件を管轄し、なほ離婚、失踪宣告等の人事事件を取扱ふ官廳である。

抑々法は社會の秩序を維持し人民の安寧を保護する爲めに存する。隨て之に違背する者に對し

ては、國家は其の權力に依て之を處罰し、又人民相互間に於ける權利關係の争に對しても、公平なる裁斷を與へ、以て公安を保持し良民を保護する。斯の國家の權力は即ち司法權にして、裁判所は司法權を行ふ行政官廳である。司法權は天皇に專屬するも、天皇は之を親裁し給ふことなく、裁判所をして代りて行はしめられる。憲法(第五十七條)に「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」とある。天皇の名に於てとは、天皇に代りての謂である。則ち裁判所は天皇に代りて、而して法律に依て、司法權を行ふものである。

裁判を掌る官吏を判事といふ。裁判所には判事の外、裁判所書記及び廷丁を置く。

各裁判所に検事局を附置し、定數の検事を置きて其の事務を行はしめる。検事局は裁判所ではない。検事は裁判官ではない。裁判所とは全く獨立せる行政官廳である。検事の職務は司法大臣の指揮監督を受け、國家を代表して公益を保護し、刑事に付きては犯罪を搜索し公訴を起し、法律の適用を請求し、且つ判決の適當に執行せらるゝか否かを監視し、又民事に於ても必要の場合には意見を述べる(民事訴訟法四二參照)を以て職務とする。

検事ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ之ヲ免職スルコトナシ(裁判所構成法第八〇條)

各區裁判所の検事局に検事、地方裁判所の検事局に検事正、控訴院の検事局に検事長、大審院

の検事局に検事總長を置く。検事正、検事長、検事總長の下に各若干の検事あり、上級検事官は下級検事官を監督する地位にある。

區裁判所検事局ノ検事ノ辭職ハ其ノ地ノ警察官憲兵將校下士又ハ事務官之ヲ取扱フコトヲ得、司法大臣ハ適當ナル場合ニ於テハ區裁判所判事試補又ハ郡市町村ノ長ヲシテ検事ヲ代理セシムルコトヲ得（裁判所構成法第一八條）  
司法警察官 検事の外、警視總監、地方長官、警察部長、警視、警部、警部補、憲兵將校下士、市町村長、等犯罪の捜査に關係ある者を司法警察官といふ。

判事又は検事に任ぜられるには、三年以上帝國大學法律教授若くは辯護士たる者の外試補として一年六月以上裁判所及び検事局に於て實務の修習を爲し且つ考試を経ることを要する。

試補は成規の試験に合格した者の中より、司法大臣が之を命ずる。  
判事は終身官で、判検事は共に親任、勅任、又は奏任である。

大審院長及び検事總長は年齢六十五年、其他の判検事は年齢六十三年に達したときは退職とするのを本體とする。之を其の停年制とする。

裁判所書記は訴訟記録、往復文書、會計等の事務を司る。書記に任ぜられるには、勅令の定むる所に依て試験を経ることを要する。

廷丁は守衛に任じ、開廷に出頭して事務に従ふ。

判検事の資格

停年制

書記

廷丁

裁判所の種類  
特別裁判所  
司法裁判所

## 二、裁判所の構成

區裁判所地方裁判所、控訴院、大審院の四裁判所を通常裁判所といふ。通常裁判所の外に、陸海軍々法會議、領事裁判、朝鮮總督府裁判所、臺灣總督府法院、關東廳法院等の特別裁判所（特別裁判所は法律を以て特に其の權限に屬せしめたる民事の裁判を管轄する裁判所）がある。通常裁判所及び特別裁判所を總稱して司法裁判所といふ。

陸海軍々法會議 は陸海軍人及び軍屬（陸海軍に出仕する文官等）諸生徒の召集中に非ざる歸休兵、豫後備の軍籍に在る者を除く——刑事訴訟を裁判する。

領事裁判 支那及び暹羅等に在りては其の在留邦人の犯罪及び邦人に對する民事の訴訟は、其の駐在する本邦領事官に於て裁判を行ふ。尤も豫審を経たる重罪事件は長崎地方裁判所の管轄に屬する。尙領事の裁判に對して不服なる者は、長崎控訴院に控訴するものである。

行政裁判所 司法裁判所とは別箇にして、法律を以て設けられたる行政裁判所がある。行政裁判所は行政廳の違法處分によつて權利を侵害せられたる者が、訴を起して救済を求むる裁判所である。

1、區裁判所は最下期の裁判所にして、裁判權は一人の判事（判事——「裁判官」の項參照）が之を行ふ。（獨任制）民事、刑事の輕微なる訴訟事件（民事につきは五百圓以下の訴訟等、刑事につきは（一）拘留又は科料に該る罪（二）有期の懲役、禁錮若は罰金に該る罪——但豫審

を経ざるものに限る。)を裁判し、又登記事務等の非訟事件を取扱ふものである。

區裁判所は北海道及び府縣に各數箇を置く。——總數二七九、

區裁判所出張所 區裁判所に屬する一部の事務を取扱ふため、區裁判所出張所を置く。

各裁判所の管轄區域 大正二年四月法律第九號裁判所管轄區域表及同年同月司法省令第一號登記管轄區域表參照、

2、地方裁判所は判事三人(内一人を裁判所長とする)の會議に依りて裁判を行ふ。(會議裁判所) 區裁判所の權限に屬せざる事件の第一審、及び區裁判所の判決に對する控訴事件に付き、審問裁判する。

地方裁判所は府縣、樺太に各一箇所(北海道には四個)を置く。

裁判の評議 會議裁判所の裁判は、定數の判事が之を評議し、之を言渡す裁判は過半數の意見に依るのである。

3、控訴院は判事三人(内一人を裁判長とする)の會議に依り裁判を行ふ。(會議裁判所) 地方裁判所の第一審判決に對する控訴事件等につき、審問裁判する。

人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス……(皇室典範、第五〇條)

控訴院は東京、大阪、名古屋、廣島、長崎、宮城、函館の七箇所を置く。

4、大審院は最上級の裁判所にして、判事五人(内一人を裁判長とする)の會議に依り裁判を

行ふ。(會議裁判所) 地方裁判所及び控訴院の第二審判決に對する上告、及び第一審にして終審として皇室に對する罪、内亂に關する罪(刑法第七十三條——第八〇條)等につき裁判權を有する。

(裁構五〇五二)

大審院は唯一之を東京に置く。

上訴 第一審の判決に不服なる者は、上級裁判所に控訴し、(控訴とは第一審の判決に不服なる者が、事實の認定と法律の適用との孰れかに付き上訴すること。) なほ控訴院の判決に不服なる者は、更に上級裁判所に上告する。(上告とは第二審判決に不服なる者が法律の適用に付てのみ上訴すること。)ことを得るのである。之を三審制度といふ。三審制は裁判の公正を保ち、人民の權利を保護する所以である。

上訴とは控訴、上告及び抗告の總稱である。

上訴には一定の期間がある。通則として判決言渡ありてより、控訴は五日、上告は三日、抗告は裁判の送達ありてより三日である。期間を経過すれば原則として判決は確定する。確定裁判は國權を以て之を執行する。之を刑の執行といふ。

### 第三、訴訟

#### 一、刑事訴訟

第九課 裁判所

社會公共の安寧秩序を紊り國民共同の生活を害する行爲は之を犯罪とし、國家は之に刑罰を課する。即ち犯罪あるときは検事は國家を代表して訴訟を提起し、裁判所之を裁判する。これ所謂刑事訴訟である。

刑法

犯罪

犯罪及び刑罰を規定する法規を刑法と稱する。而して單に刑法といへば、所謂刑法法典の特稱なるも、(狹義)廣く刑法とは、刑法法典をはじめ刑罰法規を總稱する(廣義)ものである。

犯罪とは刑罰法規に違反する行爲にして、故意又は過失に依る責任能力者の不法行爲である。故に左の如きは罪とはならない。

(一)心神喪失者(精神病者及痴呆)瘖啞者(聾にして又啞の者)幼者(十四歳以下の者)の行爲。

(二)正當業務上の行爲(醫師の手術、相撲、柔道等に於ける如き)必要の程度に於て爲したる正當防衛。(強盜の侵害を防ぐ爲めに之を殺傷する如き)自己又は他人現在の危難を避けるが爲めに必要の程度に於て爲したる緊急行爲。(自動車を避けんとして過て幼兒を河中に陥れ、溺死させたる如き、醫師が難産の母體を救はん爲めに胎兒を殺傷する如き)責任能力者の行爲。(一)は心身の不健全者、又は發育不十分の者にして犯罪の責任能力無き者である。然らざる者は即ち

責任能力者たるのである。犯罪は責任能力者の行爲たることを要する。(刑法第三九—四一條參照)  
不法行爲。(一)は權利行爲(正當業務上の行爲、正當防衛の行爲)及緊急行爲(自己又は他人の生命財産等の現在の危難を避けるため必要の程度に於て爲したる已むなき行爲)と稱するものにして犯罪を構成せんとする不法行爲ではない。犯罪は不法行爲たることを要する。

我が刑法は犯罪を分ちて皇室に對する罪をはじめ通じて四十種(刑法第二編「罪」參照)を規定する。

親告罪 國交に関する罪(刑法第九〇—九二條)秘密を侵す罪(同第一三三、四條)猥褻姦淫の罪(同第一七六—一七九條)過失傷害の罪(同第二〇九條)親族相盜罪(同第二四四條)毀棄及隱匿の罪(同第二五九、二六一、二六三條)等の公訴は被害者側の告訴あることを要するものにして之を親告罪といふ、然らざるものは非親告罪といふ。

現行犯 現に行ひ又は現に行ひ終りたる際に發覺したる罪をいふ。  
慣行犯 常習賭博の如きをいふ。(刑法第一八六參照)

(一)公訴 検事は告訴、告發、現行犯其の他の原由に因つて、犯罪あることを認知し、又は犯罪ありと意料したときは、其の證憑及び犯人を捜査し、事件に従つて豫審判事に豫審を求め、又は直ちに裁判所の公判を求めるのである。

検事の提起する訴を公訴、公訟されたる者を刑事被告人といふ。

訴訟當事者 訴訟には訴訟當事者がある。所謂原告及被告は夫れて、原告とは訴訟を起す者、被告とは其の相手方、即ち

訴訟を起される者である。刑事訴訟に於ける原告は公益を代表する検事である。

**告訴** 何人に限らず犯罪に因る被害者は、検事又は司法警察官に告訴することを得るのである。

**告發** 官公吏其他何人に限らず犯罪あることを認知し、又は犯罪ありと思料したるときは、検事又は司法警察官に告發することを得るのである。

**現行犯** 何人に限らず重罪又は禁錮の刑に該る可き輕罪の現行犯ある場合は、直ちに被告人を逮捕することが出来る。逮捕した犯人は之を司法警察官に引致する。引致することの出来ない場合は自己の氏名、職業、住所、逮捕の事由を陳述して假に之を巡查、憲兵卒に引致することが出来る。

(死刑、無期又は短期一年以上の懲役、若しくは禁錮に該る罪は重罪と看做す。重罪に該當しない懲役若しくは禁錮又は罰金に該る罪は輕罪と看做す。(刑法施行法第二九—三一條参照)

**豫審の請求** 地方裁判所検事は犯罪の捜査を終りたる時、之を重罪と思料したる事件に付ては、豫審判事に豫審を求め、輕罪と思料したる事件に付ては、其の輕重難易に従ひ豫審を求め、又は直ちに裁判所に訴を爲し、又區裁判所の管轄に屬する罪と思料したる事件に付ては、證據書類に意見書を添へ之を區裁判所検事に送附する。

**公訴と私訴** 公訴は犯罪を證明し刑を適用することを目的とし、私訴は被害者が犯罪に因つて生じたる損害の賠償、贓物の返還を目的とするものにして、其の金額の多寡に拘らず公訴に附帶して之を爲すことが出来る。

(二)豫審は豫審判事を行ふものにして、被告事件に關する各種の證據調を爲し、之を公判に付すべきか否かを取調べるものである。

豫審判事は必要に應じて被告人に對し、召喚狀、拘引狀、拘留狀を發し或は保釋、責付の處分

を爲すのである。

豫審終結の決定は、或は犯罪の證據不十分等の故に免訴となり、或は公判に付する旨の言渡となる。

**證據調** 訴訟には事件の真相を分明ならしめる爲めに、必要に應じて證人、檢證、鑑定等に依る證據調を行ふのである。

**證人** 裁判所に於て證言を爲す者である。故に證人の證言は良心に従ひ眞實を述べ、何事をも黙秘せず、又何事をも附加しない旨を定誓することを要する。故なくして證人たる呼出に應じない者、又は偽證を爲す者は處罰される。

**鑑定** 學術、技藝、職業に因り鑑定を要する時は、鑑定人を命じて鑑定させる。鑑定人は公平且つ正實に鑑定すべき宣誓を爲すことを要する。鑑定人出頭せず、又は宣誓を肯かない等の場合には處罰されるのである。

**檢證** 實地検査を要する物件、或は場所につき檢證を爲すのである。

**令狀** 豫審判事は被告人を訊問する爲め召喚狀を發し、又被告人が罪證を湮滅し又は逃亡する恐ある時等は、拘引狀を發して被告人を引致し、又被告人を訊問して禁錮以上の刑に該るべきものと思料する時は、拘留狀を發して被告人を監獄に引致する。召喚狀、拘引狀、拘留狀を令狀といふ。

**保釋と責付** 豫審判事は拘留狀を受けた被告人の請求に因り、檢事の意見を聽き、被告人が何時にても呼出に應じ出頭すべき證書を差出し、且つ保證金を納める時は、其の拘留を釋くことがある。之を保釋といふ。又豫審判事は、拘留狀を受けた被告人の保釋の請求あると否とを問はず、其の職權に因り、檢事の意見を聽き、被告人の拘留を釋きて之を其の親族又は故舊に付托することがある。之を責付といふ。責付を爲すには親族又は故舊より何時にても呼出に應じ被告を出頭せしむべき證書を差出させるのである。

(三) 公判 刑事訴訟の裁判を公判といふ。公判は判事、検事、裁判所書記、被告人、被告人の辯護人出廷して之を開く、公判の場所を法廷或は公判廷(又單に公廷)といふ。

公判は手續として被告人に對する訊問、證據調、辯論(検事の論告、辯護士の辯論等)を経て判決の言渡となる。判決とは裁判決定の言渡である。

裁判の對審判決(審問裁判)は之を公開するを原則とする。是れ裁判の嚴正公平にして、偏頗の處理なきことを期するもので、以て人民の權利を安全に保障するものである。けれども、安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは、法律に依り又は裁判所の決議を以て、對審の公開を停めることがある。併し此の場合と雖も、判決たるときは必ず之を公開するのである。公開なくて判決の言渡は決してないのである。

裁判の公開

裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス、但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ審スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得(憲法第五九條)

裁判所ニ於テ對審ノ公開ヲ停ムルノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ハ其ノ理由ト共ニ公衆ヲ退カシムル前之ヲ言渡ス此ノ場合ニ於テ裁判所ノ判決ヲ言渡ストキハ再ヒ公衆ヲ入廷セシムムヘシ、

裁判長ハ公開ヲ停メタルトキモ入廷ノ特許ヲ與フルコトヲ至當ト認ムル者ヲ入廷セシムルノ權ヲ有ス、裁判長ハ婦女兒童及相當ナル衣服ヲ著セサル者ヲ法廷ヨリ退カシムルコトヲ得、裁判長ハ審問ヲ妨クル者又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者ヲ法廷ヨ

リ退カシムルノ權ヲ有ス(裁判所構成法第一〇五—一〇九條)

若し檢事或は被告人に於て、其の判決に不服なるときは、各々上訴を爲し得ることは前に述べた通りである。而して確定判決は檢事の指揮に因て之を執行するのである。

對、席、判、決、と、關、席、判、決、 被告人が逃去等の故に、出廷しない時にも判決を下すことがある。之を關席判決といふ。關席判決に對して通常の場合を對席判決といふ。關席判決を受けた者は其の判決に對し、故障を申立てることを得るのである。

(三日以内に於て)裁判所に於て其の申立を正當と認める時は、更に通常の規定に従つて裁判を爲すのである。

確、定、判、決、 第一審判決に在りては其の言渡後、控訴期間五日、第二審判決に在りては其の言渡後上告期間三日の經過に因り(以上對席判決の場合)第三審に在りては其の言渡に因り、關席判決の場合は故障申立期間三日の經過に因て、判決は確定となる。

上、訴、 につきて左の條文を掲記する。

「檢事其他訴訟關係人ハ法律ニ許シタル上訴ヲ爲スコトヲ得、檢事ハ被告人ノ利益ノ爲メモ亦上訴ヲ爲スコトヲ得。」

「被告人、辯護人又ハ法律上代理人ノミ控訴ヲ爲シタルトキハ原判決ヲ變更シテ被告人ノ利益ト爲スコトヲ許サス、被告人ノ利益ノ爲メ檢事ヨリ控訴ヲ爲シタルトキ亦同シ」(刑事訴訟法第二四二、二六五條)

辯、護、人、 被告人は辯論の爲め辯護人を用ふることが出来る。辯護人は裁判所所屬の辯護士中より之を選任しなければならぬ。但裁判所の免許を得た時は辯護士でない者と雖も、之を辯護人として用ふることが出来る。又左の場合に被告人自ら辯護人を選任しない時は、裁判所は檢事の申立に因り、又は職權を以て辯護人を付することが出来る。

被告人十五歳未滿なる時、婦女なる時、聾者又は啞者なる時、精神病に罹り又は意識不十分なるの疑ある時、被告

第九課 裁判所

事件の模様により裁判所に於て辯護人を必要とするとき。

無罪と免訴 犯罪の證據十分ならず、又は被告事件罪とならない時は、判決を以て無罪の言渡を爲し、又公訴の時効に罹

りたる時、大赦ありたる時等に於ては、判決を以て免訴の言渡を爲すのである。

公訴の時効 左の期間を経過すること因て、公訴権は消滅するのである。

(一)死刑に該る罪に付ては十五年、(二)無期又は長期十年以上の懲役若しくは禁錮に該る罪に付ては十年、(三)長期十年未滿の懲役又は禁錮に該る罪に付ては七年、(四)長期五年未滿の懲役若しくは禁錮又は罰金に該る罪に付ては三年、(五)博戲又は賭事を爲し千圓以下の罰金又は科料に該る罪に付ては一年、(六)拘留又は科料に該る罪に付ては六月。

犯罪に對する制裁として、國家が私人の法益即ち生命、自由、財産を剝奪するのを刑罰といふ。

凡そ一不正事あり必ずや制裁之に伴ふ。試に看よ不正不法の行爲は法規の制裁を受け背徳の行爲は社會に斥けらる。或は邪淫なる者が宗教上煩惱懐良心の刺撃を受け、遊惰なる者が生活上の困難に苦しみ、不攝生者が疾病に憊み犯罪者が監房内に憂日を送るが如き、皆之れ廣義に於ける制裁にして、信仰上通俗罰と稱す。之れ等制裁中には或は金品を以て代謝し、或は改過誓神し以て免宥し得るものありと雖も、法律命令を以て定められたる罰則法規違犯は決して此の如く輕々に看過し得べきものにあらず。即ち各觸れたる條項は嚴かに其行爲を處分し、之に課するに、體刑又は財産刑を以てす。固より社會安寧秩序保持上止むを得ざるなり。(高橋宮二氏罰則綱要)

現行刑法は刑罰を分ちて死刑、懲役、禁錮、罰金拘留及び科料の六種と、此等に附隨して課せられる附加刑として「沒收」がある。

刑罰の種類

(一)主刑

(1)死刑 監獄内に於て絞首して之を執行する。

(2)懲役 無期 終身、監獄に拘留し定役に服する。  
有期 一月以上十五年以下(加重する場合は二十年まで減輕する場合は一月以下)

(3)禁錮 無期 終身、監獄に拘留する(定役に服しない、但監獄署長に請求する者)は好みの任務に服させる  
有期 一月以上十五年以下(加重する場合は二十年まで減輕する場合は一月以下)

(4)罰金 二十圓以上(減輕する場合は二十圓以下) 罰金を完納すること能はざる者は、之を勞役場に留置する。(一日以上一年以下)

(5)拘留 一日以上三十日未滿、拘留場に拘留する。

(6)科料 十錢以上二十圓未滿、科料を完納すること能はざる者は之を勞役場に留置する。(一日以上三十日以下)

(二)附加刑 沒收 犯人に屬するものにして犯罪に關係ある物を沒收する。

(一)は生命刑(二)(三)(五)は自由刑(四)及沒收は財産刑である。

主刑と附加刑 主刑は以上の如く六種にして獨立して科せられるもの、附加刑は主刑に附隨して科するもので、例へば偽造貨幣或は收賄した財物を沒收する等有罪の時主刑に附隨するのである。故に無罪の言渡に對しては附加刑は當然無



いのである。尙没収の不能な場合は追徴する。(刑法一九、二〇、一九七條参照)

**刑の加重と減輕、併合罪** (同一犯罪者にして裁判の確定判決を経ない二以上の犯罪、例へば強盜及殺人の罪を犯した如き

刑法第四五五條参照) 又は累犯 (一度有罪の確定判決を受けた者で、後更に罪を犯せば再犯である。再犯者が更に罪を犯せば三犯である。此く犯罪を繰返すを累犯といふ。併し刑法上再犯とは懲役以上の刑に處せられた者で、其の執行を終り又は執行の免除があつてから、五年内に更に有期懲役に處すべき罪を犯した場合をいふのである。刑法第五六—五九條参照) に對しては原則として法律の規定に依る刑を加重するのである。

之に反して正當防衛、緊急行爲、法律を知らずして犯罪の意なき情狀の者、(刑法三八條) 心神喪失者、瘖啞者、幼者自首者 (同第四二條) 未遂者 (同第四三條) 及び犯罪の情狀憫諒すべきもの、(同六六、七條) に對しては酌量減輕することがある。

**刑の執行猶豫** 刑罰は犯罪に對する制裁にして、恰も犯罪者を一時又は永久に社會から除去する方法である。然し均しく犯罪者中にも、生來の惡人にも非ずして犯罪動機の憐むべきものあり、一時の感情境遇によつて罪道に陥れるものもある。是等の者に對しては直ちに刑を執行せずとも、必ずしも社會を害することも無かるべく、寧ろ其の執行に依て自暴自棄せしめる懼なくとも限らない、此を以て二年以下の懲役又は禁錮の刑を言渡された者罪人に對して情狀に依り、一年以上五年以下の期間刑の執行を猶豫されることがある。

刑執行の猶豫を受けた者で、よく悔悟謹慎し、猶豫の言渡を取消されることなくして猶豫の期

間を經過すれば、刑の言渡は其の効力を失ひ、犯罪の無かつた始の状態に復するのである。

**刑の時効** 刑の言渡確定した後、左の期間内其の執行を受けないことに依て、執行を免除するものである。

- (一) 死刑は三十年 (二) 無期の懲役又は禁錮は二十年 (三) 有期の懲役又は禁錮は其の十年以上は十五年、三年以上は十年三年未満は五年 (四) 罰金は三年 (五) 拘留料料及沒收は一年。
- 犯罪の豫防** 不良少年感化事業、免囚保護事業等の施設と、其の徹底を期し、其他、各種社會事業の經營と其の改善を計る等は常に慈善の事業たるに止まらず、寧ろ公益上社會自衛の策 (直接策) として經營のものである。又、根本問題として國民の經濟力を豊富にし、教育の普及と發達を劃すること (間接策) は犯罪豫防上緊要の策たるのである。

### 陪審

陪審とは裁判所の官吏たる裁判官の外に、民間有識者中より、選出した陪審員をして、裁判所

の裁判に陪席して裁判の審議に與らしめる制度である。

陪審制度は常識に富み、世事に長けた陪審員に依つて、事件の實情真相を詳にして、制定に錯誤なく裁判の公平を期する爲めにして、畢竟國民の自由權利を尊重して司法權の作用にも民意を暢達し、之に參與を認める趣意にして、立憲政治の一特色とする所である。英、米、佛等の諸國には既に早くより行はれてゐたが、我が國は大正十二年四月法律第五十號を以て陪審法が發布になり、昭和二年六月より其の一部を施行し、同三年十月一日より殘全部を施行するに至つた。

陪審には種々ありて、民事、刑事ともに之を採用するもの、民事若くは刑事の一のみに採用するもの、刑事中の重罪事件にのみ採用するもの等がある。

我國にありては刑事々件の比較的重きもの、(一)死刑、無期の懲役若くは禁錮に該る事件(二)詐欺、竊盜の如き三年を超える懲役又は禁錮に該る事件にして、被告人の陪審を請求するものを其の評議に付する(一)は被告人の請求の有無に拘らず通例、陪審の評議に付する。(二)は陪審の請求あるとき其の取扱を爲すのである。併し何れの場合にありても、先被告人が公判又は其の準備の取調に於て犯罪を自白したときは、陪審の評議には付きないのである。

陪審員の資格及び陪審の構成に就て次に列擧する。

- (一)帝國臣民にして三十歳以上の男子なること。
  - (二)引續き二年以上同一市町村内に住居すること。
  - (三)引續き二年以上直接國稅三圓以上を納めるもの。
  - (四)讀み書きを爲し得るもの。
- 陪審員たることを得ざるもの、職務を辭することを得るもの等左の通りである。

陪審員の資格

陪審法

第十三條 左ニ掲クル者ハ陪審員タルコトヲ得ス

- 一 禁治産者
  - 二 破産者ニシテ復権ヲ得サルモノ
  - 三 聾者、啞者、盲者
  - 四 懲役六年以上ノ禁錮、舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ重禁錮ニ處セラレタルモノ
- 第十四條 左ニ掲クル者ハ陪審員ノ職務ニ就カシムルコトヲ得ス

- 一 國務大臣
- 二 在職ノ判事、檢事、陸軍法務官、海軍法務官
- 三 在職ノ行政裁判所長官、行政裁判所評定官
- 四 在職ノ宮内官吏
- 五 現役ノ陸軍軍人、海軍軍人
- 六 在職ノ廳府縣長官、郡長、島司廳支廳長
- 七 在職ノ警察官吏
- 八 在職ノ監獄官吏
- 九 在職ノ裁判所書記長裁判所書記
- 十 在職ノ收稅官吏、稅關官吏、專賣官吏
- 十一 郵便電信電話鐵道及軌道ノ現業ニ従事スル者並船員

第九課 裁判所

公民科精義

- 十二 市町村長
- 十三 辯護士、辨理士
- 十四 公證人、執達吏、代書人
- 十五 在職ノ小學校教員
- 十六 神官、神職、僧侶、諸宗教師
- 十七 醫師、齒科醫師、藥劑師
- 十八 學生、生徒

第十五條 陪審員ハ左ノ場合ニ於テ職務ノ執行ヨリ除斥セラレヘシ

- 一 陪審員被害者ナルトキ
- 二 陪審員私訴當事者ナルトキ
- 三 陪審員被告人、被害者若ハ私訴當事者ノ親族ナルトキ又ハ親族タリシトキ
- 四 陪審員被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ屬スル家ノ戸主又ハ家族ナルトキ
- 五 陪審員被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ輔佐人ナルトキ
- 六 陪審員被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ同居人又ハ雇人ナルトキ
- 七 陪審員事件ニ付告發ヲ爲シタルトキ
- 八 陪審員事件ニ付證人又ハ鑑定人ト爲リタルトキ
- 九 陪審員事件ニ付被告人ノ代理人辯護人、輔佐人又ハ私訴當事者ノ代理人ト爲リタルトキ
- 十 陪審員事件ニ付判事、檢事、司法警察官又ハ陪審員トシテ職務ヲ行ヒタルトキ

陪審の構成  
陪審員資格者名簿

陪審員候補者名簿

第十六條 左ニ掲クル者ハ陪審員ノ職務ヲ辭スルコトヲ得

- 一 六十歳以上ノ者
- 二 在職ノ官吏、公吏、教員
- 三 貴族院議員、衆議院議員及法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員但シ會期中ニ限ル

陪審は陪審員十二人を以て構成する。

先づ市町村長は毎年陪審員資格者名簿を調製し、九月一日現在に依て其の市町村に有資格者を登載し、十月一日より七日間名簿を縦覧に供する。

地方裁判長は、毎年九月一日までに、翌年所要の陪審員の員数を定めて、管轄区域内の市町村に割當て、之を市町村に通知する。市町村長は陪審員資格者名簿の中から、地方裁判長の定めた員数の陪審員候補者を抽籤し、抽籤に當つた者だけの名を陪審員候補者名簿に登載して、之を地方裁判所長に送る。

地方裁判所長は公判の日が定めれば、陪審員資格者名簿の中から、市町村の大小に應じて一人又は數人の陪審員を抽籤し、陪審員三十六人を公判の日に出すのである。公判に於ては檢事及び被告人が陪審員中から忌避の手續（氣に入らない者を排斥する。）を経て、結局陪審裁判に立合ふ十二人の陪審員を定めるのである。

陪審裁判の状況と陪審員心得

公判は裁判官、検事、書記、陪審員、被告人、辯護人が列席して開かれる。先づ、陪審員が公平誠實に職務を行ふことの誓から始まり、續いて、検事が被告事件の一部始終を陳述する。次に、裁判長が被告人を訊問して其の辯解を聴き、更に證人、鑑定人等を訊問したり、其の他の證據調をする。證據調が済むと、検事と辯護人とが有罪、無罪の意見を述べる。かうして辯論が終ると、裁判長が陪審員に對して詳しく事件を説明し、説明が済むと更に被告人がどう云ふことを行つたか、例へば人を殺したか、火を放じたかと云ふやうな問を書面に記載して陪審員に訊ねる。そこで、陪審員一同は評議室に退いて、意見を交換して評議をする。議が纏まると、答申を問書の餘白に記載し、評議室を出て公判廷に歸り、答申の附記された問書を裁判長に提出する。陪審の答申が相當であれば、これに基いて、裁判所が刑を言渡したり、又は無罪の言渡をする。若し答申が不當であれば、事件を更に他の陪審の評議に掛けることにして公判を閉ぢる。陪審の答申は、裁判所がこれを採用して裁判の基礎とし、被告人の有罪、無罪を決定する材料とするのであるから、陪審員の職務の重大なることはいふまでもない。

- (一) 陪審員に當籤して呼出を受けた者は、必ず公判期日に裁判所に出席しなければならない。尤も、病氣其の他の已むを得ない事情で出頭の出來ない場合には、相當の手續をふんで當日の職務を辭することが出来る。
- (二) 呼出を受けた陪審員は他人から當該事件に付いて請託を受けたり、意見を聞いたりしてはならない。
- (三) 陪審裁判に列席する陪審員は、公平誠實に職務を行ふことを誓はなければならない。
- (四) 陪審裁判に列席した陪審員は、評議を了る迄は勝手に他人と交通したり、退廷してはならない。
- (五) 陪審員の最も重大な職務は、事件の評議である。事件を判斷することは一見容易のやうであるが、實は仲々困難な事柄であるから、陪審員は常に慎重の態度を取り、熱心に公判に於ける審理の進行に注意して、事實の真相を知ることに努め、良心の命する儘に判斷しなければならない。感情や、外部の勢力に左右されて事實を枉げたり、答申の結

果言渡される刑罰のことを懸念して、判斷を躊躇したりしてはならない。又、陪審員は、世間の風評や新聞の記事に據つて、事件に關し豫斷を懷くことなく、全く白紙で裁判所に出席し、専ら公判に現れた證據に因つて、事件を判斷する心懸けを持たなければならない。

(六) 陪審員は、評議の頭末や其の模様を他人に洩らしてはならない。  
陪審員が、以上のやうな心得に背くと、場合に依つては、罰金や科料に處せられるのである。(司法省刑事局) **陪審制度の可否**

可とするもの

- (一) 陪審員は判事に比して事件に豫斷を抱くこと少し。従て判定に錯誤の機會少なく判斷確實なり。
- (二) 陪審員は法を適用するに當り、社會の趨勢に鑑み、時勢に適せしむることを得べし。
- (三) 陪審員は常識に富み世情に通ずるを以て、能く實情を究め真相を穿つことを得べし。

否とするもの

- (一) 陪審員は法律知識に乏きを以て、複雑なる訴訟手續を運用して事件を審理するの能力なし。
- (二) 陪審員は往々感情に馳せ、審理判斷の冷靜を失し、公平なる裁判を爲すこと能はず。
- (三) 陪審員は裁判官としての自己の責任を感ずること薄く、世評により其の意見を左右せらるゝこと多し。(憲法集義)

民事訴訟

個人間の權利義務に關する爭議に對しては、國家は私人の請求に依り民法或は商法等(私法)

の規定に基いて公平に之を裁判して私権を保護するものである。之れ即ち民事訴訟である。次に其の手續の概要を述べる。

訴訟手續

一、起訴と答辯 訴訟を提起するには、先づ原告は裁判所に對して、訴訟を起したる請求の目的物及び請求の原因、判決を受けんとする申立等の諸件を具備する訴狀を差出すものである。(但區裁判所に在りては、口頭を以て之を爲すことが出来る。)訴狀が其の規定に對するときは、裁判所は口頭辯論の期日を定めて之を被告に送達し、尙答辯書を差出すべきことを催告する。

答辯とは被告が原告の請求に對して爲す諾否をいふのである。訴訟當事者の差出す訴狀及び答辯書は之を準備書面と稱する。準備書面の交換ありて後、口頭辯論となるのである。(區裁判所に在りては準備書面の交換を爲すことを要しない。)

訴狀の送達により答辯書を差出すまでの期間は、本則として十四日、口頭辯論の期日までは少くとも二十日(區裁判所に在りては三日)を存するものである。

訴訟代理人 原告若くは被告は自ら訴訟を爲さない場合は、辯護士又は親族或は雇人等を以て訴訟代理人と爲すことが出来る。又區裁判所に於ては辯護士の在る場合と雖も、親族若くは雇人を以て訴訟代理人と爲すことを得るのである。

二、口頭辯論 は當事者又は其の辯護人出頭の上、裁判長之を聞き且つ指揮する。即ち先づ原告は訴訟に基いて一定の申立を爲し、被告は辯護書に基いて之を防禦し、又各自主張の事實を證明する爲め證據を提出する。

取下 訴の全部又は一部につき、被告の第一口頭辯論の始まるまでは、被告の承諾なくして之を取下げ、又其の後口頭辯論に至るまでは被告の承諾を得て、之を取下げることが得るのである。

却下 敗訴 口頭辯論の際原告が其の訴へた請求を抛棄し、又は被告が之を認諾するときは裁判所は、申立に因つて其の抛棄又は認諾に基いて判決を以て、却下又は敗訴の言渡を爲すのである。

此等は民事訴訟の特色にして、刑事訴訟とは其の趣を異にする所以である。

「公訴ハ被害者ノ告訴ヲ待テ起ルモノニ非ス、又告訴、私訴ノ抛棄ニ因テ消滅スルモノニ非ス、但法律ニ於テ特ニ定メタル場合ハ此限ニ在ラス」(刑事訴訟法第三條)

三、判決 裁判官は辯論及び證據調に依り、事件の真相を探定し、裁判を爲すに熟するときは口頭辯論を閉ぢ、判決並に決定を言渡す。即ち原告の申立を正當とするときは被告に敗訴を言渡

し、不當とする時は訴の却下を言渡すのである。

判決に不服なる當事者は、上級裁判所に控訴、或は上告を爲すことが出来る。而して確定判決は裁判所自ら或は執達吏によつて執行する。之を強制執行といふ。則ち債務者の財産を差押へて、之を強制競賣或は強制管理に付して債務の履行に充て、又は債務者が特定の動産等を引渡すべきときには、之を取上げて債権者に引渡す等、公力を以て之を執行するのである。

差押不能物

左に掲げる物は之を差押へることは出来ない。

第一衣服、寝具、家具及ヒ厨具但此物が債務者及ヒ其家族ノ爲メ缺ク可カラサルトキニ限ル、第二債務者及ヒ其家族ニ必要ナル一ヶ月間ノ食料及ヒ薪炭第三技術者、職工、勞役者及ヒ産婆ニ在テハ其營業上缺ク可カラサル物、第四農業者ニ在テハ其農業上缺ク可カラサル農具、家畜、肥料及ヒ次ノ收穫ニテ農業ヲ續行スル爲メ缺ク可カラサル農産物、第五文武ノ官吏、神職、僧侶公立私立ノ教育場教師、辯護士、公證人及ヒ醫師ニ在テハ其職業ヲ執行スル爲メ缺ク可カラサル物並ニ身分相當ノ衣服、第六文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ニ在テハ第六百十八條ニ規定スル職務上ノ收入、又ハ恩給ノ差押ヲ受ケサル金額但差押ヨリ次期ノ俸給又ハ恩給ノ支拂マテノ日數ニ應シテ之ヲ計算ス第七當舖ニ在テハ調薬ヲ爲ス爲メ缺ク可カラサル器具及ヒ藥品、第八勳章及ヒ名譽ノ證標、第九實印其他職業ニ必要ナル印、第十神體、佛像其他禮拜ノ用ニ供スル物、第十一原譜、第十二債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル發明ニ關スル物及ヒ債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル著述ノ稿本、第十三債務者及ヒ其家族ノ學校ニ於テ使用ニ供スル書籍(民事訴訟第五七〇條)  
然レトモ債務者ノ承諾アルトキハ、第三號乃至第八號ニ掲ケタル物ヲ除ク外之ヲ差押フルコトヲ得、左ニ掲ケル債權ハ之

ヲ差押フルコトヲ得ス(同第六一八條)

第一法律上ノ養料第二債務者カ義捐建設所ヨリ又ハ第三者ノ慈惠ニ因リ受クル繼續ノ收入但債務者及ヒ其家族ノ生活ノ爲メ必要ナルモノニ限ル、第三下士、兵卒ノ給料並ニ恩給及ヒ其遺族ノ扶助料第四出陣ノ軍隊又ハ役務ニ服シタル軍艦ノ乗組員ニ屬スル軍人、軍屬ノ職務上ノ收入、第四文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ノ職務上ノ收入、恩給及ヒ其遺族ノ扶助料第六職工勞役者又ハ雇人カ其勞力又ハ役務ノ爲メ受クル報酬、  
第一號、第五號、第六號ノ場合ニ於テ職務上ノ收入、恩給其他ノ收入カ一ヶ年間ニ三百圓ヲ超過スルトキハ其超過額ノ半額ヲ差押フルコトヲ得。

訴訟の費用 敗訴の原告若くは被告は訴訟の費用を負擔し、殊に訴訟に因つて生じた費用を相手方に辨濟するを本體とする。

四、家資分散と破産 家資分散商人でない者が強制執行處分<sup>ニ</sup>因つて義務を辨濟する資力のない債務者に對しては、裁判所は家資分散者たるの宣告を爲すのである。家資分散の宣告は裁判所及市町村の揭示板に掲示して之を公告する。

家資分散者は其の宣告を受けた日から選舉權及び被選舉權等を失ふ。然し債務を完済したときは、再び此等の公權を回復する。之を復權と稱する。

破産、商人が支拂を停止したときは、裁判所は本人又は債権者の申立に因つて破産を宣告する。

破産者は自己の財産を占有し管理し、又處分する權利を失ふ。

支拂命令 一定の金額の支拂、或は有價證券等の給付を目的とする請求に付て、債權者は通常の訴訟手續に依らないで、督促手續に依て區裁判所に對して債務者に支拂命令を發することを申立てることが出来る。

支拂命令を受けた者は命令送達の日から、十四日の期間内に其の請求を満足させ、及び其の手續の費用を債權者に辨濟するか、又は裁判所に異議の申立を爲すのである、然かしないときは、裁判所は債權者の申請に依つて、之を假に執行し得ることを宣告するのである。

民事訴訟法の改正

民事の裁判は、從來其の審理終結が甚だ遅延し、取引の實際に適合せず、弊があつた爲め、大正十五年四月法律第六一號を以て、民事訴訟法に改正を加へ、昭和四年十月一日より實施せられるに至り、訴訟手續が速かに運ばれるやうになつた。

それには新に準備手續の制度が設けられ、裁判官は準備手續に於て、原告の主張、被告の答辯及び之に關する證據の總てを整理し、公判に於ては専ら其の整理された訴訟材料のみに基て審理することとなり、公判での新しき申出は、原則として一切之を許さず、以て訴訟の促進と裁判の

適正とを期するやうになつた。

其他證人、鑑定人等が理由なく缺席するときは、從來に僅少の過料の制裁であつたが、改正法では五百圓以下の過料といふことになり、又辯護士が相手方から出して證書の眞正なることを知りつゝ、之を否認すれば同様五百圓以下の過料に處せられる定である。

調停

訴訟は能ふ限り之を避けるやうにし、裁判を仰ぐのは止むなき場合とし、民事の争は成るべく仲裁人の居中調停に依て解くことが、社會上、道義上望ましいことである。

法の裁きは情味に缺けてゐて、勝つも負けるも尠からず費用と時間を失ひ、到底双方の感情の融和は復し難いのである。

社會生活の複雑となり、また人々が權利の思想に強くなる結果は、親族間にも、郷黨の間にも各自の利害問題の爲めに黑白を法廷に争ひ、係論久しきに亘つて遂に結局兩倒れの姿となる如きは、個人の爲めにも社會の爲めにも止むべきことがある。一旦法の前に出でては感情上何所までも押しを切らむとする心持ならむも、「仲裁は時の氏神」たることもあるから、争議の始に當て當事者間温情の念を持ち互讓の立場に立ち、努めて仲介者の調停を俟つやうにして、訴訟はこれを

少くすべきものである。

我が國民は瑣末の利害にも容易に訴訟を提起し、尙濫りに控訴上告を爲す弊ありと稱せられる。改正民事訴訟の實施期に當つて、東京地方裁判所に七千件、東京控訴院に二千件をもつてゐたさうである。從來民事事件の審理終結に、十年十五年の長年月を要するものもあり、裁判所に夥しき事件の停滯を見たのも或は止むなかつたかも知れぬ。

法律上調停に關しては、民法に和解(第十四節)民事訴訟法に仲裁手續(第八編)商事に和議法(大正十一年四月法律第七二號)及び商事調停法(大正十五年三月法律第四二號)を規定し、其他借地借家調停法(大正十一年四月法律第四一號)及び小作調停法(大正十三年七月法律第一八號)が設けられてある。

●●●●●  
調停の條項

和解ハ當事者ガ互ニ讓歩ヲ爲シテ、其間ニ存スル爭ヲ止ムルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ズ(第六九五條)

一名又ハ數名ノ仲裁人ニシテ爭ノ判斷ヲ爲サシムル合意ハ當事者カ係爭物ニ付キ和解ヲ爲ス權利アル場合ニ限り其効力ヲ有ス(第七八六條)

民法の和

解  
民訴法の  
仲裁

商事の和

議  
商事調停

借地借家  
調停

數名ノ仲裁人カ仲裁判斷ヲ爲スコトキハ過半數ヲ以テ其判斷ヲ爲スコシ但仲裁契約ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス(第七九八條)

仲裁判斷ハ當事者間ニ於テ確定シタル裁判所ノ判決ト同一ノ効力ヲ有ス(第八〇〇條)

本法ニ於テ和議ト稱スルハ破産豫防ノ爲ニスル強制和議ヲ謂フ(第一條)

破産ノ原因タル事實アル場合ニ於テハ債務者ハ和議開始ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ法人ニ在リテハ理事又ハ之ニ準スヘキ者ノ一致アルコトヲ要ス

相續財産ニ付テハ和議開始ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス(第一二條)

商事ニ關シ爭議ヲ生シタルトキハ當事者ハ相手方ノ住所、居所、營業所若ハ事務所ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ當事者ノ合意ニ依リテ定リタル地方裁判所若ハ區裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得(第一條)

土地又ハ建物ノ貸借地代家賃其他借家關係ニ付テ爭議ヲ生シタルトキハ當事者ハ爭議ノ目的タル土地又ハ建物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得、當事者ハ合意ヲ以テ前項ノ區裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得(第一條)  
商事調停法及び借地借家施行の地區は、東京、京都、大阪、神奈川、兵庫及び愛知の三府三縣



である。

### 小作調停

小作料其他小作關係に付て爭議を生じたときは、當事者は爭議の土地の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申立を爲すことが出来る。

調停の申立  
調停委員  
調停法の施行期日  
調停委員會  
調停委員二人以上（裁判所長の選任せる者の中より、調停主任の指定する者、又は爭議の當事者が合意の上選定する者）を以て組織する。委員會は裁判所とは限らずして、適當の場所に於て開くのである。なほ裁判所は調停せずして、先づ適當の者をして勸解せしめることもある。

小作調停法は既記の如く大正十三年七月（二十二日）公布あり同年十二月一日より實施されたのである。

施行地域  
最初施行の地域は一道三府三十四縣（長崎、宮城、福島、岩手、青森、秋田、鹿兒島、沖繩の九縣を除く）であつたが、爭議の實情に鑑みて、大正十五年六月よりは施行地域を擴張し、長崎、福島、秋田、山形、鹿兒島の五縣にも之を施行することとなり、現在の未施行地は宮城、岩手、青森、沖繩の四縣である。

關係職員の設置

施行に付ては、裁判所としては各地方裁判所に通じて判事四十人、裁判所書記四十人を設置し、農林省及び司法省にも各々關係職員を任じ、各地方廳には通じて小作官三十七人、小作官補三十八人を置いたのである。

### 非訟事件

非訟事件とは、裁判所が未成年者、禁治産者等の後見者を監督し、或は不動産登記、商業登記、特許登記等の事務を取扱つて、人々の權利關係の成立、變更、消滅等に付て私權の所在を明にし、爭議を未發に豫防せんとする制度である。

登記とは權利の所在其他に關する事項を、公簿に登載する法の手續である。

登記  
民事非訟事件  
商事非訟事件  
非訟事件には民事非訟事件と商業非訟事件との別がある。民事非訟事件は、法人に關するもの財産の管理に關するもの、信託に關するもの、裁判上の代位に關するもの、保存、供託、保管及び鑑定に關するもの、隠居、廢家、子の懲戒、家督相續人及び親族會に關するもの、相續の承認及び拋棄に關するもの、遺言の確認及び執行、法人及び夫婦財産契約の登記にして、商事非訟事件は、會社及び競賣に關するもの、會社の清算に關するもの、商業登記、商號登記、會社の登記等である。

非訟事件  
の管轄

非訟事件は區裁判所の事務に屬する。

(明治三十一年六月法律第一四號非訟事件手續法參看)

辯護士、執達吏、公證人、

辯護士

裁判所に附屬して訴訟の業務に従ふ者に、辯護士、執達吏、公證人及び司法代書人がある。

辯護士は當事者の委任を受け、又は裁判所の命に依つて、當事者の爲めに辯論するものにして法律の煩多な今日、何人も之に精通すること困難なるより、被告人等をして、或は不利益を蒙らしめないやう、保護せしめる機關たるのである。

辯護士となるには、日本臣民にして、民法上の能力を有する青年以上の男子なること、辯護士試験に合格することを要する。尤も判檢事たる資格を有する者、又は法律學を修めたる法學博士は試験を要せずして辯護士たることが出来る。

辯護士は正當の理由を證明するに非ざれば、裁判所の命じたる職務を行ふを辭することは出来ぬ。また判檢事奉職中取扱ふた事件、或は仲裁手續に依て、仲裁人と爲りて取扱ふた事件等に付ては職務を行ふことは出来ぬ。

辯護士の  
職務

辯護士の  
資格

辯護士の  
權利義務

辯護士名  
簿

辯護士は辯護士名簿に登録せられることを要する。辯護士名簿は各地方裁判所に備付られる。而して辯護士は其の氏名を登録した地方裁判所に所屬する。

辯護士會

また辯護士は辯護士會に加入した後でなければ、職務を行ふことは出来ぬ。

辯護士會は、辯護士の所屬地方裁判所毎に設立するのを原則とする。

辯護士は所屬辯護士會の會則を遵守すべきもので、辯護士會は所屬地方裁判所檢事正の監督を受けける。

執達吏

執達吏の  
職務

執達吏は區裁判所に屬し、法律に従ひ、訴訟に關する書類を送達し及び裁判を執行する。

執達吏は當事者の委任に依て、告知及び催告を爲すこと、動産、不動産の任意競賣を爲すこと、拒絶證書を作ること等の事務を取扱ひ、法律規則に定めた職務の外、裁判所及び檢事局の命令に依て其の職務に應ずる事務殊に書類物品の送付を爲すこと、罰金、料料、過料を徴收し、及び沒收物品を取上げ若くは賣却すること、會狀の執行を爲すこと等の事務を取扱ふ義務がある。

執達吏は所屬區裁判所の管轄區域内に於て、地方裁判所長の指定した地に役場を設け、役場の所在地に住居を定める。

執達吏役  
場

執達吏となるには、「執達吏登用規則」に依て、二十五歳以上の男子にして、登用試験に級第せねばならぬ。登用試験を受けむとするものは、少くも六箇月間、區裁判所に於て、實地職務を修習することを要する。尤も中等學校を卒業した者、判任文官の資格ある者、陸軍下士にして文官奉職を請願し得る者等は、試験を要せずして之に任ぜられることが出来る。

執達吏は取扱の物件に對して、規定執達吏手数料規則に依る手数料及び旅費等を受ける。其の一年間に收入した手数料が、六百圓に充たないときは、國庫から其の不足額を支給される。

公證人

公證人は當事者其他の關係人の囑託によつて、法律行為其他私權に關する事實について、公正證書を作成し、また私署證書に認證を與へる權限を有する。

公正證書とは證書成立の真正にして、完全なる證據力を有する證書である。一定金額の支拂、若くは一定の數量の給付を目的とする請求について、作製するものである。私署證書とは公正證書に非ざる證書にして、相手方が之を争ふには、其の眞實なることを認證されねばならぬ。

公證人は正當の理由に非ざれば囑託を拒むことは出来ぬ。

公證人となるには、帝國臣民にして成年以上の男子なること、一定の試験に合格した後、六月

執達吏手  
數料

公證人の  
職務

公正證書

公證人の  
資格

以上公證人見習として、實地を修習した者でなければならぬ。尤も判檢事又は辯護士の資格ある者は此等の要件に依らずして任命されることが出来る。

公證人は司法大臣が之を任命し、且つ其の地方裁判所を指定する。職務執行の區域は所屬地方裁判所の管轄區域に依るもので、司法大臣の指定した地に役場を設け、原則として役場に於て其の職務を行ひ、役場内に住居すべきものである。取扱事件に付ては、囑託人から規定（「公證人手數料規則」に依る）の手數料、日當及び旅費等を受ける。規定以外には一切報酬等を受けてはならぬ。

司法代書人

司法代書人は他人の囑託を受けて、裁判所及び檢事局に提出すべき書類の作製を爲すを業とする者である。

司法代書人は地方裁判所に屬し、地方裁判所長の監督を受け、地方裁判長の認可を受けて之になるのである。また地方裁判所長の認可を受け、事務所を設け地方裁判所長の定めた額の書記料を受けるのである。

司法代書人は正當の事由なければ、囑託を拒むことは出来ぬ。又當事者の一方の囑託に依て取

司法代書  
人役場

代書業

扱ふた事件に付て、相手方の爲めに書類を作製すること、業務の範圍を超えて他人間の訴訟其他の事件に關與すること、其の取扱ふた事件を漏泄すること、(裁判所又は検事局に於て、訊問を受けた場合は別である。)等があつてはならぬ。

### 第十課 國防

要綱	題目	要目	細目
國	防	第一、國	一、國防と兵役
		防	二、我が國の軍備
			三、在郷軍人
		第二、國防と國民	一、國防と國民

要旨 本課は國防の必要及び兵役の義務を説き、國防と國民との關係を知らしむ。

#### 第一、國防

##### 一、國防と兵役

兵を用ひるは非常であるが、非常を未發に防衛するにも、充實せる國防力に俟つことが甚大である。

國家の存立を鞏固にし、敢て國威を失墜することなく、獨立の體面と平和を保障を得るもの、一に國防の完備に依らねばならぬ。

國防の必要  
獨立の保持

凡そ平和を好愛し、人類の福祉増進を以て念とするのは、各國人共通の心理でなければならぬけれども國際間の經緯は微妙にして、國交の親善も平和の條約も時として信依すべからざるものがある。然るに國防充實して國威揚れば、平和の商議折衝にも、よく自國の體面を保持して、對者の暴壓に屬する無く、國權の伸張を害するやうなこともない。そのみならず、第三者の横暴にも備へることが出來て、畢竟世界の平和にも貢献し得るのである。

國防は常に平戰ともに對他的に、之を必要するのみならず、國內の異常に備へ、社會國家の秩序を維持するにも、警察力の上に必要缺くべからざるものである。

文明國の軍備は、國家の存立を固め、世界の平和を護るを目的とす。古の英雄が爲し、如く、兵力を弄びて、ほしいまゝに戦を起し、他國の土地、財産を奪はんがために、之を備ふるものにあらず。今日の戦争は、國と國との間における外交談判が、不幸にして破裂する場合にのみ起るものにして、兵力に訴へ、互に要求を貫き、是非を決せんとするものなり。

戦争は時として避くべからず。而して戦争は多數の人命を害ひ、莫大の費用を要するのみならず、また實に國家の運命に關するものなり。ゆゑに戦は固より必勝を期して之にあたり、十分に威力を示し、敵をして遂に我が要求に屈服せしめざるべからず。然るに戦の勝敗は、殆ど平時の準備如何によりて決せらるゝものなれば、國家は必ず軍備を充實せしむべからず。されば陸海軍は、常に戦争に備へて、兵器を精銳にし、戦術を研究し、また將卒の武技を錬り、士氣を盛にして、其の團結を固むるに務む。(田中中將壯丁讀本)

國防の重任を負ひ、其の第一線に立つべきものは、我等國民である。國民たるものは、我が國

家の防衛保護の爲めに、陸海の兵員に加はり、斯重大任務に服すべきものである。

帝國憲法に、「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」(第二〇條)とありて、兵役は納税と、ともに、我が國民の憲法上二大義務の一たるのである。

また兵役法には「帝國臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス」(第一條)と規定せられ、我が兵制は國民皆兵にして、臣民の兵役に服するのは正に其の必任義務たるのである。

人にして己が身體を愛し、家の安泰を念としないものはない。自己の身體の安全を計り、家の危難を救ふには、一身、全家舉て懸命の仕事とする。自國を保護し、國難を救ふもの、また其の國民奉公の自然的至念にして、而も自國民を措いて之を他に、求むべき何者もないのである。之れ必然に國民皆兵の制度ある所以である。

我が國上古は國民皆兵の制なりしが、政權一度武門に移るに及んで、兵役は専ら武士の専職となり、兵馬の權は其の掌中に歸し、庶民は軍人たることを得ず、また義務をも有しなかつたのである。

然るに明治の聖世に至り、六年徴兵令發布ありて、其の第一條に「日本帝國臣民ニシテ滿十七歳ヨリ滿四十歳迄ノ男子ハ總テ兵役ニ服スルノ義務アルモノトス」と規定され、再び國民皆兵の

兵役法

古制に復し、後憲法の正條に於て、之を明徴せられ、國民は四民平等軍籍に入り、國家保護の任に就くべきものとなつたのである。

徴兵令行はれて既に五十餘年、世運の進歩に伴ひ、昭和二年三月法律第四七號を以て兵役法發布あり、同年十二月一日より施行せらるることとなりて、從來の徴兵令は、兵役法に代ることとなつたのである。

名譽の公權

國民が兵役に服するのは其の重大義務にして、また光榮ある軍職に就くの公權である。法規の定むる所に從て、身體の之に適しない者は無論であるが、なほ兵役には、「六年ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ得ズ」(第四條)と規定して、心的にも不良の者は軍人たることを許さぬのである。故に兵役に服することを得る者は、不具廢疾或は重罪犯人にあらざる者に限られるので、兵役は身心ともに健全なる、男子中の男子の之に服することの出来る、實に名譽の公權といふべきものである。

徴集

男子滿二十年に達すれば、(前年十二月一日よ、其の年十一月三十日までの間に於て、)之を徴兵適齡と稱し、徴兵検査を受け、検査の結果に依て徴集される。

徴兵適齡

徴兵適齡屆

毎年戸主は其の家族中に、徴兵適齡に達する者あれば、左記に依て徴兵適齡屆を、本籍の市町村長に届出なくてはならぬ。

(イ) 十二月一日より同月三十一日までの間に、二十歳となる者に付ては、翌年一月中旬に、

(ロ) 一月一日より十一月三十日までの間に、二十歳となる者に付ては、其年一月中旬に、

徴兵適齡に達せずとも、年齢十七年以上徴兵適齡未滿(志願の年の十二月一日現在)の者は、陸海軍の現役を志願することが出来る。尤も輜重輸卒及び補助看護卒には、志願に依る採用はない。

現役志願

徴集延期

- (1) 徴兵検査を受けた者が、現役兵として徴集せられる爲めに、家族が生活することの出来ない場合には、其の確證あるときは二年間徴集を延期される。
- (2) 中學校又は之と同程度以上と認める學校に在學する者に對しては、本人の願に依て、學校の修業年限に應じて、二十七年まで徴集を延期される。
- (3) 徴兵適齡及び其の前より、帝國外の他に在る者、又は帝國外の地を往復する帝國船舶の船員に對しても亦、本人の願に依て、徴集を延期される。
- (4) 家族が二人以上、現役兵として同時に在營する爲めに、家事上の支障を生すべき場合は、

入營延期

徴兵區

一人の在營間、他の者の入營を延期することが出来る。  
兵員を徴集する爲めに、徴兵區を設け、徴兵區をまた徴募區（徴兵事務執行の爲めに必要あるときは、徴募區を検査區に分つ。）に分つ。

徴兵區は師管及び聯隊區とし、其の區域は陸軍管區表の規定に依る。

歩兵隊の兵員は聯隊毎に其の師管の一聯隊區より、他の兵員は其の師管より之を徴集するのが常である。

團體の位置又は種類に依て、一箇乃至數箇の師管又は各師管より當該團體の兵員を徴集する。例へば近衛歩兵聯隊、近衛騎兵聯隊、電信隊、飛行聯隊、氣球隊及び高射砲隊等の兵員は各師管により、戰車隊の兵員は第六及び第十二師管より、深山重砲兵聯隊及び旅順重砲兵聯隊の兵員は共に第四及び第十六師管より徴集する如きである。

海軍の兵員は各師管より徴集する。

徴兵事務を統轄或は執行する爲めに、左の徴兵官を置く。

總理徴兵官（陸軍大臣及び内務大臣（樺太にありては拓務大臣及び陸軍大臣）充て、全國徴兵の事務を統轄する。）

徴兵官

師管徴兵官（師管内道府縣毎に師團長及び地方長官を以て充て、徴兵事務を統轄する。）

聯隊區徴兵官（聯隊區内道府縣毎に聯隊區司令官、當該府縣の兵事々務を分掌する書記官又は

地方事務官、支廳長、市長及び區長を以て充て、徴兵事務を執行する。）

聯隊區聯合徴兵官（東京、京都、大阪、名古屋及び横濱の五大市及び樺太に置き、聯隊區司令

官、市長、區長及び支廳長を以て充て、抽籤事務を執行する。）

其他毎年徴兵事務執行中、身體検査に關する事務を管掌する爲めに、師管徴兵醫官、聯隊區徴兵醫官及び聯隊區徴兵副醫官を置く。

徴兵検査

徴兵事務執行の爲めに、徴募區毎に聯隊區徴兵署を、（検査區を設けたる徴募區に於ては、検査區毎に之を設ける。）抽籤事務執行の爲めに、一般の區域には聯隊區抽籤徴兵署を、（東京、京都、大阪、名古屋及横濱の各市及び樺太には、聯隊區聯合抽籤徴兵署を）毎年設ける。

徴兵検査は、徴兵検査を受くべき者の本籍所在の徴募區に於て行ふ。併し他の徴募區に寄留する者は、本人の願に依て、其の地で身體検査を受けることが出来る。

壯丁の身體検査は、聯隊區徴兵署内に設ける身體検査場に於て行ふ。

徴兵醫官

聯隊區徴兵署  
聯隊區抽籤徴兵署

身體検査場

公民科精義

市町村長は徴兵検査を受くべき者を検査し、之に規定の徴兵検査通知書を交付する。徴兵検査通知書を受けた者は、指定に従つて徴兵署に出頭せねばならぬ。

身體検査を受けた者は、次の標準に依て区分し、體格の等位を定める。

(1) 現役に適する者(甲種・乙種——第一乙種・第二乙種)  
身長一・五五メートル以上にして、身體強健なる者、其の體格程度に應じて之を甲種及び乙種に、乙種は第一乙種及び第二乙種に分つ。

(2) 國民兵役に適するも現役に適せざる者(丙種)

身長一・五五メートル以上にして身體乙種に次ぐ者、及び身長一・五〇メートル以上、一・五五メートル未満の者にして、丁種及び戊種に該當しない者、

(3) 兵役に適せざる者(丁種)

身長一・五〇メートル未満の者及び左の疾病其他身體又は精神の異常ある者。

(イ)全身畸形(ロ)筋骨甚薄弱(ハ)悪性腫瘍(ニ)不治の精神病又は不治の神経系病(ホ)不治の栄養失常(ヘ)癩(ト)盲(チ)聾(リ)啞(ヌ)口蓋破裂又は著しき兔唇(ル)斜頸又は脊柱骨盤の畸形にして運動に妨あるもの(ヲ)胸腹部臓器の慢性疾患にして一般栄養状態に妨あるもの(ワ)脱肛、痔瘻又は肛門畸形にして其の程度重きもの(カ)泌尿生殖器の

慢性病又は缺損畸形にして機能障礙あるもの(ヨ)骨、骨膜又は關節の慢性病にして其の程度重きもの及び其の繼發症(タ)四肢の缺損又は著しき四肢の短縮彎曲(レ)指趾の缺損強剛、癒著又は畸形にして、著しく機能障礙あるもの(ソ)臍足馬足(ツ)右に準ずる疾病其他規定の身心異常のもの

(4) 兵役の適否を判定し難き者(戊種)

身體検査を受けた年には、疾病又は病後其他の事由に因て、甲種又は乙種と判定し難きも、其の翌年に至るときは、甲種又は乙種に合格すべき見込ある者、

徴兵検査に於ては、現役兵及び第一補充兵として徴集すべき者に付て、左の如く區分する。

(1) 陸軍

- (一)歩兵 (二)戰車兵 (三)騎兵 (四)野砲兵 (五)山砲兵 (六)野戰重砲兵 (七)騎砲兵
- (八)重砲兵 (九)高射砲兵 (一〇)工兵 (一一)鐵道兵 (一二)電信兵 (一三)飛行兵 (一四)氣球兵 (一五)輜重兵 (一六)輜重輸卒 (一七)看護卒 (一八)磨工卒 (一九)補助看護卒

(2) 海軍

- (一)水兵 (二)機關兵 (三)船匠兵 (四)看護兵 (五)主計兵



兵員配賦

之より先、毎年徴集する現役兵及び第一補充兵の員数は、陸軍大臣上裁を経て各師管に配賦する。海軍にありては徴集する兵員の数は、海軍大臣より陸軍大臣に移牒する。

次に師團長は、師管に配賦せられた員数を各聯隊區に、聯隊區司令官は、聯隊區に配賦せられた員数を、各徵募區に配賦する。

抽籤

身體検査に依り、體格等位の優劣に従て、各徵募區の配賦人員に應じ、其の身材・藝能及び職業に依て、現役兵、第一補充兵の順序に徴集する。體格等位同一の者は、一般的には兵種毎に抽籤の法に依て徴集順序を定める。若し現役兵として徴集せられる者で、其の屬する兵種の定まつた者は、本人の願に依て、抽籤に依らずして現役に徴集せられるのである。

抽籤は聯隊區徵兵署に於ける事務終了後、聯隊區抽籤徵兵署に於て、徵募區毎に（東京・京都大阪・名古屋及び横濱の五市と樺太にありては、聯隊區聯合抽籤徵兵署に於て）行ふ。

現役に適する者で、現役兵又は第一補充兵に徴集しない者は、之を第二補充兵に徴集し、國民兵役に適するも、現役に適しない者は之を徴集せず、全然兵役に適しない者は兵役を免除する。

現役編入・補充兵役編入・徵集免除及び兵役免除の處分を徵兵終決處分といふ。徵兵終決處分及び徵集延期の處分は證書を以て（尤も徵集免除の處分は、便宜の方法を以て）之を本人に通達

兵役免除  
徵兵終決  
處分

する。

徵兵事務終るときは、管内徵兵事務の狀況を、聯隊區司令官は師團長に、師團長は陸軍大臣に報告し、陸軍大臣は全國徵兵事務の狀況を上奏する。

壯丁心得

兵役に服するは國民必須の義務にして、また重要な權利ともいふべきものである。斯義務を果し、權利を行ふことを得る者は、身心共に健全優秀なるものに限られるのであるから、徵兵検査に合格することは、一身一家にとりても慶賀すべきことである。男兒としてお國に御奉公の出来ないやうな者は、不忠の民であり、不孝の子といはねばならぬ。

されば壯丁は其の青年期に於て、克く身體を練磨し、心身を鍛練して、徵兵検査の際は、立派なる體格と奉公の誠心を以て、徵兵官の前に立つ心懸がなくてはならぬ。苟且にも彼の徵兵忌避の汚名を受くるやうなことがあつてはならぬ。

徵兵受檢其他兵役に違背する者は、左の如く處罰を受ける。

(一)兵役を免れる爲めに、逃亡し或は潜匿し、又は身體を毀傷し、或は疾病を作爲し、其他詐偽の行爲の者は三年以下の懲役、

罰則

- (二) 現役として入營すべき者（志願兵）が正當の事由なく、入營の期日に後れて、十日を過ぎたときは六月以下の禁錮、戦時にありては五日を過ぎたときは一年以下の禁錮、
- (三) 正當の事由なく、徴兵検査を受けない者は百圓以下の罰金、
- (四) 徴兵適齢を届出ない者は五十圓以下の罰金又は科料、

入營せざる者の覺悟 將來の戦争は決して現役兵又は在郷軍人のみではないのである。一般國民皆出戰の覺悟がなければならぬ。ましてや補充兵役の者にて兵營に入りて教育を受けざる者も、一旦事あれば直ちに徵集せらるゝのであるから立派な在郷軍人である。入營出來ざるに至れるは體格が稍劣つてゐるとか、或は身體は健全であつても家事上又は徵集人員の關係上服務する事の出來なかつたもので、日本帝國の臣民としては如何にも残念に心得べき事である。随つて不健康のものは益々身體を鍛鍊して健康の増進に努め、又健康のものは愈々身體を愛護して、平時に於て大に國家に貢獻することを怠らざると共に、一朝有事に際して立派な軍人として戰場に活躍し得るだけの準備と覺悟を要するのである。（田中中將「壯丁のために」）

兵種の選定

陸海軍の各兵種の選定標準は左の如くである。

選定の標準

兵役法施行規則

附表第一

兵種選定標準表

第十課 國防	陸			區別	身力	材他	藝能職業
	野砲兵	騎兵	戰車兵				
步兵ニ同シ但シ自動	甲種、乙種、右左各〇・七以上ノ者	甲種乙種右左各一、〇以上ニシテ辨色力完全ナル者	甲種、右左各〇・六以上 第一乙種、右〇・五 左〇・四以上並五 「デオプトリ」以下 ノ球面鏡ニ依ル各眼 ノ矯正視力〇・八以 上 第二乙種、右〇・四 左〇・三以上並五 「デオプトリ」以下 ノ矯正視力〇・六以 上	視力	脚力強健ニシテ勞力ニ堪へ且成ルベク聽力完全ナル者	要員ノ若干名ハ銃工、縫工、靴工卒ニ適スル者	
聽力完全ナル者	聽力完全ナル者	聽力完全ニシテ臂力アリ且性質沈著ニシテ敏捷ナル者		其他	成ルベク自動車又ハ發動機類ノ使用ニ慣レ且要員ノ若干名ハ通信ノ心得アル者及鍛工卒ニ適スル者	要員ノ若干名ハ鞍工、木工、鍛工卒ニ適スル者	

軍										
山砲兵	野戰重砲兵	騎砲兵	重砲兵	高射砲兵	工兵	電信兵	鐵道兵	飛行兵	氣球兵	輜重兵
車ヲ有スル砲兵隊中 自動車ヲ取扱フ兵員 ニ在リテハ辨色力完 全ナル者	自動車ヲ取扱フ兵員 ニ在リテハ辨色力完 全ナル者	全ナル者	聽力完全ニシテ成ル ベク辨力アル者	甲種乙種右左各一 〇以上ニシテ辨色力 完全ナル者	歩兵ニ同ジ	歩兵ニ同ジ	歩兵ニ同ジ但シ辨色 力完全ナル者	歩兵ニ同ジ但シ辨色 力完全ナル者	歩兵ニ同ジ但シ自動 車ヲ取扱フ兵員ハ辨 色力完全ナル者	車ヲ有スル砲兵隊中 自動車ヲ取扱フ兵員 ニ在リテハ辨色力完 全ナル者
脚力強ク聽力完全者 力アル者	聽力完全ナル者	概ネ騎兵ニ準ズ	聽力完全ニシテ成ル ベク辨力アル者	要員ノ一部ハ特ニ性 質沈著敏捷ナル者	辨力アル者	聽力完全言語明晰ナ ル者	身幹中等ニシテ辨力 アル者	聽力完全ニシテ辨力 アル者	成ルベク騎乗ニ適シ 且辨力アル者	脚力強ク聽力完全者 力アル者
但シ自動車ヲ有スル砲兵隊ノ兵員ニ在リテハ其 要員ノ若干名ハ自動車發動機ノ使用ニ慣レタ ル者	要員ノ若干名ハ自動車發動機ノ使用ニ慣レタ ル者	要員ノ一部ハ自動車發動機ノ使用ニ慣レタル者 及木工鍛工卒ニ適スル者	要員ノ一部ハ自動車發動機ノ使用ニ慣レタル者 及木工鍛工卒ニ適スル者	成ルベク船ノ使用、土工又ハ木工ニ適スル者但 シ要員ノ若干名ハ鍛工、石工、掘鑿、土木建築 等ノ業務ニ從事シタル者又ハ發動機ノ使用ニ 慣レタル者	電信電話ノ通信又ハ建築業務ニ從事シタル者但 シ要員ノ若干名ハ鍛工、木工卒ニ適スル者自動 車發動機、發電機ノ使用ニ慣レタル者及電氣 機時計ノ修理ノ技能ヲ有スル者	主トシテ鐵道ノ測量、建設、運輸又ハ機關車業 務(機關手、機關助手、檢車手)工場業務(製鋼、 鍛、鑄工、並電氣機、發動機類ノ取扱等)ニ從 事シタル者、但シ要員ノ若干名ハ石工又ハ船ノ 使用ニ慣レタル者	成ルベク電氣機、自動車發動機ノ使用ニ慣レ タル者	要員ノ若干名ハ鍛工、木工、寫眞術又ハ電信通 信ノ技能ヲ有スル者	要員ノ一部ハ自動車若ハ發動機ノ使用ニ慣レ タル者	要員ノ若干名ハ自動車發動機ノ使用ニ慣レタル者 及木工鍛工卒ニ適スル者

海軍							陸軍			
水兵	機關兵	船匠兵	看護兵	主計兵	看護卒	磨工卒	輜重輪卒	補助看護卒	看護卒	看護卒
右左各一〇以上ニ シテ辨色力完全ナル 者	右左各一〇以上ニ シテ辨色力完全ナル 者	右左各一〇以上ニ シテ辨色力完全ナル 者	右左各一〇以上ニ シテ辨色力完全ナル 者	右左各一〇以上ニ シテ辨色力完全ナル 者	歩兵ニ同ジ	歩兵ニ同ジ	歩兵ニ同ジ	歩兵ニ同ジ	歩兵ニ同ジ	歩兵ニ同ジ
體力强健聽力完全 ナル者	體力强健聽力完全 ナル者	體力强健聽力完全 ナル者	體力强健聽力完全 ナル者	體力强健聽力完全 ナル者	性質溫順ニシテ患者 ノ取扱ニ適スル者但 シ隊附ノ者ニ在リテ ハ職能上適當トスル 者	性質溫順ニシテ患者 ノ取扱ニ適スル者但 シ隊附ノ者ニ在リテ ハ職能上適當トスル 者	性質溫順ニシテ患者 ノ取扱ニ適スル者但 シ隊附ノ者ニ在リテ ハ職能上適當トスル 者	性質溫順ニシテ患者 ノ取扱ニ適スル者但 シ隊附ノ者ニ在リテ ハ職能上適當トスル 者	性質溫順ニシテ患者 ノ取扱ニ適スル者但 シ隊附ノ者ニ在リテ ハ職能上適當トスル 者	性質溫順ニシテ患者 ノ取扱ニ適スル者但 シ隊附ノ者ニ在リテ ハ職能上適當トスル 者
成ルベク機軸若ハ汽 工業、鑄造工業、製 業ニ慣レタル者	成ルベク機軸若ハ汽 工業、鑄造工業、製 業ニ慣レタル者	成ルベク機軸若ハ汽 工業、鑄造工業、製 業ニ慣レタル者	成ルベク機軸若ハ汽 工業、鑄造工業、製 業ニ慣レタル者	成ルベク機軸若ハ汽 工業、鑄造工業、製 業ニ慣レタル者	成ルベク學力ヲ有シ 且金屬技工ノ技能ヲ 有スル者	成ルベク學力ヲ有シ 且金屬技工ノ技能ヲ 有スル者	成ルベク學力ヲ有シ 且金屬技工ノ技能ヲ 有スル者	成ルベク學力ヲ有シ 且金屬技工ノ技能ヲ 有スル者	成ルベク學力ヲ有シ 且金屬技工ノ技能ヲ 有スル者	成ルベク學力ヲ有シ 且金屬技工ノ技能ヲ 有スル者

一、海軍兵ハ本表ニ示スモノノ外成ルベク尋常小學卒業以上ノ學力ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充ツ。  
二、輜重輪卒及補助看護卒ハ各體格等位毎ニ其ノ他ノ兵種ニ屬スル者ト同等以上ノ身長ノ者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得  
ス。





海軍兵	前期入營者	徵集年ノ翌年一月十日	別ニ定ムル所ニ依ル
	後期入營者	徵集年ノ翌年六月三十日	

- 一、内地以外ノ他ニ在ル部隊ニ入營スル兵員ニシテ輸送其ノ他ノ關係上本表ノ規定期日ニ入營シ難キ者ニ付テハ法第四十六條第一項及法第六十五條第一項ノ規定ニ依リ取扱フモノトス。
- 二、第七師團ノ兵員ニシテ第七師團長ノ指定スル交通杜絶ノ虞アル島嶼等ヨリ入營スル者ニ在リテハ其入退營期日ヲ各一月繰上グ。
- 三、沖繩聯隊區ヨリ徵集スル輜重輸卒ハ第六師團長ニ於テ第十二師團長ト協議シ適當ト認ムル若干期ニ入營セシムヘシ其期日ハ之ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ。
- 四、臨時歸休セシムル者ノ退營期日ハ別ニ之ヲ違ス。

召集、動員、充員

歸休兵、豫備兵、後備兵、補充兵又は國民兵は、戰時又は事變に際し、必要に應じて之を召集する。通例陸軍にありては動員令、海軍にありては充員令に依り、召集令狀を以て本人に通達する。

動員、充員に關しては、平時より遺漏なく計畫準備し、召集實に當て、支障なからしめるのである。時機切迫して命に請ふ違なきときは、陸軍にありては軍司令官、師團長、旅團長、守備隊司令官、聯隊長等、海軍にありては艦隊司令官、艦隊司令官、鎮守府司令官、要港部司令官

勤務演習

等は獨斷を以て、其の召集を專行することが出来る。此の場合には事實を具して、速に主務大臣に報告する。

豫備兵及び後備兵は勤務演習の爲めに、豫備役及び後備役を通じて五回以内之を召集する。一年一回で、一回の日數は陸軍は三十五日以内、海軍は七十日以内である。

補充兵にして軍隊に於て教育を受けた者も、勤務演習に召集される。

また陸軍に限りて、第一補充兵は其の教育の爲めに、百二十日以内之を召集される。

海軍志願

陸海軍ともに志願兵の制あることは、前にも略述べたところであるが、陸軍が徴兵を主とするに對して、寧ろ海軍は志願兵を主とするのである。即ち海軍の各兵種は、兵役法に依る徴兵の外、海軍志願兵令に依て徵募する志願兵が多きを占めるのである。

徴兵と志願兵の得失

水兵の練習すべき學術技藝は頗る複雑多岐に涉れども、初歩教育に於ては決して高尚深奥なるを要するものに非ず。唯初級水兵として必要なる、砲術、水雷術、運用術等を學ばしむ。蓋し海軍の武技たるや、陸上見慣れたるものと稍其趣を異にするを以て、之を學ぶには多少の教育ある人といへども、猶且つ容易の業にあらず。假令へば軍艦各部の構造を知るには、複雑多種なる名稱を覚えざるべからず。檣桁圓材にも幾多特殊の名稱用途あり、甲板各處に吊下繩飾せる索具にも幾多特

殊の名稱用途あり、或は兵器或は防火、防水具其他千百幾多の物具には、箇々別々の用途符號あり、或は端艇の操漕帆走或は操舵汽走、或は砲銃水雷の取扱等を學ぶには、短日月を以てしては其大要すら知得するにも、頗る困難とする所なり。況んや目進月歩の學理に基ける、斬新なる機械類多ければ、其の取扱法のみを覚えんとするにも、相當の智慮を要し、學識の素養あるものとも、俄に之に對して腦漿を凝爛するの思あるべし。殊更に寒村僻地より出で來り、學力も餘り高からざるものに在りては、非常の苦痛として教育の效果少きのみならず。往々徒勞に屬する奇觀なしとせず。故に徵兵の如きに在りては、僅々四星霜の服役期間に如何んぞ、容易に其の熱達を望むべけんや。吾人の多年實驗する所に依れば、我海軍にある良種の水兵と稱すべきもの、過半は志願兵より出身せるものにして、熱望の結果海軍兵籍に入りたる篤志者なり。是等の輩は已に相應の勞力素養あり、其志操賢實にして、能く勞苦に耐へ、奮勵事に當り活潑伶俐なるもの多く、十中の八九は下士に任用され、累進して准士官に至るを得るも、之に反して徵兵より出身したるものは概して成績不良にして、平常自己の榮達を希はざるのみならず、却て早く現役の期滿ち郷關に歸休するの日を待つもの皆々然り。其奮勵心の不足なる驚くべき程なり。是其志操覺悟甲乙其の地歩を異にするが爲めなり。故に志願兵によらずして、他に海軍有数の良兵を得ることは到底難しと謂ふべし。(若林海軍中佐著海軍叢談)

海軍志願兵として徵募する海軍兵の兵種は水兵、機關兵、軍樂兵、船匠兵、看護兵及び主計兵の六種である。

志願の年齢は、採用の年の十二月一日に於て、十七年以上二十一年未滿の者である。尤も掌電信兵たることを志願する水兵は、十五年以上十九年未滿、軍樂兵は十六年二十年未滿である。

志願兵の徵募検査は、大正七年海軍省令第十三號海軍出身志願者身體検査規則に依る身體検査

海軍志願兵の兵種

志願の年齢

徵募検査

志願兵徵募

及び高等小學校卒業程度の學力試験(掌電信兵を志願する水兵は、別に定める適性検査を加へ、船匠兵を志願する者は六月以上、該職業に従事した經歷を要する。)である。

身體完全ならざる者、志願確實ならざる者、品行方正ならざる者、略高等小學校卒業程度以上の學力なき者、將來下士官に適せずと認められる者等は志願兵に採用せられない。

志願兵は各鎮守府別に徵募し、採用の上は所管鎮守府の海兵團に入團させる。尤も軍樂兵は横須賀海兵團に入團する。

海軍志願兵徵募區	所管	府	縣
第一	横須賀鎮守府	北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、山梨、静岡、秋田、山形、新潟、長野、樺太	
第二	吳鎮守府	愛知、三重、和歌山、滋賀、奈良、京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、鳥取、島根	富山、石川、福井、岐阜
第三	佐世保鎮守府	徳島、香川、愛媛、高知、大分、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	





師團を増設し、更に明治三十七八年役後は、第十三(高田)第十四(宇都宮)第十五(京都)第十七(岡山)第十八(久留米)の六箇師團を増設し、大正四年には朝鮮に第十九(羅南)第二十(龍山)の二箇師團を増設し、て總べて二十一箇師團となつた。然るに歐洲大戰後、兵器の進歩と國防方針の變約等に依り、一面には軍備の充實を畫し、一面には整理縮小を計ることとなりて、大正十四年、第十三、第十五、第十七、及び第十八の四箇師團廢止せられて、現在は即ち左の十七箇師團である。

2、現勢

師團現在  
師團の編制

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 近衛師團(東京)   | 第一師團(東京)   | 第二師團(仙臺)   |
| 第三師團(名古屋)  | 第四師團(大阪)   | 第五師團(廣島)   |
| 第六師團(熊本)   | 第七師團(旭川)   | 第八師團(弘前)   |
| 第九師團(金澤)   | 第十師團(姫路)   | 第十一師團(善通寺) |
| 第十二師團(久留米) | 第十四師團(宇都宮) | 第十六師團(京都)  |
| 第十九師團(羅南)  | 第二十師團(龍山)  |            |
- 師團の編制は、平時は概ね師團司令部と、歩兵二旅團(四箇聯隊)騎兵及び野砲兵各一聯隊(近

衛、第一、第三及び第八師團にありては、騎兵各一旅團を置き、第十一師團には野砲兵隊を置かず、山砲兵一聯隊を置く、工兵、輜重兵各一大隊(第三師團にありては工兵二大隊を置き、第十九、第二十師團にありては輜重兵隊を除く)より成る。

其他の各團體は左の如く配備せられる。(括弧内は諸隊衛戍地、又は旅團司令部所在地、及び所管師團を示す。尚括弧外下方は、衛戍地名と異なる所在地名である。)

- 1 戰車隊
    - 第一聯隊(久留米——第十二聯隊) 福岡縣高良師村
  - 2 獨立山砲兵隊
    - 第一聯隊(高田——第二師團)
    - 第三聯隊(久留米——第十二師團)
  - 3 騎砲兵隊
    - 一大隊(國府臺——第一師團)
  - 4 野戰重砲兵隊
    - 第一旅團(三島——第三師團)
    - 第二旅團(小倉——第十二師團)
- 第十課 國防

公民科精義

- 第三旅團 (國府臺—第一師團)
- 第四旅團 (東京—近衛師團)

5 重砲兵隊

- 横須賀聯隊 (横須賀—第一師團)
- 深山聯隊 (深山—第四師團)
- 下關聯隊 (下關—第十二師團)
- 函館大隊 (函館—第七師團)
- 佐世保大隊 (佐世保—第十二師團)
- 鷗知大隊 (鷗知—第十二師團)
- 舞鶴大隊 (舞鶴—第十六師團)
- 馬山大隊 (馬山—第二十師團)

6 鐵道隊

- 第一聯隊 (千葉—近衛師團) 千葉縣都賀村
- 第二聯隊 (習志野—近衛師團) 千葉縣津田沼町

7 電信隊

- 第一聯隊 (東京—近衛師團) 東京府中野町
- 第二聯隊 (廣島—第五師團)

8 飛行隊

- 第一聯隊 (岐阜—第三師團) 岐阜縣那賀村
- 第二聯隊 (岐阜—第三師團) 岐阜縣鷺沼村
- 第三聯隊 (八日市—第十六師團) 滋賀縣御園村
- 第四聯隊 (太刀洗—第十二師團)
- 第五聯隊 (立川—近衛師團)
- 第六聯隊 (平壤—第二十師團) 平安南道大同江面
- 第七聯隊 (濱松—第三師團) 静岡縣曳馬村

9 氣球隊

- 一 隊 (千葉—近衛師團) 千葉縣都賀村

10 高射砲隊

- 第一聯隊 (濱松—第三師團)
- 第二十六高射砲隊 (平壤—第二十師團)

師團司令部には參謀部、副官部、兵器部、經理部、軍醫部、獸醫部、法官部を置く。  
參謀部及び副官部を合して、之を幕僚といふ。

師團長は陸軍中將を以て親補せられる。天皇に直隸して部下陸軍諸部隊を統率し、軍事に係る

師團司令  
部の組織  
幕僚

諸件を統理し、其の管理に屬する各部團隊の動員計畫を掌る。近衛師團長は此の外、宮闕守衛の事に任ずる。

旅團司令  
部其他

旅團司令、旅團長は部下軍隊を統率し、部下各隊の教育進歩の齊一を圖り、軍紀、風紀、内務、經理、衛生及び動員計畫を統監する。又歩兵旅團長は當該旅團に於ける聯隊區司令部の徵兵事務を監督する。

要塞司令、要塞司令官は要塞所管の旅團長（或は臺灣軍、朝鮮軍、關東軍の司令官）に隸屬し要塞の防禦計畫を擔任する。

朝鮮軍、臺灣軍、關東軍の各司令官、朝鮮軍、臺灣軍及び關東軍の各司令官は陸軍大將又は中將を以て親補せられ、天皇に直隸して各其の地の軍隊を統率して其の防衛に任ずる。（關東軍司令官は關東州及南滿洲に在る陸軍を統率し關東州の防衛及び南滿洲に在る鐵道線路の保護に任ずる。）

要塞地帯  
の防禦

東京灣、廣島灣、佐世保、舞鶴、由良、藝豫、下關、長崎、津輕、函館、對馬、基隆、澎湖島、鎮海灣、父島、奄美大島の如き、國防上重要な地帯は之を要塞地帯と定め、諸般の防備を施すのである。

要塞地帯法に依れば、要塞地帯の幅員は、之は防禦營造物の各突出部を連結する線を基線とし、此の線より外方一定の距離以内に於て定め、陸地と海面とを問はず三區に分ち、各區の幅員は左の區別に従て定められる。

第一區 基線より測り二百五十間以内及び基線と防禦營造物間の區域

第二區 基線より測り七百五十間以内

第三區 基線より測り二千二百五十間以内

何人と雖も要塞司令官の許可を得なければ、要塞地帯内（地帯外と雖も、第三區の境界線より外方三千五百間以内の區域）では、水陸の測量、撮影、模寫、錄取、又は航空することは出来ぬ。（航空の許免に付ては、要塞司令官は陸軍大臣の認可を受ける。）

要塞司令官は、要塞地帯内に入て、兵備の狀況其地地形等を視察する者と認めるときは、之を退去させる。又其の第一區の水面では、要塞司令官の許可を得なければ、漁獵、採藻及び艦船の繫泊土砂を掘鑿をすることも許されぬ。其他要塞地帯に關しては、種々の禁止制限事項が定められてある。

別に朝鮮に朝鮮軍司令部、臺灣に臺灣軍司令部、關東州に關東軍司令部を置く。之等の各軍司令官は陸軍大將又は陸軍中將を以て親補し、天皇に直隸して各々朝鮮、臺灣或は關東州（及び南滿洲）にある陸軍諸部隊を統率して、其他の防衛に任ずる。（關東軍司令官にありては、關東州の防備及び南滿洲にある鐵道線路の保護に任ずる。）

朝鮮軍司令部  
臺灣軍司令部  
關東軍司令部

列國陸軍兵員數

第十課 國防

支那	露西亞	佛蘭西	英吉利	波蘭	伊太利	日本	西班牙	米國	獨逸
平時兵員 一、六〇三 千人	五六二	四九二	三七六	二九一	二四七	二三五	二三一	一三五	一〇二
戰時兵力 一五、五〇〇 千人	一三、九六〇	六、二七七	七、〇〇〇	二、七四二	五、三四二	七、三四〇	三、〇〇〇	一八、五〇〇	八、七〇一

海軍の沿革

我國海軍發達の概略

我が國海軍の發達は、國土の海國たるに拘はらず、徳川幕府二百六十年間の鎖國主義に禍されて、國民の海外的意氣全く銷沈し、大に世界列強の海外發展殖民政策に立後れ、漸く幕末より明治維新に及び國民の自覺となり、海防の必要海上武力の整備に努むるに至つた。

明治維新に於ける海軍草創時代において、海軍の艦船は徳川幕府より收納せるもの、諸藩より獻納せるもの及び政府の購入せるもの等より成り、元年には軍艦八隻二千五百噸外に運送船若干とありて、極めて微々たる勢力であつた。

明治五年には兵部省を分ちて海軍、陸軍の二省を置き、漸次海軍の充實、製艦計畫に努力する所あり、七年には陸海軍費に内帑（三萬六千圓）を下賜し給ひ、十五年には戎備擴張に關して地方長官へ勅書を賜はる等のことあり、十七年には艦艇總噸數約四萬噸に達した。

同二十年には又防海費に内帑（三十萬圓）の下賜あり、朝野の防海費献約多き（其の額約百八十九萬圓）に及んだ。

同二十六年度豫算案に於て衆議院の製艦費削除に依り、畏くも次の勅書在给ひ、六ヶ年間年々内帑三十萬圓を賜ひ、文武の官僚に命じて同年月間俸給十分の一を納れ、製艦費の補充に當てられた。（之が爲め衆議院は豫算案を再議し、製艦費を復活して修正議決し、兩院議員も亦六ヶ年間歳費の十分の一を納めることとなつた。）

：國家軍防ノ事ニ至リテハ苟モ一日ヲ緩クスルトキハ或ハ百年ノ悔ヲ遺サム 朕茲ニ内廷ノ費ヲ省キ六年ノ間毎歲三十萬圓ヲ下付シ又文武ノ官僚ニ命シ特別ノ恃狀アル者ヲ除ク外同年月間

其ノ俸給十分ノ一ヲ納レテ製艦費ノ補足ニ充テシム……

(明治二十六年二月十日)

かくて明治二十七八年戦役に従事、當時軍艦總數二十八隻約五萬八千噸、水雷艇二十四隻であつた。此の役に清國から戦利艦十七隻を収めた。

同三十五年には六六艦隊完成するに至つた。

同三十七八年戦役に従事、當時は軍艦七十六隻、二十五萬八千噸、水雷艇七十五隻であつた。

此の役に露國から戦利艦七隻約四萬四千噸を鹵獲した。

後大正三年乃至九年戦役に従事した。同六年八四艦隊完成案、翌七年八六艦隊完成案、九年八八艦隊完成案が各々議會を通過したが、十一年華盛頓軍備縮小會議成立の結果、六四艦隊となつたのである。

海軍の任務

海軍は戦時にありては、敵艦隊を撃滅して海上の覇權を確保し、自國の商船を保護し、陸軍の輸送を援け、陸軍と共同して作戰を進め、敵の商船を拿捕し、敵國の通商を妨害し、其他中國の艦船をして戦時禁制品を搭載せる疑あるものを、臨檢搜索する等を以て任務とし、平時にあり

戦時の任

務

我國特殊の事情に依る任務

ては、外交上有力なる背景となり、貿易海運、工業漁業の發展を援け、海外在留同胞の保護に任じ、兼て未開の地を探究し、航路・錨地を測定して水路を示し、航海の利便を計る等を以て其の使命とする。

元來我國は島國なるが故に、國民生活及び國家發展に要する物資は殆ど之を海外の供給に俟つを以て、平戦兩時ともに、海上交通の安全を確保するには、海軍の任務は極めて甚大なるものである。況や世界大戰後列國競争場裏は所謂太平洋時代を現出せんとするをやである。

海軍の軍備

全國の海岸及び海面を三海軍區に分ち、各海軍區に軍港を設け、軍港には鎮守府を置く。

第一海軍區軍港 横須賀

第二海軍區軍港 吳

第三海軍區軍港 佐世保

各海軍區の區畫は左の如くである。

第一海軍區青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重の各府縣、北海道及樺太の海岸海面  
第二海軍區和歌山、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、鳥根、鳥取、京都、福井、石川、富山、新潟、山形、秋田、徳島、高知、愛媛、香川、大分及宮崎の各府縣の海岸海面並福岡縣遠賀宗像郡界より以東の海岸海面。

第三海軍區第軍海軍區に屬するものを除きたる福岡縣の海岸海面並佐賀、長崎、熊本、鹿兒島、沖縄の各縣、臺灣及朝鮮の海岸海面。

別に關東州の海岸海面を、關東州海軍區（佐世保鎮守府所管）南洋群島委任統治區域の海岸海面を、南洋海軍區（橫須賀鎮守府所管）とする。

軍港の外、また左の要港を設け、要港部を置く。

舞鶴要港（京都府加佐郡舞鶴）

鎮海要港（朝鮮慶尙南道昌原郡鎮海）

馬公要港（澎湖島馬公）

大湊要港（陸奥國下北郡大湊）

鎮守府は各々海軍區を管し、所管海軍區（要港部所管の警備區を除く）の防禦及び警備並に、所管の出師準備に關することを掌り、又所屬各部を監督する所である。

鎮守府に司令長官を置く。親補せられる。司令長官は 天皇に直隸し、部下の艦船部隊を統率し又海軍大臣の命を承けて軍政を掌り、其他府務を總理し、部下の軍紀風紀及び教育訓練を統監する。

司令長官は部下艦船部隊を、第一、第二、第三海軍區及び其他の所管海軍區に派遣することが

要港

鎮守府

鎮守府司令長官

要港部

要港部司令官

海兵團

出來、又地方長官より地方の安寧を維持する爲め、兵力の請求あるときは事急なれば直ちに之に應ずることが出来る。併し地方長官の請求を待つ違なきときは、其の請求なくとも便宜兵力を用ひることが出来る。此の場合は直ちに之を海軍大臣と海軍々令部長に報告する。

要港部は所管警備區の防禦及び警備並に所管の出師準備に關することを掌り、又所屬各部を監督する所である。

要港部には必要に應じて艦船部隊を附屬する。

要港部に司令官を置く。司令官は天皇に直隸し、部下の艦船部隊を統率し、又海軍大臣の命を承けて軍政を掌り、其他部務を總理し、部下の軍紀風紀及び教育訓練を統監する。

要港部司令官は此の外、部下の艦船部隊の派遣、地方の安寧維持の爲めに、兵力を用ふる等に付て鎮守府司令官と同一の權能を有する。

各軍港に海兵團を置く。海兵團は當該鎮守府に屬し、軍港の警備及び陸上の防火を掌り、又補缺員を統轄する。

海兵團には必要に應じて艦船を附屬する。

海兵團は艦船部隊其他各部の勤務又は練習を免ぜられた海軍下士官兵を補缺員として收容し、



在役艦船  
と豫備  
艦船

艦艇は本邦を鎮守府に置き、艦隊其他に編入又は附屬し、警備、練習若くは測量其他の役務に服するとき、之を在役艦船と稱し、役務に因て警備艦艇、練習艦艇又は測量艦船等と呼ぶ。在役艦船以外は豫備艦船と稱し、製造中の未成艦船と稱する。

艦船中の  
職員

艦船の職員には、例へば軍艦には、艦長以下副長、航海長、砲術長、水雷長、通信長、運用長、飛行長、整備長、機關長、工作長、軍醫長、主計長、副砲長、分隊長及び乗組がある。

艦長

艦長は所屬長官に隸し、部下を統率訓練し、軍紀風紀を維持し艦を整備し、且つ艦の保安に任じ艦務を總理する。

艦長は本邦に於ける島嶼等、通信不便なる地方に在るとき、急劇の事變ありて急定の爲め兵力行使を必要と認むる場合に於ては、地方官憲と會議し、便宜之を處理することが出来る。此の場合には、艦長は之を海軍大臣、海軍々令部長及び所屬長官に報告する。

艦隊

艦隊は軍艦二隻以上を以て編成し、必要に應じて之に驅逐隊、潜水隊、掃海隊又は驅逐艦、潜水艦、掃海艇を編入し、港務部、防備隊、航空隊、特務艦等を附屬する。

艦隊はまた必要に應じて、軍艦及び驅逐艦、潜水隊、掃海隊を以て編成し、編制若くは任務による名稱又は差遣する海洋或は地方の名を冠稱する。

戦隊

艦隊は必要に應じて、之を戦隊に區分する。戦隊は軍艦二隻以下又は軍艦及び驅逐隊若くは潜水艦を以て編成するときは、之を航空戦隊、水雷戦隊、潜水戦隊等（第一戦隊、第二航空戦隊、第三水雷戦隊、第四潜水戦隊等）と稱するを例とする。

聯合艦隊

聯合艦隊は艦隊二箇以上を以て編成し、必要に應じて之に艦船部隊を編入し又は附屬し、其の一部又は全部を戦隊に區分する。

司令長官

艦隊には司令官又は司令官を、聯合艦隊には司令官を置く。（戦隊には本體として司令官を置く。）

艦隊司令長官及び聯合艦隊司令長官は、何れも 天皇に直隸し、軍政に關しては海軍大臣の指揮を承ける。

艦隊司令長官は、隊下の艦隊を統率し、隊務を總理し、軍紀風紀及び教育訓練を統監する。聯合艦隊司令長官は、聯合艦隊を統率し、之に關する隊務を統督する。

艦隊司令長官は地方の安寧を保持する爲め、地方長官より兵力行使の請求ありたる場合に、事急なるときは、直ちに之に應ずることが出来る。併し地方長官の請求を待つ違なきときは、兵力を以て便宜之を處理することが出来る。此の場合には、艦隊司令長官は之を海軍大臣及び海軍々令部長に報告する。



艦隊司令長官は軍機保護上必要と認むるときは、隊下諸員に對して他と交通し、又は檢閲を経ずして一切の私信を發送することを禁ずることが出来る。

各軍港其他要地に海軍航空隊（其の所在地名を冠稱する。）を置く。現在軍港の外は左の如くである。

霞ヶ浦海軍航空隊（茨城縣霞ヶ浦湖岸）

大村海軍航空隊（長崎縣大村灣海岸）

海軍航空隊は、其の所在地を管轄する隊守府に屬し、空中防禦に關することを掌る。軍港所在の海軍航空隊は、此の外海面防禦に關することを分掌する。

海軍航空隊に若干の飛行隊、氣球隊及び飛行船隊を置き、又必要に應じて艦船を附屬する。

其他陸海軍の諸機關

陸海軍には右の外、造兵、造船、軍事の研究、兵器の試験及び軍需に關する諸種の機關と、將士を養成する各種の學校がある。概ね次の如くである。（括弧内は所在地を示す。）

(1) 諸機關

陸軍造兵廠 陸軍所要の兵器の考案設計を爲し、陸軍所要の兵器其他の軍需品及び一般火藥類を製造修理し、且つ此等

製品の検査を爲し、並に海軍所要の火藥を製造修理する所である。（工廠は之を東京、王子、名古屋及び大阪に、又其の直轄製造所を小倉及び平壤に置く。）

陸軍兵器廠 兵器（航空特殊器材を除く。）の購買、貯藏、保存、修理、支給、交換、廢品處分及び要塞の備砲工事を掌る。本廠（東京）と、支廠（東京、千葉、大阪、名古屋、廣島、小倉）より成る。

陸軍糧秣廠 陸軍糧秣品の調辨、製造、貯藏及び補給を掌り、且糧秣に關する試験を行ふ。本廠（東京）と支廠（大阪、宇品）とより成る。

陸軍被服廠 陸軍被服品の調辨、製造、貯藏及び補給を掌り、陸軍縫靴工長の養成に任じ、且被服に關する試験を行ふ。本廠（東京）と支廠（大阪、廣島）とより成る。

陸軍衛生材料廠 陸軍衛生材料、獸醫材料及び蹄鐵の購買、製造修理、貯藏及び補給を掌り、陸軍磨工長の養成に任じ、且陸軍陸軍衛生材料、獸醫材料及び蹄鐵に關する試験を行ふ。

築城部 防禦營造物の建築検査及び防禦營造物に關する砲兵事業の調査並に工兵事業を掌り、工事中の防禦營造物及び國防用の土地及び軍用鐵道及び其の敷地を管理する。

本部（東京）と支部（一等横須賀、豊豫——大分縣佐伯町、津輕——函館、對馬——嚴原町、壹岐——壹岐武生水村、二等鎮海灣——釜山）とより成る。

航空本部（東京）陸軍航空に關する事項の調査、研究、試験及び立案、航空兵諸軍隊の航空兵科専門教育の齊一進歩、に關する器材の審査及び其の制式の統一並に器材の修理、購買、貯藏、補給及び検査を掌る。

陸軍兵器部 師團兵器部、臺灣軍兵器部及び關東軍兵器部をいふ。當該師管（第十九及び第二十師團兵器部にありては朝鮮軍司令官の定むる區域）臺灣又は滿洲にある陸軍部隊の兵器事務を統理する。（滿洲駐劄師團の兵器事務は當該師團兵器部の管轄に屬する。）

陸軍科學研究所（東京）兵器及び兵器材料に関する科學を調査研究する。

陸軍技術本部（東京）兵器及び兵器材料の審査、制式統一及び検査を爲し、陸軍技術の調査研究及び試験を爲し、且其の改良進歩を圖り、並に之に關し陸軍大臣に意見を具申する。

陸地測量部（東京）陸地測量を施行し、兵要地圖及び一般の國用に充つべき内國圖を製造修正し、其他量地に關する事を掌る所である。

軍馬補充部 軍馬の供給、育成、購買及び資源調査を掌る。

本部（東京）と支部（第二、第六、第七及び第八師管内並に朝鮮に一箇乃至三箇）を置く。

陸軍運輸部（廣島市宇品）陸軍に屬する人馬物件の船舶輸送及び之を聯絡する鐵道輸送の業務を掌り、陸軍に於て所有又は使用する汽船を管理し、船舶輸送用補助物件を整備保管し、且必要に應じ、其の管理する船舶及び搭載の人馬物件に對し、檢疫消毒を施行する。（出張所——神戸、門司、基隆、釜山、元山、清津、大連、太沽）

千住製絨所（東京府千住町）陸軍大臣の管理に屬し、陸軍所要の絨類及び毛絲の製造を掌る。

海軍工廠 各鎮守府所在地及び廣島縣廣村に置く。當該鎮守府に屬し、鎮守府所在地に置かれた海軍工廠は艦船及び兵器の製造修理及び艦裝並に兵器の購買に關することを掌り、廣工廠は航空機の製造及び修理、機關の製造及び修理、機關及び其の材料の審査研究並に兵器の購買に關することを掌る。この外横須賀工廠は兵器の實驗に關することを掌り、吳工廠

は兵器及び潜水艦の實驗に關することを掌る。

海軍火藥廠（神奈川県手塚町）火藥類及び其の原料の製造、修理、審査及び研究に關することを掌る。

海軍燃料廠（山口縣都農郡）海軍所要燃料の生産、研究及び調査に關することを掌る。

海軍鑑政本部（海軍省構内）艦船の船體機關の計畫、審査、造修及び保存、兵器（航空兵器を除く）の計畫、審査及び造修並に兵器の備裝、海軍工作廠工場（航空兵器工場を除く）の設備の計畫及び審査、艦船兵器の造修に要する軍需品、工場等の軍需工業動員、造船科造船機科造兵科士官以下（航空兵器に關する技術に従事する造兵科士官を除く）の教育及び本務に關する事項等を掌る。

海軍航空本部（海軍省構内）航空兵器の計畫、審査及び造修並に艦船の航空機搭載設備の計畫及び審査、海軍工作廠航空兵器工場の設備の計畫及び審査、航空術の教育、航空兵器に關する技術に従事する造兵科士官以下の教育及び本務に關する事項等を掌る。

海軍技術研究所（東京）海軍技術の研究、調査及び諸種の技術的試驗に關すること、其他必要に應じて兵器及び材料の製造及び修理を掌る。

(2) 學校

陸軍大學校（東京）將校をして高等用兵に關する學術を修得し、併て軍事研究に須要なる學識を増進せしめ、且高等用兵に關する學術の研究を行ふ所である。

陸軍砲工學校（東京）砲工兵科の少尉を以て學生とし、砲工兵各科の勤務に必要な學術を教授する所である。

**陸軍歩兵學校** (千葉縣都賀村) 學生に射撃、戰術及び通信術等を修得せしめ之を各隊に普及し、且當に是等諸學術の調査研究を行ひ、以て歩兵教育の進歩を圖り、並に携帶火機關銃戰車其他歩兵用兵器器具材料等の研究試験を行ふ所である。

**陸軍戸山學校** (東京) 學生に體操劍術及び喇叭譜等の訓練を爲し、且體操、劍術及び喇叭譜等に關する調査研究及び試験を行ひ、並に軍樂生徒に樂手補たるに必要な教育を爲し、且軍樂に關する調査研究及び試験を行ふ所である。

**陸軍騎兵學校** (千葉縣二宮村) 學生に馬術、戰術射撃及び通信術等を修得せしめ、之を各隊に普及し、且當に是等諸學術の調査研究を行ひ、以て騎兵教育の進歩を圖り、並に騎兵用兵器器具材料等の研究試験を行ふ所である。

**陸軍野戰砲兵學校** (千葉縣印旛郡) 學生に射撃戰術、觀測通信術並に取法等を修得せしめ、之を各隊に普及し、且當に是等諸學術の調査研究を行ひ、以て野戰砲兵及び高射砲兵(重砲兵にありては高射砲)の教育の進歩を圖り、並に野戰砲兵及び高射砲兵用兵器器具材料等の研究試験を行ふ所である。

**陸軍重砲兵學校** (神奈川縣浦賀町) 學生に射撃、戰術、觀測通信術、砲塔術及び要塞電燈等を修得せしめ、之を各隊に普及し、且當に是等諸學術の調査研究を行ひ、以て重砲兵教育の進歩を圖り、尙練習生に砲塔術、通信術及び要塞電燈等を修得せしめ、並に重砲兵用兵器器具材料等の研究試験を行ふ所である。

**陸軍士官學校** (東京) 陸軍各兵科(憲兵科を除く) 士官と爲すべき生徒及び學生を教育する所である。

**陸軍幼年學校** (東京) 陸軍將校たることを志願する者の中より、陸軍大臣の定むる所に依て、選拔せられた生徒に、陸軍士官學校豫科生徒たるに必要な素養を與ふる爲め、軍事上の必要を顧慮して普通學科を教授し、軍人精神を涵養する所である。

**陸軍教導學校** 現役歩兵科下士と爲すべき學生を教育する所である。仙臺、豊橋及び熊本の三箇所に置く。

**陸軍軍醫學校** (東京) 學生をして、衛生部に必要なる學術を修得せしめ、軍陣醫學及び軍陣藥學を研究し、軍事衛生に關する試験を行ひ、併て陸軍衛生に關する業務に従事する者の教育に要する、圖書の編纂を爲す所である。

**陸軍獸醫學校** (東京) 學生をして、獸醫部に必要なる學術を修得せしめ、蹄鐵工長候補者に對し、必要なる教育を施し、獸醫部に必要なる學術及び材料を研究調査し、軍用動物の衛生に關する試験を行ひ、細菌學的豫防品及び治療品の製造を爲し、併て軍用動物衛生に關する業務に従事する者の教育に要する圖書の編纂を爲す所である。

**陸軍工科學校** (東京) 陸軍砲工兵工長と爲すべき生徒及び兵器技術を掌る砲工兵科士官と爲すべき學生を教育し、砲工兵工長たる學生に陸軍技術に關する學術を修得せしめ、且此等學術の調査研究及び試験を行ふ所である。

**陸軍工兵學校** (千葉縣明村) 學生に工兵技術、戰術及び交通術等を修得せしめ、之を各隊に普及し、且當に是等諸學術の調査研究を行ひ、以て工兵教育の進歩を圖り、並に工兵用兵器器具材料等の研究試験を行ふ所である。

**陸軍飛行學校** 學生に航空に關する諸般の學術を修得せしめ、之を各部隊に普及し、常には是等諸學術の調査研究を行ひ、以て航空兵教育の進歩を圖り、並に航空に關する兵器器材の研究試験を行ふ所である。所澤(埼玉縣) 下志津(千葉縣) 及び明野(三重縣)の三箇所に置く。

**陸軍通信學校** (東京) 學生に通信に關する學理及び技術を修得せしめ、且通信に關する學術の調査研究を行ひ、以て通信技術の統一進歩を圖り、並に通信器材の研究試験、無線通信器材の審査検査及び固定無線所の建設補修等を行ふ所である。

**陸軍自動車學校** (東京) 學生及び兵卒に自動車に關する學術を修得せしめ、且自動車に關する學術の調査研究を行ひ、以て自動車に關する學術の進歩を圖り、並に自動車及び之に關する器材の研究及び試験を行ふ所である。

陸軍經理學校

(東京) 學生をして經理部に必要なる學術を修得せしめ、且陸軍經理に關する學術の調査及び研究を行ひ、併て陸軍經理に關する業務に従事する者の教育に要する圖書の編纂を爲す所である。

海軍大學校

(東京) 海軍士官に高等の學術を教授し、兼て其の研究を行ふ所である。

海軍兵學校

(廣島縣江田島村) 海軍兵科將校と爲すべき生徒を教育し、海軍兵曹長に對し、兵科特務士官の素養に必要な教育を施す所である。

海軍機關學校

(京都府中舞鶴町) 海軍機關科將校と爲すべき生徒を教育し、海軍機關兵曹長に對し、機關科特務士官の素養に必要な教育を施す所である。

海軍軍醫學校

(東京) 海軍軍醫科士官及び藥劑科士官に對し、之に必要な學術を教授し、兼て之をして職務を練習せしめ、海軍看護兵曹長に對し、看護科特務士官の素養に必要な教育を施す所である。

海軍砲術學校

(横須賀) 海軍兵科將校、特務士官、准士官及び海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し、之に必要な砲術を教授する所である。

海軍水雷學校

(神奈川縣田浦町) 海軍兵科將校、特務士官、准士官及び海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し、之に必要な水雷術及び電信術を教授する所である。

海軍潜水學校

(吳) 海軍兵科將校及び機關科特務士官、准士官、下士官兵をして潜水艦に關する須要なる實務を練習せしめ、之に對し潜水艦に關する學術を教授する所である。

海軍經理學校

(東京) 海軍主計科士官と爲すべき生徒を教育し、海軍主計兵曹長に對し、主計科特務士官の素養に必要な教育を施し、海軍主計科士官に對し、之に必要な學術を教授し、兼て之をして職務を練習せしめ、海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し、之に必要な學術を教授する所である。

べき海軍下士官兵に對し、之に必要な學術を教授する所である。  
海軍工機學校 (横須賀) 海軍機關科將校、特務士官、准士官及び海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し、之に必要な機關術及び船匠術を教授する所である。

列國海軍勢力概要

(昭和二年九月末日調)

國名	戰艦		巡洋戰艦		巡洋艦	驅逐艦	潜水艦	航空母艦
	超弩級	弩級	超弩級	弩級				
日本	六	一	四	一	二五	六六	六三	三
米國	一四	一	一	一	三三	二七〇	一一〇	五
英國	一六	一	四	一	一七	一七六	七	八
佛國	三	一	一	一	二五	六二	六二	一
伊國	一	一	一	一	一四	七三	四三	一

(海軍省教育局「海軍々事講話資料」に據る)

大平洋方面列國海軍情況

1、太平洋方面近世史實

西歐人の極東經略に關する史實を按ずるに、第十五世紀末葡萄牙人は、阿非利加南端の迂回航路を發見してより、次第に印度「マラッカ」の要地及南洋諸島の一部を占領し、遂に支那及日本に到り、盛に東洋貿易に發展せり。同時に西班牙人は南北大陸の經略に従事し、更に南米を迂回して東洋に航し、比律賓群島を發見占領するや、葡國と東洋貿易に競争するに至りしが西曆一五八一年葡國王統の絶ゆるに及んで、葡國は西班牙に併合せられ、約六十年の後再び分離したるも、國勢復振はず、葡國の併合せられたる年、和蘭は西國より分離獨立し、爾來大に海上に雄飛し永く東洋の商權を把握せり。佛國亦北米並に印度に勢力扶殖を計りしも、中道革命（一七八九年）に禍せられて海外發展を著しく阻害せり。

貿易根據地若くは殖民地の獲得は、固より商船掠奪の公然行にれたる當時の海上警察は、一に係りて本國の海上武力に俟たざる可からず。「貿易は國旗の後に隨ふ。」とは蓋し當時の眞桐なりき。

然るに英國は一度西班牙の無敵艦隊を破つて（一五八八年）其の海權を奪ひ、再び和蘭と海上に輪贏を争つて（一六五二—一六五四年）遂に之を屈服せしめ、三度佛國海軍を「トラファルガー」に屠つて（一八〇五年）より、永く海上覇權を握り、英帝國の領土は地球の全面に基布して、日の没する時無しと矜るに至る。

露國は建國の當初より、歐亞大陸の北方經略に専念し、二十世紀に入りて、滿洲及朝鮮を併吞する情勢を示し、米國は一七八三年十三州を結束して獨立を完成してより、銳意北米大陸の計營に努め、南北戦争（一八六一—一八六五年）後、國力充實するや、一八九八年西班牙を破つて比律賓群島大小千七百餘島を版圖に收め、布哇國を併合し、巴奈馬共和國の獨立を助成して運河開鑿權を獲得せり。

建國日新なる獨逸は、一八八〇年「マーシャル」群島を占領して、銳意東洋侵略の歩武を進め、一八九七年突如として露

州灣を占領し、次で之を租借するや露・英・佛亦之に倣つて、支那の要地を強要租借し、米國亦門戶開放商業上の機會均等主義を掲げて、支那問題に容喙し、支那は當に列國租上の肉たる觀を呈せり。

日露戦争（一九〇四年—一九〇五年）は實に露國の滿洲、朝鮮の併吞を防遏し、支那分割の趨勢を打破し、列強の東洋政策に一轉期を劃せるものなり。

世界戦争（一九一四年—一九一八年）後、米國は其の無比の富力を擁して、軍事に外交に其の他所有方面に、世界第一主義を徹底せんとす。

華盛頓會議の成立（一九二二年）は、極東政局に重大なる變化を招來せり。就中支那に關する九國（日・英・米・佛・伊・蘭・白・葡・支）條約は、日本の指導的地位を驅りて列國平等の班に墮せしめたり。

今や世界外交の基調は國際聯盟に存するが如きも、別に超然たる米國モンロー主義の濶歩しあるを看るべく、前者の現狀維持的なるに反し、後者は著しく自國發展的傾向あり。

不戰條約には主たる國家は概れ之に賛同調印を了したるも、提唱の本尊米國は、其の補助擴張に汲々たり。世界全人口の三割強に過ぎざる歐米白人は、地球陸地の約九割を其の勢力下に獨占し、現世の榮華を永く將來に維持せんとす。

史を按じて盛衰興亡の由來を精察せば、其處に各々當然の理由の嚴存するを見ん。斯くて現下の狀勢を觀するるとき、我大和民族の使命と覺悟夫れ果して如何。

2、太平洋に於ける海上勢力

(一) 米 國

合衆國艦隊（太平洋方面處在）



3、太平洋諸島防備現狀維持協定 (左記華盛頓會議参照)

日、英、米の三國は下に掲ぐる各自の領土及屬地に於て、要塞及海軍根據地に關し、本條約署名の時に於ける現狀を維持すべきことを約定す。

(一) 米國が太平洋に於て現に領有し、又は將來獲得することあるべき島嶼たる屬地、但しアリマーション諸島以外にして米國海岸アラスカ及巴奈馬運河地帯の海岸に近接せる諸島嶼並に布哇諸島を除く。

(二) 香港及英國が東經百十度以島の太平洋に於て、現に領有し又は將來獲得することあるべき島嶼たる屬地、但し加奈陀海岸に近接せる島嶼、濠洲聯邦及其の領土並に新西蘭を除く。

(三) 太平洋に於ける日本の下記の島嶼たる領土及屬地、即ち千島列島、小笠原諸島、奄美大島、琉球諸島、臺灣及澎湖島並に日本が將來獲得することあるべき太平洋に於ける島嶼たる領土及屬地。

海軍軍備縮小會議

1、華盛頓會議

大正十年米國大統領ハーチング氏は、海軍軍備を制限し、且太平洋方面並に極東に關する諸問題を解決せんことを提唱し、列國贊の結果、華盛頓に海軍々備縮小に關する會議が開かれた。我が國は當時海軍大臣加藤友三郎、貴族院議長徳川家達、駐米大使幣原喜重郎を全權委員に擧げて商議に當らせた。會議は同年十一月に始まり翌年二月に終つた。其の結果の概要は主力艦の比率に付ては、英、米は同等、我が國は其の六割、佛、伊は各五割四分を有することとし、(航空母艦に付ても協定)其の艦齡を二十年(航空母艦も)即ち完成より二十年を経過せば新艦(代艦)によつて、之を代換することを得るものとした。併し昭和六年十一月十一日までの十年間は所謂海軍休日として、建艦起工を休止することになつた。同時に日英同盟を廢し、新に日・英・米・佛の四國は太平洋上に於ける相互の領土保全と防備の現狀維持(前掲)に就て協約を結んだのである。

華府協約海軍制限一覽

國別	主艦		航空母艦		其他補助艦	
	合計總排水量(噸)	比率	各艦基準排水量(噸)	比率	合計總排水量(噸)	比率
日	35,000	3	2,000	3	10,000	3
英	55,000	5	2,000	5	10,000	5
米	55,000	5	2,000	5	10,000	5
佛	15,000	1.7	2,000	2.2	2,000	2.2
伊	15,000	1.7	2,000	2.2	2,000	2.2

備砲: 日(1)口径ハ時ス(2)口径ハ時ス(3)口径ハ時ス(4)口径ハ時ス(5)口径ハ時ス(6)口径ハ時ス(7)口径ハ時ス(8)口径ハ時ス(9)口径ハ時ス(10)口径ハ時ス

航空母艦: 日(1)排水量(噸)2,000以下(2)排水量(噸)2,000以上(3)排水量(噸)2,000以上(4)排水量(噸)2,000以上(5)排水量(噸)2,000以上(6)排水量(噸)2,000以上(7)排水量(噸)2,000以上(8)排水量(噸)2,000以上(9)排水量(噸)2,000以上(10)排水量(噸)2,000以上

其他補助艦: 日(1)排水量(噸)1,000以下(2)排水量(噸)1,000以上(3)排水量(噸)1,000以上(4)排水量(噸)1,000以上(5)排水量(噸)1,000以上(6)排水量(噸)1,000以上(7)排水量(噸)1,000以上(8)排水量(噸)1,000以上(9)排水量(噸)1,000以上(10)排水量(噸)1,000以上

2、ジュネーヴ會議

華盛頓會議後は補助艦建造熱漸くまた盛んとなり、再び昭和二年米國大統領クリッヂ氏の提唱によつて、同年六月瑞西國ジュネーヴに於て、第二回海軍々備縮小會議が開かれ、我が國は齋藤實が全權委員として出席した。此會に於ては佛・伊兩國は共に軍縮に對する見解の相異を唱へて、其の参加を拒絶し、只非公式に傍聴者を出し、日・英・米三國の協議となつ

たが、英、米は備砲及び艦型の問題にて各々主張を上げず、我は終始一貫の主義を保持し英・米に對する調停的態度も效を奏せず、會議は四十餘日に亘りて遂に決裂に終つたのである。

3、倫敦會議

昭和五年一月英國政府の招請に依りて、日・英・米・佛・伊五箇國の全權委員が、英國倫敦に會して、第三回海軍々備縮小に關して商議することとなつた。

條約は滿三ヶ月に亘り同年四月を以て終了し、之を一九三〇年ロンドン海軍條約と稱する。同條約は、不戰條約の精神に依り、一九二二、二年のワシントン會議及び一九二七年のゼネヴァ三國海軍會議に於て未解決の補助艦制限協定を主とし、更に主力艦一部の廢棄、代艦建造の延期、ワシントン條約に包含せられざる航空母艦の制限、商船に對する潜水艦の使用法等を規定したもので、佛・伊兩國の補助艦制限は協定不成立のため、他日協定成立の時に追加されることになつた。而して此の條約は一九三六年を以て期限とする。

協定の補助艦總括

	協定保有量	現有勢力	減量
日本	三六七、〇五〇噸	四一七、一五〇噸	五〇、一〇〇噸
米國	五二六、二〇〇	五七三、三八六	四七、一八六
英國	五四一、七〇〇	六〇八、五六六	六六、八六六

新兵器

飛行機

飛行船

潜水艦	石油動力艦
長距離砲	高射砲
空中聽音機	音響測遠用聽音機
煙幕彈	投下爆彈
空中照明用探照燈	毒瓦斯
防毒面	重擲彈砲
擲彈	火焰放射器
火焰發射器	戰車
裝甲列車	裝甲軌道車
裝甲輪戰車	水陸兩用戰車
自動車隊	軍用犬
軍用鳩	

三、在郷軍人

在郷軍人

在郷軍人

國防上直接其の任に當る兵員は、現役在隊するもの外、歸休、豫後備役等にある者が家郷に在りて、日常各自の業務に従事し、而も軍籍に身を置きて、國家有事の日、劍をとつたつので



帝國在郷  
軍人會

目的

組織

ある。之れ即ち在郷軍人にして、其數今や三百萬と稱せられ、國軍の大勢力を爲すものである。在郷軍人を以て組織する帝國在郷軍人會は、聖旨を奉體して軍人精神を鍛鍊し、軍事能力を増進するを以て本旨とし、延て社會の公益を圖り、風教を振作し、恒に國家の干城、國民の中堅たる實を擧げるを以て目的とする、國防上重要な團體である。

在郷軍人會は皇族を總裁に奉戴（現總裁閑院宮載仁親王）し、陸海軍大臣の監督を受け、本部（東京）以下聯合支部、支部、聯合分會、及び分會を以て組織する。

聯合支部は内地にありては、各師管内に在る支部、支部は概ね各聯隊區に在る聯合分會、聯合分會は各郡（北海道、樺太及び臺灣等では、支廳の區）内に在る分會、分會は概ね各市（東京、京都、大阪、名古屋及び横濱の各市等では區）町村内に在る會員を以て組織する。

分會はなほ行政區劃、又は小學校の通學區域、或は交通等の情況によつて班に區分し、班は更に最寄若干の人員を以て、組に區分することも出來、其他聯合分會又は分會は地方の情況に應じて、必要ある場合は海軍出身の正會員のみで海軍班を設置することも出來る。

市町村はまた必要ある場合は、支部長の承認を経て、數個の分會を設け、又當該市町村毎に一（市では一又は數個）の聯合分會を置くことも出來る。

會員

在郷軍人會の役員には、聯合支部以下にありては、長一名、副長、理事、監事、評議員各若干名（班及び組にありては長一名副長若干名）を置く。

在郷軍人會の會員は、之を別ちて正會員、特別會員及び名譽會員の三種とする。

正會員は豫後備役、退役將校を初め、下士卒、歸休兵、第一補充兵、海軍豫備兵、第一國民兵役にある者及び短期現役を終て、第二國民兵役にある者である。

特別會員は、現役將校等にして、本會又は聯合支部以下各團體より推薦された者である。

名譽會員は、本會退會者で功績顯著にして、本會又は聯合支部以下各團體より推薦された者、其他在郷軍人でなくとも、特に本會に對して助力し、又は功勞ある者、又は其の協力を受くべき者で、本會又は聯合支部以下各團體より推薦された者である。

會の事業

在郷軍人會は會の目的を達する爲めに、左の如き事業を行ふ。

- (一) 勅諭、勅語、詔書の奉讀式を行ひ、又四方拜、紀元節、天長節、明治節及び廉ある宮中の式典當日は遙拜式を行ふこと。
- (二) 軍人精神の鍛鍊、軍事學術の研究及び演練並に體育を行ふこと。
- (三) 本會創立記念日に式典を行ふこと。
- (四) 過去戦役を記念し、戦役死亡者及び公務に起因する死亡者の祭典を補助し、且其の遺族並に公傷病兵を優遇すること。

- (五) 會員をして應召準備を整頓せしめること、及び召集事務を補助し又は徴兵検査並に簡閱點呼の際參會者の指導に協力すること。
- (六) 現役兵又は補充兵として入營或は入團する者、及び補充兵にして未だ入營しない者の軍事教育を行ひ、且入退營(團)者を送迎すること。
- (七) 青年訓練所の訓練を補助し、且青年團員及少年團員の誘導指導に協力すること。
- (八) 風教の改善に協力し、社會公益事業を補助し、且公安の維持並に非常時に於ける救護事業を援助すること。
- (九) 會員の一致和諧を圖り、延て社會の融和協調の美を助成し、併て會員相互扶助の途を講ずること。
- (十) 會員及び其の家族並に現役者の家族を必要に應じて扶助し、又會員及び現役者の葬儀に會葬し、なほ其の遺族を慰藉すること。
- (十一) 精神修養、軍事及び一般智識の増進並に團體、會員の指導連絡の爲め講演を行ひ、雜誌及び圖書等を發行すること、等

會旗と徽章

在郷軍人會には會旗を設けて、分會毎に一旗を置き、奉送迎及び集會等團體を表示する場合には之を用ひる。また會員徽章及び會長、副會長、聯合支部以下各團體の長、同副長、班長、組長、同副長の徽章を設けて、各々其の身分を表彰する場合に之を佩用する。

有功章

在郷軍人會にはまた表彰に關する規定ありて、其の優良を表彰するものであるが、其の中に有功章の授與がある。有功章は會員にして其の功績顯著なるか、又は其の行爲が他の儀表と爲り、

何れも優賞すべきものと認めたる者に對して、會長の報告に依て總裁から授與される。

簡閱點呼

簡閱點呼の執行

在郷軍人をして其の本分を全うせしめるやう、之を檢閲し教導する爲めに、陸海軍に於て、各各簡閱點呼を執行する。

目的

簡閱點呼執行の目的は、國家有事の際に處する在郷軍人の用意如何を點檢査閲して、所要の教導を爲すのが主眼である。

故に簡閱點呼執行官は其の際、在郷軍人參集の状態、心身の健否、軍事能力の保持及び軍事思想普及の程度、服役上に於ける義務履行の確否等を點檢査閲し、以て有事の際に處する在郷軍人の覺悟と準備との如何を觀察し、且勅諭、勅語の趣旨の徹底に努め、在郷軍人の國家に對する責務を熟知せしめ、其の本分を全うし得るやう指導するのである。

在郷軍人の責務

在郷軍人の功遇如何は、實に國家の勢力に至大の關係を有するものであるから、會員はよく在郷軍人會の趣旨を體し、在隊間教育訓練せられたる軍人精神と、軍事能力を保持して、國家異變の秋に臨んで奮て其の任に赴き、以て光榮ある皇國防護の責務を完うし、平時家郷にありては、産業に勤敏し風教を正うし以て地方の發展振興に盡誠して、益々國防の實勢實力たらんことを期

さねばならぬ。

大正三年十一月三日在郷軍人に賜はりたる勅語に曰く、

「朕惟フニ國防ノ完備ハ汝在郷軍人ニ待ツモノ洵ニ多シ汝等戮力協心陸海一致シテ益々軍人精神ヲ鍛錬シ軍事能力ヲ増進シ郷ニ在リテハ忠良ナル臣民ト爲リ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城ト爲リ以テ其ノ本分ヲ盡サムコトヲ期セヨ」と。

帝國在郷軍人會々歌

- 一、建國二千有餘年、  
世界に負へる大使命、
- 二、朝日輝く旗風に、  
正義の利劍人類を、
- 三、郷に入りては忠良の、  
出で、皇國に捧ぐべき、
- 四、つとむる業は異れど、  
皇國を護る赤誠は、
- 五、あゝいくそたび天皇の、  
聖旨かしくみ東の間も、
- 六、忠勇義烈の血を享けし、

神聖比なき皇國の、  
果すは誰の任務ぞや。  
迷妄の雲拂ひ去り、  
救ひ匡すはいつの日ぞ。  
民とし勵み事あらば、  
われらが此身この命。  
思ひは一ついつとても、  
吾等が胸に燃ゆるなり。  
降したまへる勅語の、  
心ゆるめず鍛へばや。  
日本男子の輝ける、

譽たふとみいざやいざ、

雄々しく共に進まばや。

## 第二、國防と國民

### 國防と國民

國防の重要なこと、兵員として其の第一線に立つべき壯丁者の心得及び在郷軍人の責務等に就ては、既に述べた所である。

而して國防の充實を期するには、全國民舉て純忠愛國の精神に燃え、國家防衛の觀念に徹底せねばならぬ。自國を防護するは其の國民を措いて他に求むべきものはない。國民は上下、長幼、男女を別たす、總て之に當るべき義務あるものである。

今や國防力の眞價は、常置の兵員其他の軍備のみならず、人的にも物的にも甚だ擴大せられて、國家の全能全力を舉げての施設と、其の運用宜しきに、俟たなければならぬ情勢にある。將來の戦争は武備兵力に依る外、國家の工業能力、科學力、經濟力等の雄勢、國民思想の健全、政治的謀略の進出等が一體の力となりて、勝敗を決する、所謂國家總動員の國力戦、或は國民戦ともいふべきものである。

故に平時より常置の軍備に對して、動員計畫を萬全にするは勿論、或は軍需工業動員法（大正

全國民の義務  
國家總動員  
國防と國民戦  
軍需工業動員

七年四月法律第三八號) 或は軍需調査會(大正八年十二月勅令第四九五號) 等を施行して軍需品の調査、生産獎勵、戦時の收用或は管理等について規定し、また資源調査法(昭和四年四月法律第五三號) を施行(昭和四年十二月一日より) して、内地は勿論朝鮮、臺灣、樺太に亘りて全國の人的、物的資源、即ち人員、食糧、燃料、原料、材料、其他夫等の代用品、動力、産業、交通、居住等各般に付て、平時に於て調査を進め、有事の場合に於ける需給關係の推定に供へ其の敏活を期するのである。此等調査に關する事務は、各省に屬するも、之を統一する機關として、内閣に資源局及び資源審議會等が設置されてある。

資源局は内閣總理大臣の管理に屬し、人的及び物的資源の統制、運用計畫に關する事項の統轄の事務等を掌る所である。

資源審議會は内閣總理大臣の監督に屬し、其の諮詢に應じて人的及び物的資源の統制、運用、計畫並に其の設定及び遂行に必要な、調査及び施設に關する重要な事項に付て、調査審議會等を爲す機關である。

其他國民生活に重要な食糧問題を調査して、其の自給自足の道を講じ、經濟審議を起して、産業の振興、生産能率の増進を圖り、度量衡に關するもの、規格を統一する等は國勢を詳にし、

國力の進展に資するものにして、是等の企圖宜しきを制することは、畢竟國防力を充實し得る道となるのである。

國防の全般に亘りては、斯く有形的方面の充實を要するのみならず、無形の國民思想の健全、國民精神の強盛にして、規律節制あり、よく訓練せられることを要する。我が國民は建國以來、尙武の精神を誇り、忠實勇武の名を負ひ、未だ戦敗の汚辱を受けたることなく、累次の外戦には偉功を奏して強兵の實を示したのである。然れども近時社會の上下ともに奢侈に流れ、剛健質實の氣風を失はれんとし、一部には國民的思想の不健全なるものをも生じて來た。其他我が國民は一般に社會的訓練に缺け、また堅忍持久性に乏しい。

此の故に青年訓練或は軍事教練を行つて、第二の國民たる學生、生徒及び青年の心身を鍛鍊し、之に規律的訓練を施すことが必要である。

我が國民性の現状既に斯の如く、而して人口稠密、國土狭小にして、經濟資源に恵まれない國情にあるから、國民は刻苦精進して民力を養ひ、民心を作興して、國力を振起し、國防力の充實を圖り以て不戦平和を確保することに努めなければならぬ。

要之我等國民は、國防に關して常に左の用意あることを要する。

- (一) 舉國總動員の計畫準備に付て充實を期すること。
- (二) 國民皆兵の眞義に立ちて、上下、老若、男女を問はず、國防の任に當る覺悟あること。
- (三) 傳統的忠君愛國の至念に富み、且つ堅忍持久の精神を養ふこと。
- (四) 國民生活の社會的に訓練せらるべきこと。

國防上の實力は眞に文字通りに、富國強兵でなければならぬ。而して其の實力實勢をつくるものは、一に國民の努力にある。

#### 國民皆兵の精神

今や帝國の軍制は大いに整ひ、兵員また多きを數ふと雖も、顧みて世界の氣勢を察するに、國家は將來の戰爭に對し、國民の體力と智力と財力とを擧げて敵と戦ひ、必ず之に勝つる備なかるべからず。而して一旦戰に臨みては、平素養成せる軍隊の力のみを以てしては、往々最後の勝利を占むる能はざるべし。この故に國民の男子にして其の任に堪ふる者は、學者たり、官吏たり、農夫たり、はた商人たるを問はず、悉く劍を取りて立ち、自ら國家の運命を決するが爲に戦ふの覺悟なかるべからず。これ國民皆兵の精神の存する所にして、明治天皇御親政の初、この精神に復したまひしは、その御旨まことに深しと謂ふべし。國民皆兵の精神あまれく國民に貫徹するときは、其の國始めて強く、よく其の感情を示すを得るなり。要するに國民にして強からずんば、軍隊ひとり強きを得べからず。(壯丁讀本)

#### 義勇奉公

上略國際間の衝突は平和的に解決すべきものにして、戰爭は避け得らるるだけ避くべきものなり。然れども人生に道理以外の世界存し、此の間黒裡の美なる妖魔は、巧みに人間を駆りて戰爭せしむ。而して此のことは人間の全く神化し了せざる限り、錯誤は永久に取去るべくも無きなり。現に這回の世界大戰亂の如きは、之を十分に證明して餘りあるもの

なり。故に國家は軍備を整へ、國民は其の義務に服さざる可らず。而も國際間の衝突は、國家國民の休戚に關はること、之より重且つ大なるもの無ければ、國民たる者は、之が爲には一切を犠牲に供するも、之に勝たざる可らず。而して此の祖國の爲に一身を捧ぐることは、個人の生活の倫理的意義と相悖るものに非ざるなり。就中我が國の如く皇室は國民の宗家に在し、國家は吾人にとりて一大家族たる、血族的民族的國家に在りては、國家の爲に一身を棄て、一家を捧ぐるは、實に宗家總家族の爲に力を致す所以にして、最高の道德的行爲なり。此の點吾人の獨り萬國に向て、誇るべきところなり。中略、兵役に服することは、之れ吾人の祖國を守り皇運を扶翼し、祖先の遺風を顯彰する最重大の職務たるは、之に當りては、いささかも躊躇すべきに非ず。然るに今日の情勢を見るときは、教育ある青年、富豪、上流社會に於ける程、徵兵を忌避する者ありと聽く、嘆すべきことなり。日露戰爭後某氏英國に遊びし際、日本の上流の子弟にして戦に殉したる者の定めし多からんと問はれて、即答に詰りしとか、而も後にて調査したるに、戦死したる者僅かに、數ふる程でもあらざりしとすることなり。之或は坊語に過ぎざらんも、而も吾人は、我が國上流社會の子弟にして、一人の青年志願兵だにありしを聽かざるなり。而して之を現下の英、獨、佛諸國の青年愛國者、就中學生にして一兵卒を志願し、貴族の子弟にして國難に殉し、其の他前大臣、有名なる詩人、彫刻家等にして、進んで戰闘に参加せんとする者の多きに比するときは、思はず冷汗の湧出するを感ぜざるを得ず。忠君愛國は決して我が國のみの專賣特許には非ざるなり。下略(教育學術界、教育勅語及戊申詔書解義)

#### 明治天皇御製

ことなしとゆるぶ心はなかくに、仇あるよりもあやふかりけり。

四方の海みなはらからと思ふ世に、など波風の立ちさわぐらむ。

ますらをに旗をさづけていのるかな、日本の名をかゝやかすべく、  
荒波をけたてゝはしるいくさぶね、いかなる仇かくだかざるべき。  
秋つしま四方にめぐるうなばらの、波こそ國のかきねなりけり。  
大八洲まもらむ船のとしぐに、かすそふ世こそうれしかりけれ。  
うつせみの世のためすゝむ軍には、神も力をそへざらめやは。  
敷島の和心をみがかすば、劍おぶともかひなからまし。  
事しあらば火にも水にもいりなむと、思ふがやがてやまとだましひ。  
平かに世はをさまりて國民と、共に楽しむ春を嬉しき。

- 國大なりと雖も戦を好めば必ず亡び、天下平なりと雖も戦を忘るれば必ず危し。(司馬公)
- 天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かず。(孟子)
- 百戦百勝は善の善なる者に非ざるなり、戦はずして人の兵を屈するは善の善なる者なり。(孫子)
- 兵は大事、死生の地、存亡の道、察せざるべからざるなり。(同)
- 吾人は生ける平和を望む、死せる平和を欲せず。(カーライル)
- 安きに居て危きを思ふ、思へば則ち備へあり、備へあれば患ひなし。(左傳)
- 正義の戦は小よく大に勝つ。(希臘俚諺)

### 第十一課 國 交

要綱	題 目	要 目	細 目	備 考
----	-----	-----	-----	-----

第一、國 交	一、國交と平和	一、國交と平和	一、國交と平和	
第二、國際協同		二、國際協同	二、國際協同	
第三、國交と國民		三、國交と國民	三、國交と國民	

要旨 本課は世界平和の重んずべきことを説き、國民の國際的精神の必要なることを知らしむ。

#### 第一、國 交

##### 一、國交と平和

世界列強は、各々國防を嚴にして異變に備へるけれども、平時は互に好みを修め友誼を厚うして、平和を保持するものである。之を國交といふ。

和國交と平  
義國交の要

國交の親善にして、平和の確保せられるところ、各國は修好通商して互に有無相通じ、文化の交流傳播して國利民益を圖り、人類の福祉を増進し、文明の惠澤をともに享受することが出来るのである。之れ實に國交の要義である。

國交の機  
關と平和  
の保持

されば各國は平時國交の機關として、外交官を交換し、領事官等を派遣し、各種の條約を締結して、政治上、經濟上自國の權益を保護し、平和の維持につとめるのである。

また國際間には平時は勿論、戦時と雖も互に履守すべき國際法規が行はれるのである。

## 二、國際法

國際法の  
淵源

未開時代にありては、國家間に於ては利害の衝突より鬭争（戦争）を常としたが、時代の進歩と人智の開發に伴ひ、國家間にも國內に於ける如く、平和を維持する爲めに、相互に遵守すべき法則を必要とするに至り、各國は國際團體間に於て、政治上、經濟上の權利義務に關して各々其の行動を規制する法則に依るべきこととなつた。之れ即ち國際法の淵源である。

國際團體間の行爲の規則にして、各國の認容せるものである。

國際法の  
成立  
條約と慣  
例

國際法は國內法の如く、一定の形式を具備する法典ではなく條約と國際慣例との二である。條約とは關係國間の特殊的權利義務に就て、協定せる約束である。國際慣例とは國際間の習慣

國際法と  
國際私法

にして、古來文明國間に自然に發達したもので、國法、判決、國際歴史、外交文書及び學說等である。

國際法は通常之を國際公法といふ。國際公法に對しては國際私法がある。國際私法とは、外國に關係する私法事項に適用すべき法を定めるものである。例へば邦人が米國に於て結婚する場合に、其の結婚は日米何れの法律によるべきか、或は邦人と米國人とが英國に於て賣買契約した場合には、日英米の三國中何れかの法律によつて契約の成立、效力等を認めるべきか等を定めたものである。

國際法を別ちて平時國際法と戦時國際法との二とする。

平時國際法とは、國際間の平時に於ける法律で、基本權又は絶對權（之を分ちて平等權、獨立權、自衛權、交通權とする。）國際交通機關、條約等が其の主なるものである。

戦時國際法とは、國際間の戦時に於ける法律にして、戦争の場合の法規である。

凡そ國際間は各國相互に平時國際法に遵ひ、權利を尊重するときは、平和的國際を維持せられるも、若し其の間に衝突を見るときは、國際紛争を惹き起すのである。

國際紛争の解決方法として、周旋、居中調停、國際審査委員會、仲裁々判等あるも、此等の手

戦争

戰時國際  
法

國際法の  
種類  
平時國際  
法

國際紛争

段にして、遂に效を奏しない場合は、止むなく戦争となる。戦争は國家間に行はれる兵力に依る闘争にして、實力の對抗なるも、其の方法は戦時國際法に準據すべきものである。

戦時國際法は交戦國間に關係ある交戦法規と、交戦國と中立國とに關係ある中立法規とより成るもので、赤十字條約其他戰禍に對する各種の禁止、制限に關する條約或は宣言等甚だ多い。

戦時國際法規の將來

世界大戰に際しては聯合國側並に同盟國側共に幾多の交戦法規に違反したる事實を見た爲に、國際法は破滅に近づけりと唱ふる説もあつたけれども、此事實は獨逸の軍國主義的思想に於て、強力を尊び國際正義を輕んずるの傾向が甚かつたことに基因するもので、猶世界大戰が世界の總ての強國の關係する大規模の戦争であつたため國際法の遵守を間接に強制すべき中立國の勢力が微弱となつたことが、國際法違反の大なる原因であつたことも争はれぬことである。殊に世界大戰の如きは史上稀有の事實にして尋常一様の戦争ではないから、假令國際法違反の事實があつても之がために國際法の滅亡を説くが如きは早計たるを免れない。之を實際に見るにベルサイユ平和條約中の國際聯盟規約の如きも、其前文に示すが如く「各國政府ノ行爲ヲ律スル現實ノ標準トシテ國際法ノ原則ヲ確立シ組織アル人民ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ且嚴ニ一切ノ條約上ノ義務ヲ尊重シ以テ國際協力ヲ促進シ且各國間ノ平和安寧ヲ完成センカ爲」に協定せられたものである。即ち聯盟規約は大體に於て在來の國際法規を認めて之を補充するの規定を設け、而して在來の國際法の原則を各國政府間の行爲を律する現實の規準として確立することを其目的の一として居る。又西曆千九百二十一年華盛頓會議に於て海軍條約と共に協定せられた潜航艇及毒瓦斯條約の如きも一に在來國際法規の確立を期するに外ならぬ。之を要するに世界大戰の結果人心平和を思ふに傾き、從て平和確保の必要條件たる國際法規を遵守するの思想が益々盛んとなりつゝあることを示すものであ

條約

條約の締結

る。而して今や航空機潜水艇毒瓦斯等兵器の進歩は實に著しきものがあり、從來の國際法規は是等の點に關して甚だ不完全なるを免れないのであるが、上述せる世界の傾向により漸次列國の協議によりて整頓し來るは明かであつて殊に國際法規強行の規定と相まらして一段の發達を要すべきを疑はないのである。(法制學概論)

三、條約

條約とは兩國又は數國間の特別なる國際關係を定める約束である。各國間には貿易上・友誼上或は其他の利害關係上、諸般の條約を締結して、其の間の關係を明にするものである。

條約の締結は、我が國にありては天皇の大權に屬する。即ち帝國憲法に、「天皇は戰を宣し和を講し及諸般の條約を締結す」(第十三條)とある。

條約締結の形式は、通例全權委員を命じて、之を議定せしめる。任命された委員は、先づ對手國委員と會見して、互に全權委任狀を審査し、然る後商議を開く。而して商議の結果、條約書を作成し、各委員は之に署名調印し、次に天皇之を批准し給ふ。批准とは委員が協定せる條約に對して、天皇の親閱嘉納し給ふ手續である。條約は通常、批准を経て有効のものとなる。批准書には親署の後國璽を鈐し、主任の國務大臣之に副署する。

條約批准書の例

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐シタル日本國皇帝(御名)此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス



朕明治三十八年九月五日亞米利加合衆國「ボーツマス」(「ニュー、ハムプシャ」洲)ニ於テ帝國全權委員及露國全權委員ノ記名調印シタル講和條約ノ各條目ヲ親シク閱覽點檢シタルニ善ク朕ノ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百六十五年明治三十八年十月十四日東京宮城ニ於テ親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國 璽

外務大臣 伯爵 桂 太郎 印

條約の種  
類と名稱

對等條約  
と不對等  
條約

締盟國

條約には、修好條約、通商條約、航海條約、赤十字條約、同盟條約、講和條約、平和條約、メ  
ートル條約、萬國郵便條約、國際航空條約、國際聯盟、不戰條約等、其の種類多く、其の名稱に  
も所謂條約と稱する外、協商(日露協商、日佛協商)協約(日英同盟協約)覺書(日米覺書)其  
他取極、或は宣言等いふものがある。何れも「條約」と同義にして効力に於て異なる所はない。  
條約にまた對等條約、不對條約と稱する別は、條約の内容に於ける差別で、之が主なる標準は  
領事裁判權の有無に依るのである。

條約を締結せる國を、締盟國又は條約國といふ。

我が條約國(三十五ヶ國)

(1) 亞細亞洲(三ヶ國)

支那、暹羅、土耳其、

(2) 歐羅巴洲(二十二ヶ國)

英吉利、佛蘭西、伊太利、獨逸、和蘭、奧地利、  
白耳義、勃爾牙、チエツコスロヴァキヤ、ダンチツヒ、丁抹、  
フィンランド、希臘、洪牙利、諾威、波蘭、羅馬尼亞、  
露西亞、セルブ、クロアイト、スヒヅエーヌ國、西班牙、瑞典、  
瑞 西

(3) 南北亞米利加洲(十ヶ國)

北米合衆國、亞爾然丁、ボリビア、伯刺西爾、智利、哥倫比亞、  
エクアルド、墨西哥、バラグアイ、秘露、  
我が國交の沿革概要

我が國は古くから三韓との交通開け、神功皇后の征韓以來彼地との來往繁くなつたが、後支那  
とも直接交通するに至り、隋、唐時代には使節の派遣あり、足利時代には明と修好行はれ、其の

朝鮮支那  
との修好

和蘭との通商

徳川の鎖國政策

外艦の渡來

安政の假條約

開港五國との條約

公使の駐劄

舊條約と法權稅權

末期より葡萄牙、和蘭との通商も始まつた。戰國時代以降は國民發展の氣風起り、或は南洋諸國に雄飛せんとし、或は遠く泰西とも通好し大に世界に壯圖の伸展せんとしたのであるが、徳川幕府の鎖國の政策によつて、大船の製造、邦人の海外渡航を嚴禁せる爲め、外交は全く振はなくなり、只、和蘭とのみ長崎に於て交易するに過ぎなかつた。

然るに嘉永六年米國水師提督ペルリ軍艦を率ゐて浦賀に來り、修好通商を求め歐洲の各國も漸次我が境に近づき迫つた。幕府は宇内の大勢に従て、遂に従來の鎖國主義を棄て、開國の止むなきに至り、安政元年米國と假條約を締結し、翌二年長崎、下田、函館の三港を開いた。次いで同五年、米、伊、佛、蘭、露の諸國との通商條約に調印したのである。

明治維新に及び、其の三年英、佛、獨、米の四國にはじめて公使を駐劄させた。後、條約國は次第に其の數を加へにが、當時我が國勢未だ振はず、各國との條約は所謂不對等にして屈辱的條約を強いられたものである。從て當時は官民共に條約の改正を渴望し、其れが爲め國論沸騰したのである。

而して條約の改正を要する主なる理由は、治外法權の撤廢と、關稅の獨立にあつた。即ち法權

の獨立を得んとするにあつたのである。

法權、稅權に關して、當時の條約文に付て見れば、例へば安政五年締結の日英條約（第四條）に、「日本に在る貌利太尼亞臣民の間に起る争は、貌利太尼亞司人の裁斷たる可し云々。」又同年の日佛條約（第六條）に「佛蘭西人日本人に對し不埒の事あらば、佛蘭西コンシユル糺明の上、自國の法度を以てす可し云々」とある。

稅權に關しても輸出入ともに、契約規則に依つて稅率を定め、（五分以上を徵收すること能はざる規定である。）我が國は毫も普通國定稅率を適用する餘地がなかつた。

然る後、漸く法典の整備し、内治の實績あがるとともに、日清役によつて列強は我が國の實力を認め、國民多年の希望たる條約改正の機運を進め、明治三十二年には治外法權撤去せられ、外人の内地雜居を許した。同三十五年には東洋平和の爲めに日英同盟締結するに至つた。

之より先日清役講和條約締結に方りては、露・獨・佛三國の干涉にあふて、遼東半島及び威海衛を支那に還付するの止むなかつたのであるが、其の後十年を経て、日露戰役には大捷を得て、露國とポーツマス條約を締結して、國交上帝國の地位頓に列強の間に重きを爲し、日英同盟は之を繼續改訂して攻守同盟となり、戰後歐米の大國との間には、大使を交換するに至つた。同四十

大使の交換

三國干涉

日英同盟

條約改正

日韓併合  
條約締結  
關稅改正

ベルサイ  
ユ條約

軍縮會議

國際交通  
機關  
外交機關  
通商機關

外交官と  
其の階級

三年には日韓併合條約成り、朝鮮を合併した。同四十四年には關稅を改正して、茲に全く歐米諸國と對等の地位に立つたのである。

大正三年歐洲大戰の勃發するに方り、日英同盟に基き、獨逸に宣戰し、ベルサイユ條約に於ては、五大強國の列に進んだ。同十一年華盛頓會議に於ては、海軍々縮及び太平洋問題に關しては會議の重きに參じ、昭和二年ジュネーブ會議には、三大海軍國として英米と、ともに、海軍軍縮を議し、同五年一月には、再び英、米、佛、伊の四強國と、ともに、海軍軍縮會議の爲め、倫敦に使節を派遣するに至つた。

#### 四、外交官・領事官

國際間に於ける平時關係を維持する機關に、外交官及び領事官がある。兩者は之を國際交通機關と稱し、甲は即ち外交機關、(政治上の代表機關)乙は通商機關(經濟上の代表機關)である。

##### 1、外交官

外交官は外國に駐在し、本國を代表して外交事務を掌るものである。之に特命全權大使、特命全權公使、辦理公使及び代理公使の階級がある。通常には是等を稱して外交官といふ。

而して廣義に謂ふ外交官とは、官制(外交官領事官々制第一條)の示す、特命全權大使、特命

大使と公  
使

辦理公使

代理公使

全權公使、大使館參事官、大使館商務參事官、辦理公使、大使館一等書記官、大使館二等書記官、大使館三等書記官、大使館商務書記官、大使館理事官、公使館一等書記官、公使館二等書記官、公使館三等書記官、公使館商務書記官、公使館理事官及び外交官補を總稱するものである。

特命全權大使は、本國及び本國元首の一身を代表し、特命全權公使は本國のみを代表するもので、其の特權の範圍も大使に比して狭きものとせられても、現今に於ては必ずしも然らず、只待遇上大使は公使の上級に位するもので、其の職務に於ては差異はない。また特命の稱呼についても、殆んど意味はないのである。

辦理公使は其の特權及び職務は、全權公使と略々同一なるも、其の階級、公使の下位に在るものである。

代理公使は以上の大公使が本國の元首より駐劄國の元首に對して派遣せられるに對して、之は本國外務大臣より駐劄國の外務大臣に對して派遣せられるものである。代理公使に二種ありて、一は公使の駐在なき外國に派遣するもの(普通代理公使)と、本公使の不在の場合に代理するもの(臨時代理公使)とある。我が國現行の官制では、代理公使は之を置かないのである。

列強中所謂一等國と認められる締盟國間には、互に大使を駐劄せしめ、其他にありては公使を

交換する。

外交官の職務

特命全權大使は親任、特命全權公使、大使館參事官、大使館商務參事官及び辨理公使は勅任、其他の外交官は奏任である。外交官の職務を概括すれば凡そ左の如くである。

- (一) 本國と駐在國との國際關係を親密ならしめ、平和の維持に努めること。
- (二) 駐在國の政治の狀況、其の第三國との關係、其他本國に利害關係を及ぼすべき事項を精察し速報すること。

(三) 本國及び本國人民の權利利益を確保し、必要なる交渉商議を爲すこと。

外交事務官

外交官を置かない地に、外交事務官を置くことがある。外交事務官は領事官をして兼ねさせる。また須要に應じて、在支那公使館には、大使館參事官(一人)を配置する。

臨時使節

國際間には右の常設に海外に駐割させる外交官の外、外交上必要の場合には、臨時に外交官を派遣し、なほ祝賀、慶弔等儀式上の爲めにも、臨時に差遣する使節がある。

國書捧呈

外交使節の就任には掲見式行はれ、親任狀を捧呈し、其の解任の場合は解任狀を捧呈する。

外交使臣を任期の長短に依り區別すれば、通常の外交使臣と特命の外交使臣との二とす。前者は現今各國が授受する一般の駐在使臣にして、後者は列國會議等或る特別の場合に派遣せらるゝものなり。往昔は特命使臣は通常使臣に比し上席を占

領事官の職務

めしも、一八一五年の維納公會の決議に依り、法律上此區別は全廢せり。然れども慣例上尙ほ此區別ありしを以て、列國は虚榮心より通常使臣に特命なる形容詞を冠せしむるに至れり。而して大使には特命なる冠詞なきを例とするも、我國の官制に依れば大使にも此特命と云ふ冠詞を附せり。——(森藤博士平時國際法)

## 2、領事館

領事官は外務大臣の指揮監督、及び其の駐在國にある帝國の大使又は公使の監督、移植民に關する事務、及び海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務に付ては、外務大臣を経由して拓務大臣の指揮監督を受け、駐在國に於て邦人を保護し、帝國の通商航海に關する利益の維持増進につとめ概ね左の職務を行ふ。

- (一) 駐在國が條約又は國際法に依て、帝國に對して負ふ所の義務の遵守を視察し、邦人の利益又は帝國の通商航海に關する利益を害せられたる場合は、駐在國の官廳に對して必要なる措置を爲すこと。
- (二) 駐在國にある帝國軍艦に對して必要なる補助を爲すこと。
- (三) 管轄區域内にある邦人の救助又は取締の爲め、必要なる措置を爲すこと。必要の爲め邦人の送還を、帝國の船長に命ずることも出来る。
- (四) 管轄區域内に於て、邦人の財産又は遺産の保護管理に必要な措置を爲すこと。
- (五) 管轄區域内にある邦人の名簿を備付け、居住及び身分に關する届出を受理し、名簿に登録すること。
- (六) 駐在國にある本邦船舶及び其の船員に對して必要なる保護取締を爲すこと。

(七) 帝國軍艦其他本邦船舶乗組員の脱船したときは、船長又は船長の請求によつて脱船者を復役させる爲め必要な措置を爲すこと。  
其他次の如き事項を取扱ふことが出来る。

(八) 駐在國の官廳又は公署の發した文書の證明を爲すこと。

(九) 邦人又は外國人の申請によつて、其の職務上取扱ふべき事項等の認證を爲すこと。

(一〇) 邦人に旅券を附與し又は其の旅券を査證すること。

日本に旅行せんとする外國人の申請によつて旅券を査證すること。

(一一) 管轄區域内に於て、邦人又は外國人の申請によつて、邦人又は日本にある土地に関する法律行爲に付て公證を爲すこと。

(一二) 邦人相互間、又は邦人及び外國人間の民事上の争論に關して、和解を爲さしめ、又は仲裁を爲すこと。

(一三) 職務上必要あるときは、帝國軍艦に補助を求めること。

(一四) 條約又は慣例によつて、領事裁判權ある所の、總領事或は領事等は、其の所管事務に付て命令を發すること。

領事官の發する命令には、五十圓以内の罰金若くは科料又は拘留の罰則を附すること。  
領事官の發した命令にして、條約若は法令に違反し、又は公益に害ありと認めるときは、外務大臣は其の取消を、其の駐在國の帝國大使又は公使は其の施行停止を命ずる(此の場合には直ちに其の旨を外務大臣に報告する。なほ其の施行停止は三箇月を経過すれば效力を失ふ。)ことが出来る。

領事官には總領事、領事、副領事及び領事官補の四階級ある。

領事官の階級

總領事は領事よりも管轄區域大(管轄二區域以上に亘る。)にして、以下の領事官に對して監督の地位に立つものである。

領事は一管轄區域を管轄する。

副領事は領事を補佐する。

領事官を置かない地に於ては、貿易事務官又は名譽總領事、名譽領事、或は名譽副領事を置くことが出来る。

貿易事務官の職務は領事官に同じい。

名譽領事は總て其の國又は第三國人等を以て之に任ずるもので官吏ではない。

大使館、公使館、領事館及び貿易事務館には外務書記生を置く。

また英、佛、獨語以外の外國語の通譯を要する場合は、大使館一等通譯官、大使館二等通譯官、公使館一等通譯官、公使館二等通譯官(以上は大、公使館に)及び外務通譯生(大、公使館、領事館及び貿易事務館に)を置く。

總領事は勅任又は奏任、領事、副領事、領事官補、貿易事務官及び各通譯官は奏任、名譽領事は奏任待遇、外務書記生及び外務通譯生は判任である。

領事官の就任には、本國政府の任命狀を駐在國政府に提出して、駐在國政府の認可狀を受けることを要する。

外務書記生  
通譯官  
外務通譯生  
領事官の就任





獨逸、北米合衆國、  
 佛蘭西、英吉利、  
 土耳其、  
 亞爾然丁、智利、  
 芬蘭、墨西哥、  
 波蘭、葡萄牙、  
 瑞西、チエッコスロヴァキア、  
 支那、  
 丁抹、  
 和蘭、  
 暹羅、  
 西班牙、  
 秘露、  
 瑞典、

(2) 公使館 (一七)

北米合衆國—横濱、神戸、長崎、臺北、東京、大連、京城、名古屋、  
 亞爾然丁—神戸、横濱、大阪、東京、  
 奧地利—東京、  
 白耳義—横濱、神戸、長崎、京城、大連、大阪、  
 ボリヴィア—横濱、大阪、神戸、  
 伯刺西爾—横濱、神戸、長崎、  
 智利—横濱、神戸、  
 支那—横濱、長崎、神戸、新義州、京城、仁川、釜山、元山、鎮南浦、

(3) 領事館所在地 (領事館數一三七)

獨逸—神戸、横濱、大連、  
 北米合衆國—横濱、神戸、長崎、臺北、東京、大連、京城、名古屋、  
 亞爾然丁—神戸、横濱、大阪、東京、  
 奧地利—東京、  
 白耳義—横濱、神戸、長崎、京城、大連、大阪、  
 ボリヴィア—横濱、大阪、神戸、  
 伯刺西爾—横濱、神戸、長崎、  
 智利—横濱、神戸、  
 支那—横濱、長崎、神戸、新義州、京城、仁川、釜山、元山、鎮南浦、

コロンビア—神戸、横濱、  
 玖馬—神戸、名古屋、大阪、横濱、  
 丁抹—東京、横濱、神戸、長崎、  
 ドミニカ—神戸、  
 エクアドル—横濱、  
 西班牙—神戸、横濱、  
 フィンランド—神戸、東京、横濱、  
 佛蘭西—横濱、神戸、京城、長崎、  
 英吉利—東京、横濱、神戸、長崎、淡水、臺北、下關、函館、大連、大阪、京城、仁川、唐津、  
 希臘—横濱、神戸、  
 グワテマラ—東京、横濱、神戸、  
 ホンデイユラス—横濱、  
 伊太利—神戸、長崎、横濱、  
 ラトヴィア—東京、  
 ルクセンブルグ—東京、  
 墨西哥—横濱、神戸、東京、  
 諸威—東京、横濱、神戸、長崎、下關、  
 巴奈馬—神戸、横濱、



バラグアイ——東京、  
 和——蘭——横濱、神戸、長崎、臺北、大連、京城、名古屋  
 秘——露——横濱、神戸、  
 ポーランド——東京、大阪、  
 葡——牙——横濱、神戸、長崎、京都、門司、名古屋、大阪、下關  
 羅馬尼亞——大阪、  
 暹——羅——大阪、  
 露——國——大連、釜山、函館、京城、神戸、長崎、大阪、小樽、東京、敦賀、  
 瑞——典——横濱、神戸、長崎、大阪、門司、下關、大連、  
 チェッコスロヴァキア——横濱、東京、  
 ウルグアイ——神戸、  
 ヴェネゼラ——神戸、

### 第二、國際協同

#### 三、國際協同の沿革

文化の進歩せざる時代にありては、國と國との存在は、互に對立して反目抗争の觀を呈し、強大國は弱小國を侵略し英傑の出では、無名の征戰を起し、外寇遠征は常に行はれたのである。

國際間の  
共存共榮

然るに人智の向上し、正義人道の唱へられ、航海業の進歩するに及んで、修好貿易を行はれ、交通機關の發達と産業の勃興は、一層世界の諸國を接近せしめ、文明交通し、其の間關係をして密接ならしめ、一二國家の力のみにては、完全に其の目的を達成し難きものもあれば、或はまた一二國家の暴戾を容さざる等の情勢に至り、互に共存共榮の立場に立つやうになつた。

茲に於て各國は政治上、經濟上、學術上其他、人道上等諸種の事業に付て、萬國共通の利害問題に關する事件は、國際間の協同事業として、聯合協力して其の目的を達せんとし、以て平和を維持し人類の幸福増進に努めるに至つた。

國際協同  
の事業

斯の國際協同の事業には種々あるが、例へば赤十字社、平和會議、萬國農事協會、國際聯盟、國際勞働會議等は其の著しきものである。

#### 1、赤十字社

西曆一八五四年クリミア戰爭（英・佛聯合して土耳其を助けて露國と戦ひ、露國のクリミア半島に於ける、セバトポールの要塞を陥れた近世の大戦）のとき、英國のフロンズ・ナイチンゲール嬢は、英軍の通信員に依つて本國に齎らされた、傷病者の慘鼻と衛生状態の全く不良にして、目もあてられぬ悲惨の狀を救はんとして、同年十月、三十四人の看護婦を引率して遠く戦地に赴

赤十字の  
起原

き、日夜男まさりの目覚ましき救護に盡し偉大なる功を奏した。

後同一八五九年伊・佛二軍と埃軍とが伊國のソルフエリノに激戦したとき、四萬の死傷者を出し、殊に炎暑と病苦の爲め、兩軍ともに最も慘酷たる光景を演じた。此のとき瑞西人ヘンリージュナンは、クリミア戦争に於けるナイチンゲールの活動に感じ、ソルフエリノの戦地に赴き、多數の傷病者を救護した。而して戦後「ソルフエリノの記念」なる小冊子を公にして、戦地の惨状と救護の不完全なることを説き、戦地に於ける負傷者は局外中立者たるべく、一方平時に於て篤志救護社を設くる必要を高唱した。ジュナンの此の説は到る處熱誠を以て迎へられ、一八六三年及び翌四年には、歐洲各國代表者はスウキスのジュネーブに會して事を議するに至つた。會議に於ては、戦地の假病院や陸軍病院は全く局外中立たること、傷病者に對しては交戦者は之に保護を加ふべきことの規約を可決し、白地に赤十字を表はして其の徽章を定めた。之れ赤十字社の起原である。

赤十字社は戦時傷病者の救護及び平時慈善救護を目的とする篤志救護社團にして、彼我の別なく、戦時傷病者を救護し、其他天災地變の救護にあたる等、人道的國際協同の事業である。

我が國は明治十年役は佐野常民、大給恒等の有志に於て、博愛社なる篤志救護團體が組織せら

赤十字社の事業

我國の加

れ、同役には官賊軍の別なく救護に盡力して其の功を擧げたのであつたが、後十九年政府の赤十字締結するに及んで、同社は翌二十年の其の規則を改め、日本赤十字社と改稱し、萬國赤十字同盟に加入したのである。

日本赤十字社

日本赤十字社は國際條約の主義により、萬國赤十字社の協約に従ひ、戦時傷病者を救護し、又天災地變の救護を爲す外、健康の増進、疾病の豫防及び苦痛の軽減を圖ることを目的とし、之に必要な各般の事業を行ふ。即ち戦時救護事業に關しては、平素救恤の準備、救護看護婦等の養成、軍人傷病者の救護、俘虜の救恤、平時事業に關しては、地震、火災、暴風、洪水、噴火、海嘯、船舶及び汽車遭難等の災害の救護、結核の豫防撲滅、本社及支部病院等の貧困患者の救護、児童及び妊産婦保護、少年赤十字の實施、其他廣く國際救護事業、赤十字參考館（東京本社構内）の設立、雜誌（「博愛」等）の發刊等其の事業は甚だ多い。

右の中、少年赤十字は大正九年ジュネーブに於ける赤十字聯盟總會の決議に依て、同十一年以來實施せるもので、尋常小學校第五學年以上の男女児童を以て、少年赤十字團を組織させて、人道博愛の精神の養成健康の保持増進等に關して教育指導するものである。

「日本赤十字條例」に依つて、日本赤十字社は陸海軍大臣の監督を受け社長及び副社長は勅任せられ特に天皇、皇后兩陛下至高貴の御保護を受け、皇族を總裁に推戴し、其他皇室の恩眷を受けることが厚い。

社の職制には、總裁、社長、副社長の外、理事、常職員、監事等あり、本部を東京に置き、地方は、行政區劃に従て、支部、委員部、分區等を設け、知事、市長、町村長に支部委員長其他役員を囑託する。

日本赤十字の概要

少年赤十字

皇室の御保護  
職制  
本部支部  
分區等

赤十字社は其の事業を行ふ爲めに、多額の經費を要するのと、事業の目的が人道博愛の趣旨に基くものであるから、廣く内外人から離金に依つて社員を募るのである。其の年離金三圓以上を十年間離出するか、又は一時金二十五圓以上を離出する者は修身正社員、金二百圓以上を離出する者は特別社員、金千圓以上を離出する者は上奏勅裁を経て有功章を賜ひ、其の一萬圓以上の者には有功章の外、紺綬褒章を授與せられる。また社員たる記章は、勳章及び其他の記章と共に公然佩用し得られる特典あるものである。

## 2、平和會議

國際平和の提唱せられたのは、第十六世紀の中頃佛王ヘンリー四世の永久平和論が最初のものである。王の主張は恰も歐洲に一のキリスト教共和國を建設せんとするもので、異教國民に對する迫害を是認したる如き、甚だしく正義人道に悖るものあり、たゞ國際裁判所と國際的強制力を創設せんとしたことの外、採るべきものはなかつた。

次には第十八世紀の初に於ける、同じ佛國のサンビエールの平和論である。サンビエールは歐洲各國間に、國際總會議の常設機關を設け、永久平和同盟を結ばんとしたが、全く空想に終つた。第十八世紀の終に至つては、有名なるベンザムも亦、永久平和論を主唱して、軍備制限、各國殖民地の解放等を説いたが、遂に實行せらるべくもなかつた。

其他カント及びブルツォー等も、社會的、哲學的の見地より、永久平和論を提唱したが、是等も

學究的立場に於てのみ、觀るの外なかつたのである。

斯の如くして永久平和論、即ち國際間に永遠の平和を確保せんとする運動は遂に國際協同の力とならなかつた。然るに一八九九年我が明治三十二年に、當時露西亞のニコライ二世皇帝の發議に依て、萬國平和會議が催され、和蘭國海牙に於て、其の第一回を開かれた。同會議に於ては、國際協同の力に依て戰爭を豫防すること、及び萬一開戦の場合には、出來得る限り、戰爭の慘禍を軽減せんとすることにあつた。會議の結果は、戰爭防止に關しては、原則として之に同意し、戰禍の軽減に關しては、仲裁裁判の手續其他種々なる條件を締結し、宣言を爲したのである。

第二回平和會議は、一九〇七年我が明治四十年再び海軍に開催せられ、諸種の條約宣言を議定した。併し戰爭の豫防に關しては、第一回同様、具體的結論を見ることは出來なかつた。

兩度の會議に於て議定せられた、條約宣言の重なるものは例へば左の如くである。

- (一) 仲裁裁判の手續に關する條約、
- (二) ジュネーヴ條約(赤十字條約)の原則を海戰に適用する條約、
- (三) ダムダム彈使用禁止の宣言、
- (四) 窒息せしむべき瓦斯又は有毒瓦斯の散布を禁ずる宣言、
- (五) 輕氣球より爆裂物の投下を禁ずる宣言、

- (六) 開戦に關する海牙條約、
  - (七) 陸戦の場合に於ける中立國及中立人の權利義務に關する海牙條約、
  - (八) 開戦の際敵の商船取扱に關する海牙條約、
  - (九) 自動觸發水雷の敷設に關する海牙條約、
  - (一〇) 商船を軍艦に變更することに關する海牙條約、
  - (一一) 戦時海軍力を以てする砲撃に關する海牙條約、
  - (一二) 海戦に於ける捕獲權行使の制限に關する海牙條約、
- 然し是等は總て列國に於て、調印及び批准せられた譯ではなかつた。

後年の國際聯盟も亦此の萬國平和會議と、其の趣旨を同じくし、列國は聯盟規約に依て、目的の實行に協同せんとするものである。

### 3、萬國農事協會

萬國農事協會は、農業に關する學術的研究、經濟的状況の報告等の交換を行ひ、西曆一九〇五年我が明治三十八年に初まり、條約締結國は、當初四十箇國であつたが、其後五十二箇國となり伊太利羅馬に本部ありて、總會及び常設委員等の機關を有する。

協會の事業の範圍は左の如くである。

- (一) 農業蔬菜及び家畜生産物農産物賣買、各市場の市價に關する統計的學術的及び經濟的報告を、成るべく多く蒐集し研

究し、且つ發行すること。

- (二) 前項報告に興味を有する方面に、成るべく速に以上の報告を傳へること。
- (三) 農業勞働賃銀を示すこと。
- (四) 世界の何所にも、新なる植物の病害を發見すれば、其の被害地の範圍、病氣の經路、若し可能なりとせば、有効なる療法を示すこと。
- (五) 農業組合、農業保險農業信用に關する問題を各方面より研究し、各國に於て、是等組合、保險、信用に關する仕事を組織するに、有要なる報告を蒐集し發行すること。
- (六) 國際間又は他の農業會議、農業協會、若くは農業に關する科學の會議、大學學者等の表明せる希望等、必要なる報告を總て研究したる上、一般農民の利益保護の方法、及び彼等の生活狀態改良に資する方法は、若し機會あらば之が採用を各國政府に報告すべきこと。

## 二、國際聯盟

### 1、國際聯盟

國際聯盟は、世界大戰の慘禍に鑑みて生れた、平和的國際協同事業の著しいもので、西曆千九百十九年我が大正八年六月二十八日、ヴェルサイユに於て締結せられた、對獨平和條約の一部なる國際聯盟規約に依り、翌年一月十日加入列國の批准交換後成立したものである。

國際聯盟の目的は、各國間の恒久の平和安寧の完成と、國際協同によりて、平和維持の爲め一

定の場合に聯盟國は協力して、平和の攪亂者に制裁を加へんとするものである。

聯盟規約前文に曰く、「締約國は戦争に訴へざるの義務を受諾し、各國際に於ける公明正大なる關係を規律し、各國政府間の行爲を律する現實の規準として、國際法の原則を確立し、組織ある人民の相互の交渉に於て、正義を保持し且嚴に一切の條約上の義務を尊重し、以て國際協力を促進し且各國際の平和安寧を完成せんが爲めに茲に國際聯盟規約を協定す。」と。

國際聯盟には中央機關、國際勞働機關及び常設司法裁判所の三大部がある。而して中央機關の主なるものは、聯盟總會聯盟理事會及び常設聯盟事務局の三である。

(一)聯盟總會 聯盟各國の代表者相會して、世界の平和に影響する一切の事項を協議するものである。

毎年一回また必要に應じては隨時に開き、各國は三名の代表を出席させることが出来る。

(二)聯盟理事會 總會の議案を作成し、また總會の議決事項の執行に任ずる等聯盟の殆んど總ての仕事爲す重要な機關にして、十四ヶ國の代表者を以て構成する。其の内日、英、佛、伊、獨の五大國は常任理事國たり、餘の九ヶ國は非常任理事國として、聯盟總會に於て隨時選定される。毎年一回以上隨時に之を開き、各國は代表一名を出すのである。

聯盟の機

聯盟總會

常任理事國

總會も理事會も、共に聯盟本部所在地其他便宜の地に開き、表決は一國一票にして、原則として全會一致を以て決する。

(三)常設聯盟事務局 聯盟事務を行ふ常設の機關にして、ジュネーヴにある。事務總長一名と事務次長四名、其他事務官を置く。局内に政治部、法律部、委任統治部、國際事務局部、社會問題部、軍備縮少部、行政及び少數民族部、財政經濟情報部、運輸交際部、衛生部等がある。

聯盟本部所在地は、瑞西のジュネーヴと定められてゐる。然し理事會の議決に依つて何時たりとも、他の地に變更することが出来る。

聯盟代表者及び聯盟委員は、聯盟の事務に従事する間、外交官の特權及び免除を享有する。國際聯盟の目的に對して、其の行動の範圍大凡左の如くである。

1、軍備制限 聯盟國は平和維持の爲めには、其の軍備を國の安全に支障なく、また國際義務を協同動作を以てする強制に、支障なき最低限度まで縮小する必要あることを承認し、聯盟理事會は各國の地理的形勢及び諸般の事情を參酌して軍備縮小案を作成する。該案は少くも十年毎に再審議に附せらるべく、且更正せらるべきものとし、各國政府が其の縮小案

聯盟本部

聯盟の行

を採用した場合には、聯盟理事會の同意を得ずして、該案の限度を超えて軍備を起すことは出来ぬ。(聯盟規約第八條)

其他民間に於ける兵器彈藥及び軍用器材の製造は、動もすれば平和を害する虞あるより、

聯盟理事會は夫等民業に依る製造に伴ふ弊害を防遏し得べき方法を且申す。(同第九條)

2、領土の保全 聯盟規約に「聯盟國は聯盟各國の領土保全及現在の政治的獨立を尊重し、且外部の侵略に對し、之を擁護することを約す。右侵略の場合又は其の脅威若は危險ある場合に於ては、聯盟理事會は本條の義務を履行すべき手段を具申すべし。」(第十條)とありて、領土の保全と、なほ援護の義務をも約してゐる。

3、國際紛争の平和的解決 國際平和に影響する紛争のあるときは、何國と雖も之を聯盟に付託することが出来、之に對して聯盟は平和擁護の爲め、適當且つ有効と認むる措置を執るべきものである。(聯盟規約第一一條)

4、開戦の猶豫 聯盟國は其の間に國交斷絶に至るの虞ある紛争發生するときは、當該事件を仲裁裁判若しくは司法的解決、又は聯盟理事會の理査に付すべく、且つ仲裁裁判の判決若しくは司法裁判の判決後、又は聯盟理事會の報告後、三ヶ月を経過する迄は、如何なる場合に

於ても戦争を開始することは出来ぬ。(同第二二條)

5、仲裁裁判 聯盟國間の紛争が、外交手段に依つて満足な解決を得ること能はざる場合は、其の事件全部を仲裁裁判に附するのである。而して審理の爲めに事件を附託すべき裁判所は、當事國の合意を以て定め、又は當事國に現存する條約の規定の定むる所に依るのである。而して判決に對しては誠實に之を履行しなくてはならぬ。また判決に服従する聯盟國に對しては開戦することは出来ない。若し判決を履行しない國があれば、聯盟理事會は其の履行を期する爲めに、必要な處置を提議するのである。(同第一三條)

聯盟國際に國交斷絶に至る虞ある紛争を發生し、其の紛争が右の仲裁裁判又は司法的解決に付せられなかつた場合は、聯盟國は其の事件を聯盟理事會に付託しなくてはならぬ。付託の結果は理事會に於ける解決の奏效如何に理つて、或は調書を公表し、或は報理書を作り、紛争に對する公正且適當と認むる勸告を載せる等のことを爲すのである。(同第一五條)

6、制裁 聯盟規約に違反した聯盟國に對しては、除名の制裁を加へることが出来る。また右の規約第十二、第十三、第十五條を無視して戦争に訴へた場合には、聯盟各國は之に對

して直ちに通商上又は金融上の關係を斷絶し、聯盟國內に居住する者と違約國に居住する者との間の、一切の金融上、通商上又は個人的交通をも防遏し、なほ兵力の制裁をも加とることが出来る。(同第一六條)

7、非聯盟國に關する紛争の解決 國際聯盟は聯盟加入國際の關係を規定する外、聯盟國と非聯盟國との間及び聯盟國相互間の争議解決に關しても規定するものである。

「聯盟國と非聯盟國との間、又は非聯盟國相互の間に紛争を生じたるときは、此の種紛争解決の爲、聯盟國の負ふべき義務を該非聯盟國が、聯盟理事會の正當と認むる條件を以て受諾することを之に勧誘すべし。勧誘の受諾のありたる場合に於ては、第十二條乃至第十六條の規定は聯盟理事會に於て必要と認むる條正を加へて之を運用す。

前項の勧誘を爲したるときは聯盟理事會は、直に紛争事情の審査を開始し、當該事情の下に於て、最善且最有效と認むる行動を勧告すべし。

勧誘を受けたる國が此の種紛争解決の爲、聯盟國の負ふべき義務の受諾を拒み聯盟國に對し、戰爭に訴ふる場合に於ては、第十六條の規定は該行動を執る國に之を適用す。

勧誘を受けたる紛争當事國の雙方が此の種紛争解決の爲、聯盟國の負ふべき義務の受諾を

拒む場合に於ては、聯盟理事會は敵對行爲を防止し、紛争を解決すべき措置及び勧誘を爲すことを得。(同第一七條)

8、聯盟規約と其他國際條約との關係 國際上一切秘密條約を無効とする爲め、聯盟國が將來締結すべき一切の條約又は國際約定は直 聯盟事務局に登録し、事務局は成るべく速に之を公表すべきものとし、登録を了るまでは何等拘束力を有しないものと定める。(同第一八條)

また聯盟國は聯盟規約の條項を兩立しない、聯盟國相互間の義務又は了解が、各々自國の關する限り總て本條約に依て廢棄せらるべきものなることを承認し、且今後規約の條項と兩立しない一切の約定を締結せざるべきことを誓約する旨を規定する。(同第二〇條)

9、委任統治 聯盟規約に依つて、獨逸の舊海外植民地及び土耳其領の一部を、其の未開に對し聯盟に代りて先進國を受任國として、之に統治を委託するものである。受任國は義務として聯盟理事會に、統治年數を提出する。

委任統治にはA式委任統治(舊土耳其領の統治にして、被統治民に自治を許すもの、例へば英國に委任せるメソポタミヤの如き)B式委任統治(舊獨逸領の統治にして、被統治民

は文化程度低く、幾分の自治を認むるもの、例へば英國に委任せるタンガンイカの如き、  
C 式委任統治（舊獨逸領の全く未開不能の地にして、受任國は自國の領土と同じ程度に支  
配するもの、例へば我が國の委任する南洋諸島の如き）の三形式がある。（同第二二條）

10 國際協力 右の如き政治的事項以外にも、聯盟は一國單獨にては其の目的を達し難き、社  
會的經濟的問題に付て國際協力を規約してゐる。例へば労働條件の改善、自國內土着住民  
の待遇改善婦女兒童の賣買禁止、阿片其他の有害藥物取締、武器及び彈藥の取引の取締、  
交通及び通過の自由、疾病の豫防及び撲滅、國民赤十字篤志機關の設立及び協力に關する  
こと等である。

聯盟機關の主要なる一部を爲す。常設國際司法裁判所は、聯盟規約に依つて、國際的性質を有す  
る一切の紛争にして、其の當事國の付託に係るものを裁判する権限を有する。なほ聯盟理事會又  
は聯盟總會の諮問する一切の紛争或は問題に關して意見を提出することが出来る。（同第一四條）  
國際聯盟に加入し、又は之を脱退せんとするのは、自由にして、敢て束縛を受けるものではな  
い。全く國家の獨立自由權に依るのである。然し手續としては之に加入せんとするときは、聯盟  
總會三分の二の同意を要し、また二年の豫告を以て、其の脱退を爲すことが出来る。但し脱退の

常設國際  
司法裁判  
所

聯盟の加  
入脱退

現在聯盟  
諸國

ときまでに、其の一切の國際上及び本規約上の義務を履行することを要する。

聯盟國は其の成立の當時は四十二ヶ國なりしが、後漸次増加して最近は五十六ヶ國となり、非  
聯盟國は僅に米國、露國、土耳其、埃及、エクアドル、墨西哥等の數國に過ぎぬ。彼の西班牙及  
び伯刺西爾の如き、ともに大正十五年に至りて、一旦脱退せるも、一は復歸を約し、他は協力を  
約せる實況にある。

## 2、國際労働會議

國際労働會議は國際聯盟の一種の常設的機關で、聯盟機關の主要なる一部を成すものであるが  
實際上には聯盟機關に對して、獨立した組織の下に立つてゐる。

平和條約に規定せる國際労働規約の前文に、左の如く其の確立の目的が示されてある。

「國際聯盟は世界平和の確立を目的とし、而して世界平和は社會正義を基礎とする場合に於て  
のみ、之を確立し得べきものなるに因り、多數の人民に對する不正、困苦及窮乏を伴ふ現今の  
労働状態は大なる不安を醸生し、惹て世界の平和協調を危殆ならしむべきに因り彼の労働時間  
の制定殊に一日又は一週の最長労働時間の限定、労働供給の調節失業の防止、相應の生活を支  
ふるに足る賃銀の制定、勞務傷害及疾病に對する労働者の保護、兒童年少者及婦人の保護老年



及廢疾に對する施設、自國外に於て使用せらるゝ労働者の利益の保護、結社自由の原則の承認、職業及技術教育の組織等の如き手段を以て前記労働状態を改善することは刻下の急務なるに因り、一國に於て人道的労働条件を採用せざる時は、他の諸國の之が改善を企圖するものに對し障礙と爲るべきに因り、茲に締約國は正義人道を旨とし世界恒久の平和を確保するの冀望を以て左の諸条件を協定す。」

而して聯盟規約第二十三條中には、

「自國內に於て及び其の通商産業關係の及ぶ一切の國に於て、男女及び兒童の爲めに公平にして人道的なる労働条件を確保するに力め、且つ之が爲め必要なる國際機關を確立維持すべきことを規定する。」

機關

國際労働會議の機關は、國際労働總會、國際労働理事會及び國際労働事務局の三である。

(一)労働總會 各締盟國の四名宛の代表者を以て組織する。而して四名中、二名は政府、一名は事業主、一名は労働者の代表とする。なほ代表者は會議の一議題毎に、二名の顧問を同伴することが出来、特に婦人に關する問題を議する場合には、顧問の内少くも一名は婦人でなければならぬ。

總會は毎年少くも一回は開くことになつてゐる。最近はその第十三回を、昭和四年十月十日より同二十六日まで、ジュネーヴに於て開催した。會場は國際聯盟本部所在地、又は前會議に於て、出席代表委員の表決三分の二の多數を以て、總會が議決した場合は、之を他の地に開くのである。

(二)労働理事會 總員二十四名より成る。其中、十二名は政府代表、更に其の中の八名は大産業國たる締盟國の日、英、佛、伊、獨、白、印度、及び加奈院より、常時一名宛を任命し、他の四名は右の八國以外の、締盟國の労働總會政府代表に於て、選定する締盟國から任命する。其他十二名の中六名は、使用者を代表する労働總會代表委員の選舉せるもの、他の六名は、労働者を代表する労働總會代表委員の選舉せるものである。

會員の任期は三年である。

労働理事會は労働事務局を管理し、労働總會の一切の會議の會議事項を決定する。

(三)労働事務局 労働者の生活状態及び労働状態に關する一切の情報を蒐集配布すること、國際労働條約締結の目的を以て労働總會に提出せんとする問題を審査すること、労働總會の命に依る特別調査を遂行すること、其他刊行物を編輯發行すること等の職能を有する。

事務局の職能

公民科精義

労働事務局は聯盟機關の一部であるから、國際聯盟本部所在地のジュネーヴにある。なほ東京、倫敦、巴里、紐育、伯林、羅馬には、通信員を派遣して、該國の情報蒐集、事務局の情報の配布等を爲せる。

労働事務局に局長を置き、労働理事會が之を任命する。局長は労働理事會の指揮を受けて國際労働事務局の事務、其他の委託事務の遂行に付て責に任ずる。

労働事務局の職員は局長が之を任命する。職員は事務の成績を擧げるに差支なき限り、成るべく諸國より選任すべく、且其の若干名は、婦人たることを要するのである。

第三、國交と國民

一、國交と國民

國交の衝に當り、外交の事務を掌理して、其の圓滿なる進展を遂げるには、國際交通機關の備はりて、外交官其他の職責に任ずる所なるも、是等機關の活動をして、遺憾なからしめるには、多數國民の國交上心得べきことが決して尠くない。次に其の大意を掲げる。

(1) 國家の實力を養ひ、國防上、經濟上其他に國力を充實して、押しも押されぬ國家の地位を、鞏固に築上げることである。

(2) 國家の信用は即ち國民の信用なるも、國力國勢に對する畏敬と信用あるも、民族性の缺陷等の故に、個々の國民には信用程度の稀薄なることがある。邦人は國家の地位高きに比して、稍もすれば國民個人としては對外的に信用の程度が低い。外國貿易に於ても、眼前の利にさとして、永遠の信用と商權の獲得とに留意せざる恨みがある。宜しく國民は近視的利己心を去り、國民的信用を植ゑることに意を用ふべきものである。

(3) 外人に接して、輕侮驕慢と卑屈を戒めねばならぬ。邦人は或は歐米先進國民に對しては、畏敬に過ぎんとし、東洋の諸國民に對しては、之を輕視せんとする風がある。されど其の何れに對しても、我等は一視同仁、敬愛の念を失はず、寛容にして親睦を圖るべく、常に大國民の襟度と文明國民たる面目を保ちたいものである。各國は其の國史、地理、人情、風俗に別あり言語を異にする故に、互に本國に對して、尊敬の念を持ち、適宜作法儀禮を辨へ、誤解を避け、同情と博愛を以て臨み、共存共榮の精神を以てせねばならぬ。

(4) 國際關係は、極めて重要にして、機密に屬するが故に、重要事件等に對しては勿論、官民一體舉國一致して事に當り、我が國策國是と背馳するやうのことなく、外交機關の活動をして障礙を排除し、失態なからしめ、國家百年の大計を謬らしめざらんことに努むべきである。

(5) 近時國際間に、各種の交歓的事業行はれ、互に文化の交通と、國利民益に資するとともに、外交進展の爲めに、よき背景ともなりて、相互親善の道に奉仕しつゝあるものが、少くないが、是等は適宜其の實施を促進すべきである。所謂國民外交の所産は、此の間に觀ることが出來やう。

(6) 特に我が國は隣邦とは、歴史的、地理的に特殊の連繫あり、唇齒輔車の關係にある故に、之に對して、國民は國交に關し一層心持に徹底して、其の親善の爲めに、努力しなくてはならぬ。

## 二、國際道德

國家間の道德、之を國際道德といふ。國際法規の履守せられ、國際協調の保たれるのも、基く所、列國間に國際道德の行はれる結果である。國際道德の無視せられんか、各國間に法律上の義務の全うせらるべくもなく、また其の間に協同聯盟も存し得ない理である。

而して國際道德の根柢を爲すものは、一に國際的信義である。各國は國際信義を重んじ國際法規を遵法し、世界の公道に従ひ、正義人道を行つて、平和の確保につとむべき義務を有してゐる。

猥りに強大を恃んで弱小を侵略し、暴戾強壓を以て、他に望まんとするも能はず、無名の征戰を起さんとするも、最早國際間に容れらるべき時代ではない。外交術策の機智は、極めて重要に屬するも、正義を蹂躪し世界の輿論に顧みずして四方を睥睨せんとするも、列國の認むる所とはならないであらう。斯の如き國家は自國としても、亦到底永遠の繁榮を期することは難い。覇を以て興る國は久しからず、王道を以て立つ國は、四海を化するものでなければならぬ。

國際協同の今日では、往昔の外國即敵國てふ觀念は、夙に失せ、賤外主義乃至排外主義は斥けられて、條約及び法規上、相互主義の立場に立ちて、相互の確立と利權を尊重するものである。斯くして彼の人種的僻見の如き、また之を去りて、平等主義に進み、以て各國は共存共榮し、各國民は俱に、世界文化の惠澤を享受することが出来るのである。

我が國は明治維新に及んで、漸く多數列國と交り、強國の間に伍して、内、國家の實力を養ふとともに、外、國際信義を重んじ、平和を以て主義とし、正義人道を守りて、明治兩度の外戦にも、よく戦時國際法規を遵守して、博く世界の同情と信用を買つたのである。今や外交場裡に重きを爲し、國際協同の重要な位置を占めるに至つたけれども、國家・國民は益々自重して、終始道德國家たるの威信を以て、大小世界の列強に望み、其の親交を深めなければならぬ。

人種問題と我が國

過般來朝したアルベール・トーマ氏が、歸國後聯盟事務局次長杉村陽太郎氏と會見して、語つた日本に對する感想の紹介  
(官報雜報第二九二號)に於れた中に、次の記事がある。

人種問題につき殆んど總ての會合において、日本議者の要望を聞いたのは最も意外であつた。日本は常任理事國ではないが、押しも押されもしない世界の大国ではないが、國際聯盟において日本に關する限り人種平等論は、パリ和平會議の際アメリカ側の難色があつた外、議論としても事實としてもおこつたことではないか、かかるに、日本人自分が人種平等を訴えるのは、自ら卑くするものであつて、現時の國際政局上における日本の道徳的權威をおとすの外、何等の利益のないものと思へる。

人種平等論は單なる法律的形式論ではない、重大な事實問題に立脚する。しかして、事實問題として日本は立派にこれを解決し去つたものと思はれる。(國際聯盟協會談)

明治天皇御製

まじはりをむすぶ國々よろこびを、いひかはす世ぞ嬉しかりける。  
四方の海みなはらからと思ふ世に、など波風のたちさわぐらむ。  
したしみのかさなるまゝに外國の、人もこゝろをへだてざりけり。  
へだてなく親しむ世こそ嬉しけれ、となりの國も事あらずして。  
西の海なみをさまりてもうち船、ゆきかふ世こそ樂しかりけれ。

昭憲皇太后御歌

日の本の惠のつゆにもろこしの、青人草もいきかへるらび。  
へだてなく五つの國に交るも、心のまことひとつなりけり。  
おのづから仇のこゝろも磨くまで、誠の道をふめや國民。

○日本橋の水はテームス河に通ず。

(林子平)

○各國人と交るには苟も輕重厚薄の別あるべからず。自ら尊大にして他國人を蔑視するは、獨立自尊の旨に反するものなり。

(福澤諭吉)

○徳日に新ならば萬邦を惟れ懷き、志自ら滿つれば九族も乃ち離る。

(書經)

○公道は世界の正當なる君主なり。

(ビンダー)

○正義に矢立たず。

○劣者を輕視すべからず。

(フィールジング)

### 第十二課 交通

要綱	交	通	要目	細目
第一、交通機關				一、道路・鐵道・船舶等 二、郵便・電信・電話等
第二、交通と文化				一、交通の發達、 二、交通と公徳、

#### 要旨

本課は交通機關の概要を説き、交通と文化との關係を明にし、交通に關する公徳心を養はしむ。

#### 第一、交通機關

物資を輸送し人畜を運び、思想を通信する等の具を交通機關と稱し、大別して道路・鐵道・船舶の如き運輸機關と、郵便・電信・電話の如き通信機關とする。

交通機關の完備と其の作用の進歩發達は、國民幸福に深き關係あるを以て、是等の事業は國家の行政事務として國家之を管掌し、其等の機關は營造物として行政上貴重の機關たるのである。即ち道路・港灣・河川等は内務省に、鐵道は鐵道省に、船舶・郵便・電信・電話等は遞信省の所

運輸機關  
と通信機

管に屬する。

#### 一、道路・鐵道・船舶等 1、道路

我が國の道路は、道路法（大正八年四月法律第五八號）を以て規定せられる。

即ち道路は一般交通の用に供するもので、行政廳に於て認定したものをいふ。（道路法第一條）

道路の種類と等級を分ちて、一、國道、二、府縣道、三、市道、四、町村道の四種とする。（同八條）

國道の路線は左の路線に就て主務大臣之を認定する。（同第一〇條）

1、東京より神宮、府縣廳所在地、師團司令部所在地、鎮守府所在地又は樞要の開港に達する路線。

2、主として軍事の目的を有する路線。

府縣道の路線は左の路線にして、府縣内のものに就て府縣知事之を認定する。（同第一一條）

1、府縣廳所在地より隣接府縣廳所在地、府縣内郡市役所所在地、府縣内樞要の地、港津又は鐵道停車場に達する路線。

2、府縣内の樞要の地、港津又は鐵道停車場より之と密接の關係を有する樞要の地、港津又は

道路の種  
類と等級

國道

府縣道

鐵道停車場に達する路線。

3、數市町村を連結する重要な幹線にして、其の沿線地方と密接の關係を有する樞要の地、港津又は鐵道停車場に達する路線。

4、樞要の港津又は鐵道停車場より、之と密接の關係を有する國道又は府縣道に連絡する路線。

5、地方開發の爲め必要にして、將來前各號の一に該當すべき路線市道の路線は、市内の路線に就て、市長之を認定する。(同第一三條)

町村道

町村道の路線は、町村内の路線に就て町村長之を認定する。(同第一四條)

上級の道路と下級の道路と、路線が重複する場合に於ては、其の重複する部分は、上級の道路とする。(同第一六條)

道路の管理

道路を管理する爲めに、國道は府縣知事、其他の道路は其の路線の認定者を以て管理者とする。但し勅令を以て指定する市、即ち東京、京都、大阪、横濱、神戸及び名古屋の六市に於ては其の市内の國道及び府縣道は市長を以て管理者とする。(同第一七條及大正八年十一月勅令第四六一號) 道路及び沿道の區域は管理者之を定める。(同第一九、第五〇條)

道路の新設、改築、修繕及び維持は管理者之を爲すのである。主務大臣必要ありと認めるとき

道路の費用等

は、國道の新設又は改築を爲すことが出来る。此の場合に於て道路管理者の權限は、命令(大正十一年八月勅令第三八五號參看)の定むる所に依て主務大臣之を行ふ。(同第二〇條)

管理者に非ざる者は、管理者の許可又は承認を得て、一定の期間橋錢又は渡錢を徴收することを得る橋梁又は渡船場を設けることが出来る。斯の許可又は承認を得た者は、徴收期間内橋梁又は渡船場の維持及び修繕を爲さねばならぬ。(同第二六條)

管理者は交通を妨げざる限度に於て、道路の占用を許可又は承認することが出来る。此の場合には道路の占用料を徴收することが出来る。(同第二八條)

管理者は其の管理に屬する道路の臺帳を調製する。(同第三〇條)

主として軍事の目的を有する國道、其他主務大臣の指定する國道等の新設、又は改築に要する費用は、國庫の負擔とする。此の外の道路に關する費用は、管理者たる行政廳の統轄する公共團體の負擔とする。新設又は改築に要する費用に付ては、國道には其の一部を國庫より、又特別の事由ある場合に於ては、府縣道以下にも補助することが出来る。(同第三五條) 但し行政區劃の境界に係る道路に關する費用の負擔に付ては、關係行政廳の協議に依る。協議調はざるときは、主務大臣之を決定する。(同第三三條)

他の工事又は行爲の爲めに、必要を生じた道路に關する工事の費用は、管理者他の工事又は行爲に付て、費用を負擔する者をして、其の全部又は一部を負擔させる。(同第三七條)

道路に關する工事に因つて、著しく利益を受ける者あるときは、管理者は其者をして、利益を受ける限度に於て、道路に關する工事の費用の一部を負擔させることが出来る。(同第三九條)

特に道路を損傷する原因と爲るべき事業を爲す者ある場合に於て、管理者は、之が爲めに要する道路の維持、又は修繕の費用の一部を其の事業者に負擔させることが出来る。(同第四〇條)

道路の占用料其他道路より生ずる収益は、管理者たる行政廳の統轄する公共團體の收入とする。但し管理者に非ずして許可又は承認を得て、橋梁又は渡船場を設ける者の徴収する橋錢又は渡錢は、其の許可又は承認を得たる者の收入とする。(同第四四條)

軍人、演習中の軍人軍屬、應召の爲め通行する軍人、簡易點呼に參會する爲め通行する軍人、召集令狀配達人、徵發人、徵發物件、勤務中の憲兵又は警察官吏、尋常小學校に往復の兒童、受持区内に勤務中の修路工夫等に付ては、橋錢又は渡錢を徴収することは出来ぬ。(道路法施行令第一三條)

道路に關する工事の爲め必要あるときは、管理者は沿道の土地に立入り、又は其の土地を一時

材料置場として使用することが出来る。斯の場合は已むを得ざる場合を除くの外、豫め土地の占有者に通知することを要する。(道路法第四五條)

非常災害の爲め必要あるときは、管理者道路附近に居住する者を使役し、道路附近の土地を一時使用し、又は土石、竹木其他物品を使用若くは收用することが出来る。是等立入、使用、使役又は收用に因つて、現に生じた損害は其後三月内に管理者は之を補償する。(同第四六條、第四七條)

沿道の土地、竹木又は工作物の管理者は、其の土地、竹木又は工作物の道路に及ぼすべき損害を豫防する爲め、必要な施設を爲なければならぬ。(同第四八條)

東京市に於ける道路元標の位置は、日本橋の中央とする。市町村に於ける道路元標は東京市のものを除くの外、府縣知事之を定める。(道路法施行令第八條)

道路元標は各市町村に一箇を置き、管理者之を建設する。等級を異にする道路に係るものなるときは、上級道路の管理者之を建設する。(同第九條)

道路元標には、石材其他の耐久性材料を使用し、規定の様式に依つて、「何々市町村道路元標」と表示し、路端に之を建設する。(道路元標に關する件)

道路警戒  
標  
道路方向  
標

道路の屈曲部、坂路其他、交通上危険の虞ある箇所に對し、必要ある場合に於ては、道路警戒標を、又、十字路、丁字路其他の箇所に對し、交通上必要ある場合に於ては道路方向標を建設する。

道路警戒標及び道路方向標を建設する場合に於ては、規定の様式に依り、警戒標にありては、「何米先右曲り、左曲り、上り、下り、踏切、學校」の如く表示し、通常該箇所の前後八十米乃至百四十米の地點に之を建設する。(道路警戒標及道路方向標に關する件)

道路の構造に付ては道路構造令(大正八年十二月内務省令第二四號)に依るのである。

道路は其の有効幅員を國道は四間以上、府縣道及び主要なる市道は三間以上、主要なる町村道は二間以上と爲ねばならぬ。山地其他特殊の箇所に限り、國道及び主要なる市道は一問以内、府縣道及び主要なる町村道は三尺以内縮小することが出来る。斯の縮小に依つて、各道路とも其の最小幅員を縮小するときは、相當距離に待避所を設けなくてはならぬ。(道路構造令第一乃至第五條)

其他道路の勾配、屈曲、路面、側溝、橋梁等に關して同令に規定する所は左の如くである。

道路の構造  
道路の幅員  
待避所の設置

### 道 路 法

#### 第一章 總 則

第六條 道路ヲ構成スル敷地其ノ他ノ物件ニ付テハ私權ヲ行使スル事ヲ得ス但シ所有權ノ移轉又ハ抵當權ノ設定若ハ移轉ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス

第七條 道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ニ關スル本法ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ新ニ道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ト爲ルヘキモノニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得

#### 第二章 道路ノ種類、等級及路線ノ認定

第八條 道路ヲ分チテ左ノ四種トス

- 一、國道
- 二、府縣道
- 三、市道
- 四、町村道

第九條 道路ノ等級ハ前條記載ノ順序ニ依ル

第十條 國道ノ路線ハ左ノ路線ニ就キ主務大臣之ヲ認定ス

- 一、東京市ヨリ神宮、府縣廳所在地、師團司令部所在地、鎮守府所在地又ハ樞要ノ開港ニ達スル路線
- 二、主トシテ軍務ノ目的ヲ有スル路線

第十一條 府縣道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ府縣内ノモノニ就キ府縣知事之ヲ認定ス

- 一、府縣廳所在地ヨリ隣接府縣廳所在地ニ達スル路線

#### 第十二課 交 通



公民科精義

- 二、府縣廳所在地ヨリ府縣内郡市役所所在地ニ達スル路線
- 三、府縣廳所在地ヨリ府縣内樞要ノ地・港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線
- 四、府縣内樞要ノ地ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線
- 五、府縣内樞要ノ港津ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ鐵道停車場ニ達スル路線
- 六、府縣内樞要ノ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ港津ニ達スル路線
- 七、數市町村ヲ連結スル重要ナル幹線ニシテ其沿線地方ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線
- 八、樞要ノ港津又ハ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル國道又ハ府縣道ニ連絡スル路線
- 九、地方開發ノ爲必要ニシテ將來前各號ノ一ニ該當スヘキ路線

第十二條 (削除)

- 第十三條 市道ノ路線ハ市内ノ路線ニ就キ市長之ヲ認定ス
- 第十四條 町村道ノ路線ハ町村内ノ路線ニ就キ町村長之ヲ認定ス
- 第十五條 市町村長ハ市長村ノ爲特ニ必要アル場合ニ限り市町村外ノ路線ニ就キ地元市長村長ノ意見ヲ聞き路線ノ認定ヲ爲スコトヲ得前項ノ路線ニシテ市長ノ認定シタルモノハ市道ノ路線町村長ノ認定シタルモノハ町村道ノ路線トス
- 第十六條 上級ノ道路ト下級ノ道路ト路線カ重複スル場合ニ於テハ其ノ重複スル部分ハ上級ノ道路トス

第三章 道路ノ管理

第十七條 國道ハ府縣知事、其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ國道及府縣道ハ市長ヲ以テ管理者トス

第十八條 道路ニシテ行政區劃ノ境界ニ係ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依ル管理者タル關係行政廳ノ一ヲ以テ管理者ト爲スコトヲ得道路ト他ノ工作物ト兼用スル場合ニ於テハ其道路及工作物ノ管理ニ付前項ノ規定ヲ準用ス但シ私人ヲ管理者ト爲スコトヲ得ス

街路の構造

廣路  
一等大路  
二等大路  
二等小路  
車道と歩道

街路の構造に付ては、街路構造令(大正八年十二月内務省令第二五號)の規定に依るのである。而して同令に於て、所謂街路と稱するのは、地方長官の指定する市内及び市に準すべき地域内に於ける道路を謂ふのである。(第一條) 以下其の定むる所に依れば凡そ左の通りである。

街路は其の幅員に依て、各種別がある。即ち廣路は二十四間以上、一等大路は十二間以上、二等大路は六間以上、一等小路は四間以上、二等小路は一間半以上の幅員を有する街路である。(街路構造令第二條)

街路は車道及び歩道に區別せねばならぬ。但し一等小路及び二等小路にありては、之を區別せざることが出来る。

街路の状況に依て、遊歩道を設けたときは之を歩道に兼用することが出来る。

廣路(一等大路に付ても)には必要あるときは、高速車道又は自轉車道を設けることになつてゐる。(同第三條)

公民科精義

主要なる街路の路面は、右に規定する區別に従て、適當なる材料を以て鋪裝せねばならぬ。(同第七條)

街路の交會、屈曲其他の箇所にして、交通上必要ある場合に於ては廣場を設け、また交通上必要ある箇所の街角は相當之を剪除し、街角に於ける歩道の外側には相當の曲線を設け、十字街、丁字街其他の箇所にして交通上必要ある場合に於ては、安全地帯又は連絡地下道を設け、橋詰に於ける街路の幅員は、必要に應じて相當之を擴大し、遊歩道(交通上支障なき場合に於ては、歩道に付ても)並木を植栽し、(街路の狀況に依て、遊歩道及び歩道或は廣場の鋪裝の一部を縮小して、之に植樹帶、樹苑、花苑又は芝生と爲すことが出來。)廣場及び一等大路には必要あるときは、植樹帶を設け、主要なる橋梁は不燃質耐久材料を以て之を築造すべき定である。(同第一〇、乃至第一三條、第一六條)

道路構造令

- 第一條 國道ノ有效幅員ハ四間以上ト爲スヘシ  
山地其ノ他特殊ノ箇所ニ限リ其ノ幅員ヲ一間以內縮小スルコトヲ得
- 第二條 府縣道ノ有效幅員ハ三間以上ト爲スヘシ  
山地其ノ他特殊ノ箇所ニ限リ其ノ幅員ヲ三尺以內縮小スルコトヲ得

- 第三條 主要ナル市道ノ有效幅員ハ三間以上ト爲スヘシ  
山地其ノ他特殊ノ箇所ニ限リ其ノ幅員ヲ一間以內縮小スルコトヲ得
- 第四條 主要ナル町村道ノ有效幅員ハ二間以上ト爲スヘシ  
山地其ノ他特殊ノ箇所ニ限リ其幅員ヲ三尺以內縮小スルコトヲ得
- 第五條 前各條第二項ノ規定ニ依リ前各條第一項ニ規定スル最小幅員ヲ縮小スルトキハ相當距離毎ニ待避所ヲ設クヘシ
- 第六條 國道ノ勾配ハ三十分一、府縣道ノ勾配ハ二十五分一ヨリ急ナルコトヲ得ス  
特殊ノ箇所ニ於テハ前項勾配ヲ十五分一迄、山地ニシテ已ムヲ得サル箇所ニ於テハ長四十間以內ニ限リ十分一迄ト爲スコトヲ得  
道路ノ勾配力變移スル箇所ニ於テハ相當ノ縱斷曲線ヲ設クヘシ  
坂路長キトキハ相當ノ距離毎ニ五十分一ヨリ緩ナル勾配ヲ有スル相當ノ區間ヲ設クヘシ
- 第七條 國道及府縣道ノ屈曲部中心線ノ半徑ハ三十間以上ト爲スヘシ、但シ特殊ノ箇所ニ於テハ六間迄之ヲ縮小スルコトヲ得  
人家連櫓又ハ連櫓スヘキ箇所ノ屈曲部ニ於ケル凸角ハ相當之ヲ剪除シ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得  
半徑二十間以下ノ曲線ハ背向直接ヲ避ケ兩曲線間ニ相當ノ直線ヲ設クヘシ
- 第八條 國道及府縣道ノ車道ノ路面ノ構造ハ車輪ノ輪帶幅一寸ニ付百貫ノ荷重ニ耐フルヲ標準ト爲スヘシ  
歩車道ヲ區別セサル箇所ニ於テハ交通ノ情勢ニ依リ道路幅員ノ一部ニ限リ前項ニ規定スル構造ニ依ラサルコトヲ得
- 第九條 國道及府縣道ノ側溝ノ深及底幅ハ一尺以上ト爲スヘシ

第十二課 交通

- 第十條 國道及府縣道ノ路端ノ高ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外水流水面ノ最高水位ヨリ一尺以上ト爲スヘシ
- 第十一條 國道及府縣道ノ隧道ノ有效幅員ハ三間半以上ト爲スヘシ、但シ接續道路ノ有效幅員ニ二尺ヲ加ヘタル幅員迄之ヲ縮小スルコトヲ得
- 第十二條 隧道ノ高ハ路面ヨリ十五尺以上ト爲スヘシ但シ特殊ノ箇所ニ限り十三尺之ヲ縮小スルコトヲ得
- 第十三條 國道及府縣道ノ橋梁ノ有效ノ幅員ハ橋長四間未満ノ場合ハ道路ノ有效幅員ト同一トナシ、橋長四間以上ノ場合ハ三間以上ト爲スヘシ但シ接續道路ノ有效幅員迄之ヲ縮小スルコトヲ得
- 第十四條 國道及府縣道ノ橋梁ハ左ニ掲クルモノノ通過ニ耐フル構造ト爲スヘシ橋面一平方尺ニ付十二貫ニ相當スル群衆但徑間ニ應シ相當輕減スルコトヲ得
- 第十五條 國道ニ在リテハ二千貫ノ車輛、十二半噸噸壓機
- 第十六條 府縣道ニ在リテハ千七百貫ノ車輛但シ主要ナル區間ニ在リテハ國道ニ準スヘシ
- 第十七條 第十一條第二項ノ規定ハ國道及府縣道中上部横溝ヲ有スル橋梁ニ之ヲ準用ス道路力橋下ヲ通過スル場合ニ付亦同
- 第十八條 第九條中府縣道ニ關スル規定ハ主要ナル市道及町村道ニ關シ之ヲ準用ス
- 第十九條 本令中府縣道ニ關スル規定ハ地方費道ニ市道ニ關スル規定ハ主要ナル準地方費道又ハ區道ニ關シ之ヲ適用ス但シ地方費道ノ有效幅員ハ山地其ノ他特殊ノ箇所ニ限り第二條第一項ニ規定スル幅員ヲ一間以内縮小スルコトヲ得
- 第二十條 北海道ニ於ケル橋梁ノ有效幅員ハ橋長四間以上ノ木橋ニアリテハ十五尺マテ地方費道又ハ主要ナル準地方費道、區道町村道ニアリテハ十尺マテ之ヲ縮小スルコトヲ得
- 第二十一條 交通ノ情勢ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ得テ前各條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

道路の延長

橋梁數

我が國の道路延長は、國道二千百里、府縣道（又は地方費道）二萬三千四百里、市道四千三百里、町村道二十三萬一千里、合計二十六萬六百里である。

道路を接續する橋梁數は全國四十二萬餘間、國道、府縣道及び市道に架するもの十萬九千五道に達する。

道縣別道路の發達左の如し。

府縣	延長 里	府縣	延長 里
北海道	九、五六六	青森	五六八
岩手	四、三七二	宮城	三、四九七
秋田	六、〇九四	山形	二、〇八七
福島	九、一二七	茨城	一三、三四〇
栃木	四、一五五	群馬	七、六八九
埼玉	四、一八九	千葉	六、四七五
東京	三、四一四	神奈川	三、六九七
新潟	八、四七一	富山	四、〇〇九
石川	三、四六六	福井	三、四六〇
山梨	一、八三〇	長野	二五、四一九

第十二課 交通

岐	七、四〇二	靜岡	七、九一四
愛知	一〇、〇二〇	三重	七、三六三
滋賀	三、七四三	京都	三、五六〇
大坂	二、八七七	兵庫	一五、五八九
奈良	一、八七九	和歌山	三、九七六
鳥取	一、三九七	島根	七、九三六
岡山	九、三八七	廣島	八、八〇二
山口	五、二六四	徳島	二、九七三
香川	二、七一三	愛媛	二、七三四
高知	三、〇八一	福岡	八、四七三
佐賀	一、三二六	長崎	三、八〇六
熊本	四、三三四	大分	二、五八一
宮崎	一、二〇〇	鹿兒島	三、四四〇
沖縄	一、八七四		

諸車

道路に依る諸車の數左の如し。(昭和二年)

自轉車 四、八四四、一〇六  
 荷車 一、九一七、八一六

荷馬車 三一六、二一六  
 荷牛車 八六、九一二  
 2、鐵道

鐵道は軌道上に機關車及び車輛を運轉して、貨客の輸送を爲すもので、現代陸上交通機關として最も主要なるものである。

鐵道の利便

- (一) 鐵道の他の交通機關に比して、最優の利便を有する諸點を列擧すれば、凡そ左の如くである。
- (二) 低廉にして且つ公平なる運賃を以て、迅速に安全確實に、而して愉快に輸送を爲すこと。
- (三) 大量の輸送に適すること。
- (四) 一般の取引を敏活にし、販路を擴張し産業の興隆を誘致して、國家の富強に資せらるゝこと。
- (五) 地方開發の動脈管となること。
- (六) 文化の交通に裨補し、人文開發の勢力なること。
- (七) 國防の充實を助け、軍事上有力なる一機關たること。
- (八) 中央地方を連繫して國政を組織的ならしめ、中央の集權と民心の安定を保ち得ること。